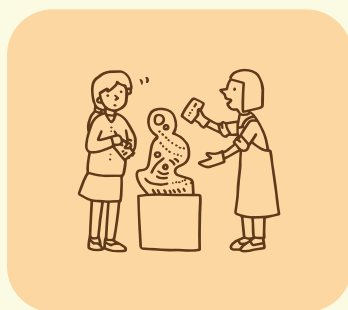


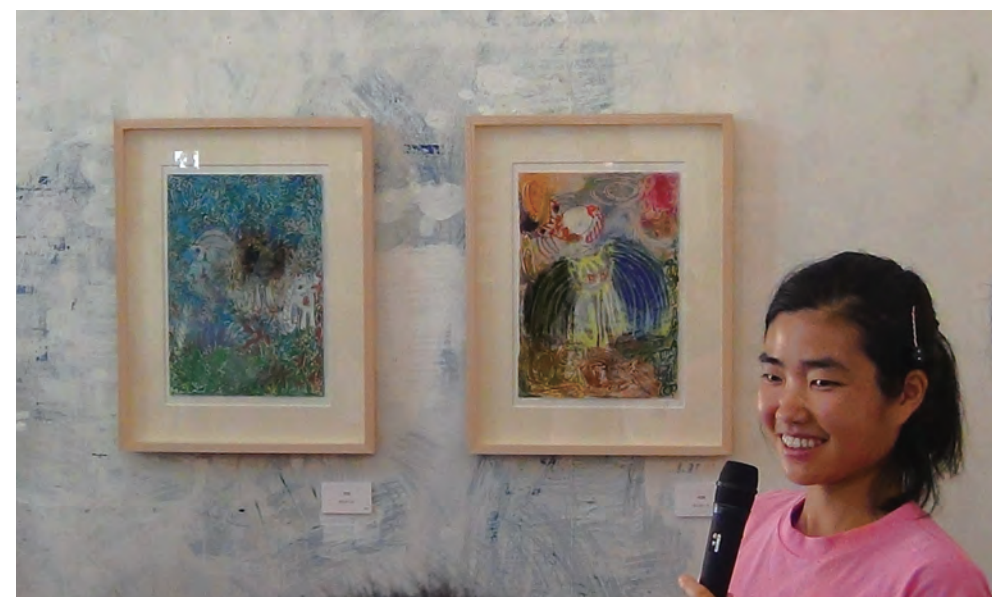


障害者芸術文化活動支援センター 設立・運営マニュアル

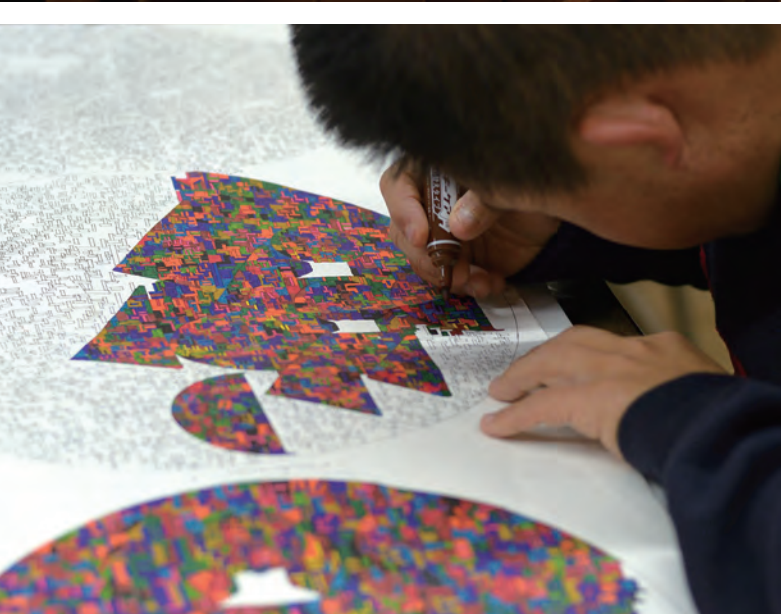


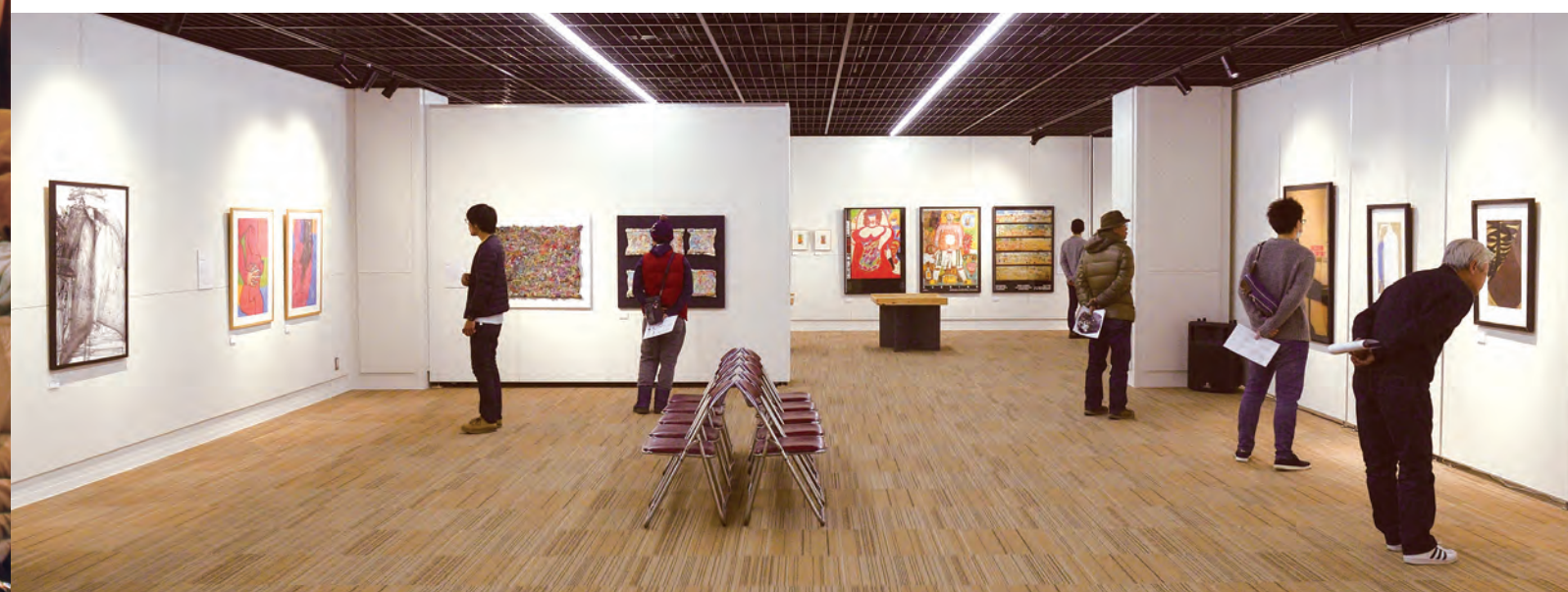
障害者芸術文化活動支援センター 設立・運営マニュアル











はじめに

障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進することは、障害者の社会参加を促し、共生社会を実現するうえで大変重要な意義を有しています。また、障害者の芸術文化活動の中には、国内外で評価を得た事例も数多く生まれており、我が国の芸術文化の発展に寄与する可能性も有していると言えます。

しかしながら、福祉事業所においてはその活動の特性から支援の方法が十分に確立されていなかったり、障害者やその家族へ芸術文化活動に関する情報が届きにくいなどの課題も指摘されていました。

そのような中、平成25年に「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」が厚生労働省と文化庁との共同開催で実施されました。同年7月に公表された中間取りまとめにおいて、障害者の芸術文化活動に関する課題及び支援に関する具体的あり方が示されました。それを受け、厚生労働省では、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する「障害者の芸術活動支援モデル事業（以下、モデル事業という）」を実施し、平成26年には、全国5ヶ所で支援が展開されました。

モデル事業がスタートして3年が経った今日では、全国10都道府県の障害者芸術活動支援センターが支援に取り組んでいます。この3年間を振り返ると、相談支援や人材育成、関係者のネットワークづくり等、多様な実践が全国で展開されてきました。

私たちは、この3年間本モデル事業の連携事務局を担わせていただきました。その役得として、全国で展開されている成果につながる取組を訪問取材させていただいたり、実施団体の皆さんから寄せていただく情報から取組の背景にある課題や実践の成果等を知ることができました。その成果は、これまで取組事例集としてまとめ、実施団体や全国の芸術文化活動に取り組む団体で活用してきました。

「障害者」の「芸術文化」活動を支援するというその事業の特性から、モデル事業の実施団体は多様で、社会福祉法人のみならず、特定非営利活動法人や一般財団法人など実施主体も様々でした。実施団体がこれまで活動を展開してきた領域も福祉だけにとどまらず、文化芸術分野や市民活動分野にもおよびます。社会福祉法人である私たちからみると、芸術が出自である団体の観点や取組はとても新鮮に映ることもありました。

さて、本書ではこれまでの3年間の実践を踏まえ、次年度からスタートする「障害者芸術文化活動普及支援事業（以下、普及支援事業という）」における障害者芸術文化活動支援センター（以下、支援センターという）の設立および運営に関する取組と方法を事例を交えてまとめました。また、各実施団体の3年間の成果として、モデル事業関連の刊行物一覧や支援人材育成プログラム講師等一覧の情報もこれからセンターを立ち上げる皆様に参考としていただけるよう、本書後半にまとめています。

さあ、いよいよ平成29年度から普及支援事業がスタートします。多様で興味深い芸術文化活動支援が、全国47都道府県へ広がっていく際の一助として本書をご活用いただけましたら幸いです。

普及支援事業の実施により、今後全国各地において障害者の芸術文化活動支援に関する機運の醸成が図られることを期待するとともに、来る2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて展開される文化プログラムへ多くの障害者が参画し、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会の実現につながっていくことを望みます。

最後になりますが、この3年間、実践と成果を共有しあい、また本書をまとめるにあたり長時間におよぶ議論に根気強くお付き合いいただいた実施団体の皆様、厚生労働省の皆様をはじめ、本書の制作にご協力をいただきました方々にあらためてお礼を申し上げます。

社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～
障害者の芸術活動支援モデル事業 連携事務局

もくじ

- 011 | はじめに
- 013 | もくじ
- 014 | 本書について

序 障害者の芸術活動支援モデル事業について<pp.016-022>

- 017 | 障害者の芸術活動支援モデル事業とは
- 018 | モデル事業 実施団体紹介

第Ⅰ部 「障害者芸術文化活動支援センター」設立・運営マニュアル

<pp.024-069>

- 025 | 支援センター設立
- 040 | 相談対応
- 049 | 支援人材の育成
- 054 | ネットワークづくり
- 057 | 参加型展示会
- 062 | 協力委員会の設置
- 066 | 調査・発掘、評価・発信

第Ⅱ部 取組事例・相談事例 <pp.070-112>

- 071 | 支援センター設立に関する取組事例
- 075 | 相談対応に関する取組事例
- 079 | 支援人材の育成に関する取組事例
- 086 | ネットワークづくりに関する取組事例
- 092 | 参加型展示会に関する取組事例
- 095 | 調査・発掘、評価・発信に関する取組事例
- 098 | その他の取組事例
- 099 | よくある相談とその対応
- 101 | 相談事例

付録 関連資料 <pp.113-142>

- 114 | モデル事業関連刊行物一覧
- 122 | 支援人材育成プログラム講師等一覧
- 133 | 平成28年度の相談実績
- 135 | 平成28年度の相談分類表
- 137 | モデル事業3年目の実績まとめ
- 141 | 全国の障害者数データ

本書について

本書は、平成29年度「障害者芸術文化活動普及支援事業（厚生労働省補助事業）」の実施に際し、既存および新規に設置される「障害者芸術文化活動支援センター」設立・運営の参考資料となることを目指し、これまで全国12団体が取り組んできた「障害者の芸術活動支援モデル事業（厚生労働省補助事業）」での実践を踏まえ、障害者芸術文化活動支援センターの設立および運営に関する基本的な取組とその方法について、事例を交えてまとめたものです。制作にあたっては、障害者の芸術活動支援モデル事業連携事務局が全体構成を企画立案し、各実施団体からの意見、原稿提供などを受けて編集を行いました。また編集にあたっては、本書第Ⅱ部の事例編を中心に実施団体ごとの表現を優先し、用語や表記の統一は行っていません。なお、実施団体および障害者芸術活動支援センターの名称は、以下の略称を採用しています。

実施団体および障害者芸術活動支援センター略称

- <北海道> 社会福祉法人 ゆうゆう⇒ゆうゆう
アールブリュット推進センター「GENTLY(ジェントリー)」⇒ジェントリー
- <秋田県> 特定非営利活動法人 アートNPOゼロダテ⇒ゼロダテ
ポコラートアキタ⇒略称なし
- <宮城県> 特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン⇒エイブル・アート・ジャパン
障害者芸術活動支援センター@宮城(愛称:SOUP)⇒SOUP
- <埼玉県> 社会福祉法人 みぬま福祉会⇒みぬま福祉会
アートセンター集⇒略称なし
- <東京都> 社会福祉法人 愛成会⇒愛成会
東京アール・ブリュットサポートセンターRights(ライツ)⇒ライツ
- <神奈川県> 特定非営利活動法人 スローレーベル⇒スローレーベル
スローレーベルの相談窓口⇒略称なし
- <新潟県> 社会福祉法人 みんなでいきる⇒みんなでいきる
新潟県アール・ブリュット・サポート・センター “NASC(ナスク)”⇒ナスク
- <山梨県> 社会福祉法人 ハヶ岳名水会⇒ハヶ岳名水会
YAN(山梨アールブリュットネットワークセンター:呼称“ヤン”)⇒ヤン
- <滋賀県> 社会福祉法人 グロー(GLOW) ～生きることが光になる～⇒グロー
アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)⇒アイサ
- <奈良県> 一般財団法人 たんぽぽの家⇒たんぽぽの家
障害とアートの相談室⇒略称なし
- <広島県> 特定非営利活動法人 コミュニティリーダーひゅーるぼん⇒ひゅーるぼん
アートサポートセンターひゅるる⇒ひゅるる
- <佐賀県> 社会福祉法人 はる⇒はる
佐賀県芸術活動支援センター SANC(サンク)⇒サンク

本書第Ⅰ部「障害者芸術文化活動支援センター設立・運営マニュアル」は、全国12都道県で展開された多様なモデル事業の実践をもとに、地域特性によらず全国で実施可能な基本的な取組を中心にまとめています。これからセンターを設置する団体はもとより、障害者の芸術文化活動支援を行う福祉事業所や文化施設、行政機関においても活用いただければ幸いです。ただし、事業実施にあたっては本書の記載内容のみに縛られず、社会資源や環境等、その実情に応じた創造的な実践を展開し、地域の支援体制の構築を図っていく必要があります。なお、本書に掲載する各種様式などのデータについて入手をご希望の方は「障害者芸術文化活動普及支援事業連携事務局」にお問い合わせください。

障害者の芸術活動支援 モデル事業とは...

障害者の芸術活動支援モデル事業は、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動支援を推進することを目的としています。

事業内容については以下のとおりです。平成28年度は、連携事務局の項に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの調査・研究」が追加されました。

（１）障害者芸術活動支援センターの設置（必須事業）

障害者芸術活動支援センターは、美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、また展示会等を通じた関係者のネットワークづくりを行うことを目的として設置する。

① 相談への適切な対応

障害者本人やその家族、障害者の美術活動を支援する福祉事業所等からの相談を受け付け、関係機関の紹介やアドバイスをを行う。相談への対応に当たっては、著作権等の権利保護については弁護士、美術活動の支援については学芸員又は大学教員を専門家アドバイザーとして活用する。

② 障害者の美術活動を支援する人材の育成

福祉事業所で障害者の美術活動を支援する者等に対して美術活動の支援方法に関する研修と、著作権等の権利保護に関する研修を行う。研修はワークショップの方法によることができる。

③ 関係者のネットワークづくり

障害者の美術活動を支える人材が連携・協力できるよう、障害者やその家族、障害者の美術活動を支援する福祉事業所や特別支援学校の職員、障害者の美術活動に理解のある専門家、都道府県の障害福祉担当職員及び文化芸術担当職員等の情報交換の場を設ける。

④ 美術活動を支援する者が参加して企画する展示会

福祉事業所の美術活動担当者、障害者の美術活動に理解のある専門家と連携して企画し、各福祉事業所等から作品を持ち寄り展示会を開催する。

⑤ モデル事業連携事務局への協力

モデル事業連携事務局が設置するモデル事業連絡会議に参加するとともに、モデル事業連携事務局の行う成果報告等のとりまとめ作業等に協力するものとする。

（２）協力委員会の設置（必須事業）

実施団体は協力委員会を設置する。協力委員会は、事業実施計画を確認のうえ実施に当たって協力するとともに、年度末に進捗状況の確認を行う。協力委員会は、実施団体の代表、都道府県の障害福祉担当職員・文化芸術担当職員、障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体（都道府県レベル）の代表、専門家アドバイザーである学芸員及び弁護士を必須の委員とし、必要に応じて特別支援学校の教員等を委員に加えるものとする。

（３）調査・発掘、評価・発信（任意事業）

対象地域内の作品の美術的な評価を踏まえた発信を行うため、学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施する。なお、一連のプロセスを1年で実施することが困難である場合は、一連のプロセスのうち一部分のみ実施することとして差し支えないものとする。

（４）モデル事業連携事務局の設置（任意事業）

本事業にモデル事業連携事務局を1箇所設置することとし、モデル事業連携事務局は次に掲げる事業を行うものとする。なお、モデル事業連携事務局は、実施団体のうち（1）から（3）までの事業を行う実施団体の中から選定する。

① モデル事業連携事務局の業務

実施団体間の連絡調整、連絡会議の企画、モデル事業全体としての成果報告のとりまとめを行う。

② モデル事業連絡会議の設置

実施団体間の情報共有、意見交換を行うための連絡会議を設置する。連絡会議は、モデル事業を実施するに当たり、実施団体に必要となる知識やノウハウを共有するための勉強会を開催するほか、先進事例や各実施団体の取組の紹介、モデル事業の実施成果の外部への報告会を開催する。

③「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」との連携

モデル事業連携事務局は、モデル事業の成果について広く情報発信等を行うため、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」と緊密な連携を図るとともに、当該団体に対し、障害者の芸術活動の振興を推進するために必要な協力を行う。

④2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの調査・研究

モデル事業連携事務局は、芸術文化関連団体との連携を図り、これまで実施されたオリンピック・パラリンピックの文化プログラム及びそれに類する取組について情報収集を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムのより効果的な展開について、実施団体等で検討を行い、その成果報告のとりまとめを行う。

モデル事業 実施団体紹介

平成28年度は、厚生労働省より採択を受けた10の実施団体で取り組みました。それぞれの団体が取り組んだ事業メニューは下表にまとめています。

事業メニュー

- （１）障害者芸術活動支援センターの設置
- （２）協力委員会の設置
- （３）調査・発掘、評価・発信
- （４）モデル事業連携事務局の設置

団 体 名	（１）	（２）	（３）	（４）
社会福祉法人 ゆうゆう [北海道]	○	○	○	
特定非営利活動法人 アートNPOゼロダテ [秋田県]	○	○		
特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン [宮城県]	○	○	○	
社会福祉法人 みぬま福祉会 [埼玉県]	○	○		
社会福祉法人 愛成会 [東京都]	○	○	○	
社会福祉法人 みんなでいきる [新潟県]	○	○		
社会福祉法人 ハケ岳名水会 [山梨県]	○	○		
社会福祉法人 グロー(GLOW)～生きることが光になる～ [滋賀県]	○	○	○	○
一般財団法人 たんぽぽの家 [奈良県]	○	○	○	
社会福祉法人 はる [佐賀県]	○	○		

また、平成26年度には特定非営利活動法人コミュニティリーダーひゅーるぽん、平成27年度には特定非営利活動法人スローレーベルも実施団体として採択を受けています。3年間の実施団体と実施年度については下表のとおりです。

団 体 名	H26	H27	H28
社会福祉法人 ゆうゆう [北海道]		○	○
特定非営利活動法人 アートNPOゼロダテ [秋田県]			○
特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン [宮城県]	○	○	○
社会福祉法人 みぬま福祉会 [埼玉県]			○
社会福祉法人 愛成会 [東京都]	○	○	○
特定非営利活動法人 スローレーベル [神奈川県]		○	
社会福祉法人 みんなでいきる [新潟県]			○
社会福祉法人 ハケ岳名水会 [山梨県]			○
社会福祉法人 グロー(GLOW)～生きることが光になる～ [滋賀県]	○	○	○
一般財団法人 たんぽぽの家 [奈良県]	○	○	○
特定非営利活動法人 コミュニティリーダー ひゅーるぽん [広島県]	○		
社会福祉法人 はる [佐賀県]		○	○



社会福祉法人 ゆうゆう



北海道アールブリュットネットワーク協議会
アールブリュット推進センター「GENTLY」

〒061-0231 北海道石狩郡当別町六軒町70番地18
(社会福祉法人ゆうゆう内)
☎0133-22-2896 ☎0133-23-0811
✉yuyu.artbrut@gmail.com
🌐http://gently-artbrut.com/

“ゆうゆう”を核として道内の障がい福祉10団体で発足した「北海道アールブリュットネットワーク協議会」は、芸術活動実績のある障がい福祉事業所、全道規模の障がい福祉協会、さらに弁護士や芸術専門家としての学芸員、大学教授も加わり、幅広い視点から障がい者の芸術活動を支援する目的で結成しました。広域で気象条件も厳しい北海道で“ゆうゆう（道央事務局）”と“当麻かたるべの森（道北事務局）”の2事務局4圏域体制で全道をきめ細かく網羅。全道3,000ヶ所アンケートを皮切りに、訪問調査、研修会、展示会を通じ、担い手を育て、裾野を広げ、北海道全体の底上げを図る活動を展開しています。



特定非営利活動法人
アートNPOゼロダテ



ポコラート アキタ

〒017-0841
秋田県大館市字大町9
ゼロダテアートセンター内
☎・☎ 050-3332-3819
✉info@zero-date.org
🌐http://akita.zero-date.org/

“ゼロダテ (0/DATE)”とは、DATE(日付)を(ゼロ)にリセットし、もう一度なにかを始める、新しい大館を創造するという活動です。2006年に、大館出身のクリエイターが自発的に立ち上げました。2007年より毎年開催している美術展に加え、イベント開催やまち歩きマップ作成を通じ、街と街をつなぎ地域を盛り上げていきます。アーティストや市民等との協働による、アートを通じた創造的な活動や国際交流、文化芸術活動拠点の形成を通じて、アートによる地域再生と地域に根付いた市民文化芸術活動を目的としています。また、若手アーティストの支援や地域活性化に寄与する次世代の担い手の育成を図り、持続可能な活動を目指しています。



特定非営利活動法人
エイブル・アート・ジャパン



SOUP(障害者芸術活動支援センター@宮城)

[NPO法人エイブル・アート・ジャパン 東北事務局]
〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
みやぎNPOプラザ内 No.16
☎070-5328-4208 ✉soup@ableart.org
🌐http://soup.ableart.org/

[NPO法人エイブル・アート・ジャパン 東京事務局]
〒101-0021 東京都千代田区外神田6-11-14
アーツ千代田3331 #208
☎03-5812-4622 ✉office@ableart.org

“エイブル・アート・ジャパン”は、1995年から「エイブル・アート・ムーブメント(可能性の芸術運動)」を提唱し、アートの可能性や人間の可能性を再発見する活動をすすめています。企業・行政・市民と協働しながら、作品や表現の発信、環境を支えるための人材育成を行うほか、障害のある人たちとともに鑑賞・対話・創作・国際交流・災害復興支援活動などを行い、‘障害者アート’の社会的意義を問う事業を実施しています。



社会福祉法人 みぬま福祉会



アートセンター 集

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂1445
(社会福祉法人みぬま福祉会 工房集内)
☎ 048-290-7355 ☎048-290-7356
受付：平日午前10時から午後5時まで
✉kobo-syu@marble.ocn.ne.jp
🌐http://artcenter-syu.com/

“みぬま福祉会”は 1984年に「どんな障害があっても希望すれば誰でも入れる施設作り」をめざして発足しました。現在は、通所施設、入所施設、グループホーム事業や相談支援事業、居宅等介護事業等計22の事業を行い、300名以上の障害のある人たちが利用しています。1994年頃、授産活動に合わない人がいたことをきっかけに「表現活動を仕事に」切り替え、2002年に地域に開かれた施設づくりをコンセプトにしたギャラリーを併せ持つアトリエ「工房集」を開設。工房集では当法人の表現活動を発信する役割とともに、埼玉県内の施設間ネットワーク(埼玉県障害者アートネットワーク TAMAP±〇)を生かして活動を広げています。



社会福祉法人 愛成会



東京アール・ブリュットサポートセンター
Rights(ライツ)

〒164-0001 東京都中野区中野5-26-18
(社会福祉法人 愛成会内)
☎03-5942-7251 ☎03-3387-0820
受付：平日午前10時から午後5時まで
✉rights@aisei.or.jp 🌐http://brut.tokyo/

“愛成会”は、中野区で約60年の歴史を重ねている社会福祉法人です。障害のある方ご本人の意思が大切にされ、個性を発揮しながら、地域に根づいて生活していくことのできる環境づくりを大切に支援を行っています。2004年からは、地域に暮らす障害のある方を中心とした自由な創作活動の場であるアトリエpangaea(ぱんげあ)も展開。だれもが暮らしやすい共生社会の実現に寄与することを目指しています。2010年からは、中野周辺の各商店街の人々から深い理解と協力を得て、「街中を大きな美術館に！」とアール・ブリュット作品で街を彩る催しを毎年行い、芸術文化を国内外に向けて発信しています。



特定非営利活動法人
スローレーベル



スローレーベルの相談窓口

〒231-0002
神奈川県横浜市中区海岸通1丁目 家の鼻テラス内
☎ 045-661-0602 ☎045-661-0603
✉mail@slowlabel.info
🌐http://www.slowlabel.info/
※現在相談窓口は実施していません。

“スローレーベル”は2009年、象の鼻テラス(横浜市)を拠点に、国内外で活躍するアーティストと福祉施設をつなぐものづくり「横浜ランデヴープロジェクト」を開始。その取組の中から、すべて一点もの手作り雑貨ブランド「SLOW LABEL」が誕生しました。障害の有無を越えて、地域に暮らす多様な人々が手仕事を通じて交流する「SLOW FACTORY(スローファクトリー)」を全国各地で展開する他、突出した感覚をもつ障害者と様々な分野で活躍するプロフェッショナルが協働して作品制作に取り組む国際アート展「ヨコハマ・パトリエンナーレ2014」を開催。アートを通じて、多様な人々の居場所や役割の創出に取り組んでいます。

☆ 社会福祉法人 みんなでいきる



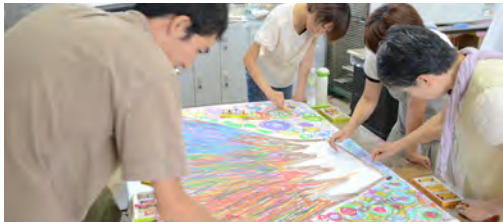
新潟県アール・ブリュット・サポート・センター
”NASC”（ナスク）

〒943-0834 新潟県上越市西城町2-10-25-307
（社会福祉法人みんなでいきる内）
☎025-530-7260 📠025-530-7261
✉info@niigata-artbrut.net
🌐http://niigata-artbrut.net/

“みんなでいきる”は平成14年の設立当初（当時「NPO法人りとるらいふ」）から障害のある方の余暇活動支援として、上越地域の障害のある方やその周辺に在住する児童向けに「アートクラブ」を定期開催してきました。また、社会福祉法人移行後は事業所内で制作された作品の商品化など取組をはじめ、同時に著作権保護に関する取組（成年後見人に関することや契約行為に関することなど）について弁護士を交えて検討を行ってきました。

平成26年「全ての人がとが生き証を残せるように」の理念の下、法人内に「障害者高齢者表現・造形活動プロジェクト」を立ち上げ、障害だけでなく高齢分野の表現活動も推進しています。

☆ 社会福祉法人 八ヶ岳名水会



YAN（ヤン）
山梨アールブリュットネットワークセンター

〒408-0025 山梨県北杜市長坂町長坂下条1237-3
（社会福祉法人八ヶ岳名水会企画事業部内）
☎0551-32-0035 📠0551-32-6351
✉meisui-kikaku@y-meisui.or.jp
🌐http://y-meisui.or.jp/yan/

“八ヶ岳名水会”は、山梨県北杜市及び韮崎市を中心に、知的、精神、及び身体に障がいのある方々の地域生活を支援するため、入所施設やグループホーム、通所施設、居宅介護や相談支援、就業支援など様々な事業を運営・展開しています。

また、廃校を利用し、地域の活性化の一助となるために地域の方々との交流を含めた活動として、日野春學舎構想を展開し、農業の推進及び担い手の育成、就労できる障害者の育成、アート活動の拠点を作り造形活動を行いながら、作家の発掘、作品の展示等に力を注ぎ活動を行っています。

☆ 社会福祉法人 グロー（GLOW）
～生きることが光になる～

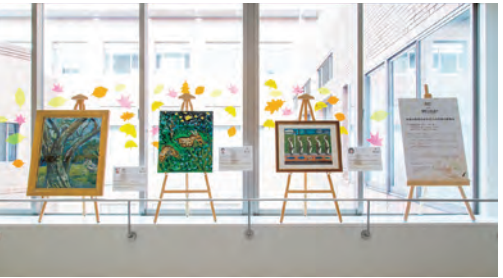


アール・ブリュット インフォメーション
& サポートセンター（アイサ）

〒521-1311
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2
（社会福祉法人グロー 法人本部企画事業部内）
☎0748-46-8118 ✉artbrut_info@glow.or.jp
🌐http://info.art-brut.jp/

2014年4月、「滋賀県社会福祉事業団」と「オープンスペース れがーと」が新しく生まれかわり、“社会福祉法人グロー（GLOW）”が誕生しました。障害者の芸術活動支援に関する取組は、2001年、企画事業部の設置を機にスタートしました。2004年にはボーダレス・アートミュージアムNO-MAを開館し、2012年にはアール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター（略称：アイサ）を開設、障害者の芸術活動に関する相談支援や人材育成、作者の権利保護等に関する取組を行っています。

☆ 一般財団法人 たんぽぽの家



障害とアートの相談室

〒630-8044 奈良市六条西3-25-4
（一般財団法人たんぽぽの家内）
☎0742-43-7055 📠0742-49-5501
✉artsoudan@popo.or.jp
🌐http://artsoudan.tanpoponoye.org/

“たんぽぽの家”は、「アート」と「ケア」の視点から、多彩なアートプロジェクトを実施している市民団体です。ソーシャル・インクルージョンをテーマに、アートの社会的意義や市民文化について問いかける事業を実施しています。国内外の団体とネットワーク型の文化運動を展開し、より公共性の高い仕事に取り組んでいます。また、アートと社会の新しい関係をつくるABLE ART MOVEMENT[可能性の芸術運動]を1995年に提唱し、市民の文化力を高める運動を広げています。芸術の社会化、社会の芸術化をめざし、展覧会やワークショップ、エイブルアート・カンパニー、「アート化」セミナー、インクルーシブデザインなどに取り組んでいます。

☆ 特定非営利活動法人
コミュニティリーダー ひゅーるぼん



アートサポートセンター ひゅるる

〒731-0102 広島市安佐南区川内6-28-15
（NPO法人コミュニティリーダーひゅーるぼん内）
☎070-5671-8668 📠082-831-6889
✉hululu@hullpong.jp
🌐http://hululu.jp/

“ひゅーるぼん”は、子どもたち、障がいのある人たちが、地域の人たちが、共に、いきいきと楽しく相互につながりながら、あったかにくらししていける街をめざしてそのための支援とまちづくりの活動を行っています。幼児から大人までの生涯にわたってトータルにサポートし、その中で「子ども主義・本人主義」を大切にしながら、社会に向けて自分の力を発揮することができるような支援を行っています。また他に、ボランティア育成やまちづくりなど地域に向けての活動や情報発信にも努めています。特にアートを通したまちづくりではアートの持つ力を最大限に生かし、日々の生活の中で障がい者アートが身近にあふれるまちづくりを行っています。

☆ 社会福祉法人 はる



佐賀県芸術活動支援センター
Saga ArtBrut Network Center（サンク）

〒849-0934 佐賀県佐賀市開成5-5-8
☎080-2794-6195 📠0952-34-1024
✉info@s-brut.net
🌐http://www.s-brut.net/

“はる”は、障がいのある方たちに「地域の中でずっと安心して暮らしてほしい」「仕事や外出を通じて地域の方とたくさんの関わりをつくりたい」、そんな『想い』で障がいのある方々にとって安心して生活できる住みよいまちづくりのお手伝いをしています。居宅介護や放課後等デイサービス、24時間型のグループホームを整備していくことで、児童期から老年期まで生涯をとおして地域で支援ができる体制をつくることを目指しています。また、バラエティ・アート・フェスタさがや、アール・ブリュット展等と協力しながら、佐賀県の障害者の芸術活動を広げる活動に取り組んでいます。（平成28年、特定非営利活動法人から社会福祉法人に移行）

i 支援センター設置の背景

日本において、障害者の芸術文化活動は戦前から障害福祉の現場で取り組まれていました。しかしながら、その取組は一部の有識者によって注目されていたに過ぎず、欧米と比べ、文化芸術分野での取扱いが極めて限定的でした。

平成19年、「障害者アート推進のための懇談会」が厚生労働省と文化庁の共同で開催されます。この懇談会は、障害者による自由な芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行うことを目的として実施されました。また、障害者芸術活動の一層の推進に向け、平成25年に「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」が同じく厚生労働省と文化庁で共同で開催され、同年7月に中間取りまとめが公表されます。

それを受け、厚生労働省では、芸術活動を行う障害者およびその家族ならびに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進することとし、平成26年「障害者の芸術活動支援モデル事業」が全国5ヶ所でスタートしました。「障害者芸術活動支援センター」はその実施要綱に記載された名称です。

そして、平成29年から実施する「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、支援対象をこれまでの美術分野に加えて、演劇、音楽等の舞台芸術分野に広げ、「障害者芸術文化活動支援センター（以下、支援センターという）」と改称されます。

ii 障害者の芸術文化活動支援の意義

先述の「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間取りまとめには、障害者の芸術活動の意義について以下のように記載されています。

○芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。

○また、障害者の芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものである。

障害者の芸術文化活動を推進することは、「障害者の社会参加を促し、共生社会の実現に寄与する」、また「既存の芸術に広がりや深まりを与える」と述べられ、福祉的な意義のみならず、文化的にも十分意義があると示されています。障害者が一市民として芸術文化に参画できる環境づくりを推進することは、ひいては芸術振興や地域振興にもつながるのです。

iii 支援センター設置の目的

障害者芸術文化活動支援センターは、障害者およびその家族ならびに福祉事業所等で障害者の芸術文化活動の支援を行う者への支援を推進することを目的とし、現在支援を行っている者、あるいはこれから支援を行おうとする者を支える中間支援を主たる役割としています。

一義的には障害者の芸術文化活動への参加を促進していくための様々なバリアを取り除いていくことがセンターの役割となるわけですが、その結果、障害者に限らず多様な市民が芸術文化活動に参加できる環境づくりが進むことも支援センター設置の意義といえるでしょう。

vi 支援センターの機能 普及支援事業の公募要項に示された支援センターの機能は以下のとおりです。

① 都道府県内における事業所等に対する相談支援

障害者本人やその家族、芸術文化活動を支援する事業所等から支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関の紹介や専門的知見に基づく技術的支援を行う。



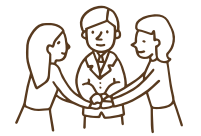
② 芸術文化活動を支援する人材の育成等

事業所等で芸術文化活動を支援する者等に対して、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護等に関する研修を行い、人材の育成及び確保を図る。



③ 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力できるよう、障害者やその家族、芸術文化活動を支援する事業所等や特別支援学校の職員、芸術文化活動に理解のある専門家、都道府県・市町村の障害福祉担当職員・芸術文化担当職員等の情報交換の場を設ける。



④ 参加型展示会等の開催

事業所等の支援者、芸術文化活動に理解のある専門家等の関係者と連携して企画し、各事業所等から作品を持ち寄る参加型展示会や公演を開催する。



⑤ 協力委員会の設置

事業実施計画や進捗状況の確認を行う協力委員会を設置し、事業の実施に必要な協力を得ることとする。



⑥ 調査・発掘、評価・発信

対象地域内の作品等の芸術文化活動に関する評価を踏まえた発信を行うため、学芸員と実施団体が連携して、当該芸術文化活動を行う障害者や作品の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価・指導し、企画展等により発信する一連のプロセスを実施する。



⑦ 情報収集・発信

展示会や公演など、都道府県内の芸術文化活動の情報を収集・発信する。

v 支援センターの実施体制

支援センターとして最低限必要な実施体制は以下のとおりです。

所長(1名)・・・支援センター事業の統括
相談員(2名)・・・相談対応、研修会の企画実施、展示会の開催事務等
専門家アドバイザー・・・弁護士や学芸員等

支援センターには、創作環境の整備や鑑賞支援、作品の二次利用・販売等幅広い相談が寄せられます。相談を受ける相談員が1人で悩まず内部で対応を検討しながら事業を展開できるよう、2名以上の体制とすることが望まれます。

また、著作権保護や大規模な展覧会の開催等より専門的な助言が必要となる場合もあるため、あらかじめ弁護士や美術館学芸員、文化施設の専門家等に専門家アドバイザーを依頼し、就任していただくようにしておくことが求められます。

vi 支援センターに必要な場所・設備

支援センターには、障害者や家族、福祉事業所の職員、学校教員、報道機関、文化施設関係者など様々な人から相談が寄せられます。以下のような場所や設備を用意しておく幅広く相談に対応できるでしょう。

場所	支援センターとして最低限必要な場所は以下のとおりです。
	事務室・・・センターの職員、設備備品が収容できる広さを確保します。
	相談室・・・2名以上で利用可能であり、遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮したもので、相談者等に対応するのに適切なスペースを確保します。
	また、車いす利用者の相談に対応できるよう、バリアフリーなスペースを確保します。
設備	様々な障害に対応できるよう、以下の通信手段を整備することが必要です。
	①電話(携帯電話でも可) / ②FAX / ③パソコン(電子メール)
	障害者の芸術文化活動に関する情報を収集するためにも、インターネットの活用は必須です。
	また、相談記録を保存していくデータベース(p.043参照)も必要です。

取組事例

実施団体事務所の一角でスタートするのが一般的ですが、エイブル・アート・ジャパンでは、実施初年度コワーキングスペースを活用して事業をはじめました。そのスペースで活動するクリエイター等とのネットワークが構築できたというメリットもありました。現在は、市民活動の拠点となっている建物内の貸事務所へ移転しています。

vii 支援センターの年間スケジュール(例)

支援センターの年間スケジュール(例)を示します。参考にしつつも、これにとらわれることなく、それぞれの地域の実情を踏まえて効果的なプログラムを実施することが重要です。

	基礎調査		相談対応		支援人材の育成			ネット ワークづくり(交流の場づくり)	参加型展示会			協力 委員会の開催	調査・発掘、 評価・発信			事業報告書の作成	
	アンケート調査	現場訪問調査	相談対応	アドバイザーへの定期相談	研修企画・講師依頼	美術活動支援の研修	権利保護の研修		実行委員会の実施運営	広報媒体等作成	展示設営等		評価委員会の開催	調査・発掘	企画展の開催		
4月	調査票の検討・作成 ↓ 都道府県へ送付依頼 ↓ ●発送 ↓ ●回収・集計		相談窓口 設置準備 ↓ ●相談窓口開設 ↓ 相談受付開始	アドバイザー 就任依頼 ↓ ●第1回相談					参加型展示会の より詳細な工程は pp.058-061に 記載しています			委員選定 ↓ ●協力依頼	委員選定・依頼 ↓ ●			打合せ ↓ 構成の検討・決定 ↓ ●	4月
5月		●調査票作成															5月
6月		訪問調査開始										●第1回 協力委員会	●第1回 評価委員会	調査先の決定・依頼 ↓ ●調査 ↓ 調査原稿作成		進捗確認 ↓ ●	6月
7月								●実施時期の検討		●第1回 実行委員会							7月
8月				●第2回相談	●企画書作成 ↓ ●講師依頼 ↓ ●チラシ発送					●情報集約 ↓ テキスト整理		●第2回 協力委員会				打合せ ↓ ●	8月
9月										●デザイン ↓ 作業開始				情報集約 ↓ テキスト整理		進捗確認 ↓ ●	9月
10月						●講師との打合せ				●印刷業者選定 ↓ チラシ印刷・発送	仕様書作成 ↓ 搬入・展示設営			作業開始 ↓ ●印刷業者選定 ↓ チラシ印刷・発送		打合せ ↓ ●	10月
11月	(基礎調査は、設立初年度に実施し以降複数年毎に実施)			●第3回相談			●講師との打合せ			●図録印刷 ↓ 納品	展示業者選定 ↓ 展示会開催					印刷業者選定 ↓ ●	11月
12月						●研修の実施		参加型展示会に合わせて実施 ↓ ●	●第5回 実行委員会				●第2回 評価委員会				12月
1月									●第6回 実行委員会							台割・原稿送付 ↓ デザイン作業	1月
2月									●第7回 実行委員会			●第3回 協力委員会			展示業者選定 ↓ 企画展開催	印刷入稿 ↓ 納品	2月
3月									●第8回 実行委員会					作品返却 ↓ ●			3月

都道府県単位での網羅的な基礎調査の実施

1. 調査方法

障害者の芸術文化活動支援に取り組むにあたり、まずは地域の実情を把握することが不可欠です。その地域の現状と特性を把握した上で、必要な研修テーマや参加型展示会の効果的な開催方法などが見えてきます。p.030に基礎調査として以下の2つの方法を紹介します。可能であればいずれも、難しければ目的などに応じて適切な方法でいずれかを実施します。

① アンケートによる都道府県単位の網羅的な調査

まず、アンケート調査では都道府県内の障害者芸術文化活動の取組状況を概観することができます。どれくらいの施設や学校で取り組まれているか、また活発に取り組まれているエリアとほとんど取組がなされていないエリアなど現状を把握することで、より効果的に研修プログラムの開催場所を選定できたり、実情に沿う最適な参加型展示会やネットワークづくりのプログラムを企画・実施することができます。

② 現場訪問による芸術文化活動状況の実情調査

一方の訪問調査は、アンケートよりも具体的に現場の課題やニーズを知ることが可能です。支援の現場ではどんな課題に直面し、悩みを抱えているかを理解することで、次の研修プログラムやネットワークの場づくりに役立てることができます。また、訪問調査をきっかけに支援センターの存在を知ってもらい、相談支援員と顔見知りになることで、以降、芸術文化活動支援において課題や悩みが出現した際に気軽に相談できる関係性をつくることにもつながります。

取組事例

エイブル・アート・ジャパンでは、全県へのアンケート調査で芸術活動に取り組んでいない事業所が多いことが明らかになりました。アンケート調査では、取り組めない要因を問うような設問がなかったため、取り組んでいない事業所等に訪問調査を行い、具体的に芸術活動を行っていない理由をヒアリングしました。そもそも取組実態を調査するための網羅的なアンケート調査と位置付けていましたが、同時に芸術活動に取り組めていない事業所等がどのような理由で取り組めていないのかを知ることも支援センターにとって重要なことであると考えます。

そこで、こうした経験をもとにpp.031-032のアンケート標準調査票では、芸術文化活動に取り組めていない理由を尋ねる質問を設け、どのような支援が現場で求められているのか、アンケートから実態を把握できるようにしました。

①アンケートによる
都道府県単位の網羅的な調査



都道府県全体を対象に、障害者の芸術文化活動状況を知るためのアンケート調査です。全域的な調査結果が出るため、全体数や都道府県内における地域ごとの現状を把握することができます。調査項目はこれまでモデル事業として取り組んできた実績を踏まえ、pp.031-032に標準的な調査票を掲載しています。都道府県の実情等を考慮し、それぞれにアレンジして活用してください。

《方法》
◆標準調査票を活用して、自治体や関連団体の協力を得て配布

《対象》
◆福祉事業所 ◆特別支援学校
◆精神科病院 ◆民間のアトリエ
◆芸術文化施設など

《目的》
◆全域的な活動状況を知る
◆地域ごとの特性を分析する

《活用例》
◆研修会等の開催場所や回数などの設定
◆参加型展示会の開催方法の検討
◆展示会の開催場所や訪問調査対象の選定など

《留意点》
回答率を高める工夫も必要となります。調査の趣旨や目的、得られた結果がどのように活用されるかなどを示した鏡文や、行政からの協力依頼文書などを添付したり、締切直前に電話やメールで改めて締切日を喚起するなどの地道な取組が大きく回答率に影響します。

②現場訪問による
芸術文化活動状況の実情調査



左のアンケート結果を踏まえて、調査する団体を選定し、訪問調査を実施します。活動場所の環境や画材提供、支援方法などの具体的な取組を把握することができます。調査時には、pp.033-036の訪問調査票を活用すれば、必要な情報をもれなく聞き取ることができます。また、活動の担当者とは面識ができ、支援センターの周知にも繋がります。

《方法》
◆アンケート結果から訪問団体を選定し、訪問調査票を活用して聞き取り

《対象》
◆芸術文化活動をさかんに行う学校や団体
◆関心はあるが活動を行っていない学校や団体

《目的》
◆具体的な取組の状況を把握する
◆活動団体とのネットワークを形成する
◆活動できない団体の課題を究明する

《活用例》
◆現場の課題やニーズを知る
◆活動体験の研修会場を選定
◆参加型展示会への参加依頼など

《留意点》
訪問先には事前に連絡を取り、可能な限り活動実施日に訪問し、活動見学後に担当者から聞き取りを行います。また、見学が作者の負担にならないか、記録用写真の撮影が可能か確認します。施設概要など確認のため、施設案内などの資料を用意しておいてもらうとよいでしょう。

2. 標準調査票

障害者の芸術文化活動状況のアンケート調査票（案）

[調査概要]

(実施目的、回答情報の活用内容、個人情報の取扱いについて、回答締切日)

[調査項目]

機関名	
記入者名（役職）	

1. 障害者の芸術文化活動について関心がありますか？

※芸術文化活動：絵画や陶芸などの美術活動および演劇・音楽・ダンスなどの表現活動

- ☐ 1. はい ☐ 2. いいえ

2. あなたの施設では、障害者の芸術文化活動を行っていますか？

- ☐ 1. はい ☐ 2. いいえ

行っていない理由をご回答ください。※複数回答可

☐ 活動内容としていない	☐ 支援する人材がない
☐ 活動場所がない	☐ 作品保管場所がない
☐ 活動資金がない	☐ その他（

3. (2で「はい」と答えた方はご回答ください)

現在はどうのような芸術文化活動をしていますか？

- (1) 活動場所 ☐福祉事業所 ☐学校 ☐病院 ☐外部の教室 ☐家庭
☐その他 ()

- (2) 活動時間 ☐ 毎日 ☐ 週に()回 ☐ 月に()回 ☐ その他 ()

- (3) 活動人数 ☐ 全員/()名程度 ☐ 一部/()名程度 ☐ 個人で ☐ その他()
→上記のうち、障害のない人は()名程度

- (4) 指導者 ☐ 職員 ☐ 外部の講師 ☐ 家族 ☐ なし ☐ その他 ()

- (5) 活動内容 ☐絵画 ☐陶芸 ☐織物 ☐木工 ☐書 ☐音楽 ☐ダンス ☐演劇
※複数回答可 ☐その他 ()

4. (2で「はい」と答えた方はご回答ください)

作品をどのような場で発表していますか

- ☐ 1. 施設内に展示している
 ☐ 2. 外部の展覧会に出品している
☐ 3. 商品化している
 ☐ 4. 特に発表の場は設けていない
☐ 5. その他 ()

5. (2で「はい」と答えた方はご回答ください)

作品の著作権等の帰属、出展、販売、二次利用等を行う場合の取扱いを定めていますか。

- ☐ 1. 定めている ☐ 2. 定めていない

6. 今後どのような芸術文化活動を行ってみたいですか。※複数回答可

- 1. 絵画 □2. 陶芸 □3. 織物 □4. 木工 □5. 書 □6. 音楽 □7. ダンス
□8. 演劇 □9. その他 ()

7. 芸術文化活動において、現在の課題や必要としていることがあれば教えてください。

※複数回答可

- ☐ 1. 活動環境について ☐ 2. 活動の発表について ☐ 3. 活動時間について
☐ 4. 活動資金について ☐ 5. 指導者の確保 ☐ 6. 作者・支援者同士の情報交換
☐ 7. 支援方法について ☐ 8. 作品や作者の権利保護 ☐ 9. 商品化の方法
☐ 10. その他（ ）

8. (実施団体名)に期待すること、相談したいことなどがあれば記入してください。

＜返送方法・問合せ先＞

返送方法の説明、回答の締切日、実施団体の住所、連絡先、担当者名

ご協力ありがとうございました。

障害者の芸術文化活動状況の訪問調査票（案）

〔調査先概要〕

機関名	
種別	
設立年	
担当者名 (役職)	
利用者数	10代 名、20代 名、30代 名、40代 名、50代 名、 60代 名、70代以上 名
職員数	常勤 名 / 非常勤 名
施設（建物） 面積	m ² （活動場所 m ² /保管場所 m ² ）
沿革	

※左記については施設担当者に訪問調査を依頼する際に、当日質問するために事前に確認して回答を用意しておいてもらうと良い。（施設パンフレットに記されていることもある）

I 現在の芸術文化活動の取り組み状況

1. 芸術文化活動に取り組み始めた時期
() から
2. 取り組み始めたきっかけ
()
3. 活動種別、活動時間、参加者数、活動内容 ※活動種別ごとに記入してください

活動種別	
☐ 余暇活動	(1) 活動内容について ※複数回答可
☐ 生産活動	☐ 絵画 ☐ 陶芸 ☐ 織物 ☐ 木工 ☐ 書 ☐ 音楽 ☐ ダンス ☐ 演劇
☐ 職業指導	☐ その他 ()
☐ 授業	(2) 活動時間
☐ 作業療法	☐ 月に () 回 / 1回あたり () 時間 ☐ その他 ()
☐ 一般の造形教室	(3) 活動の1回あたりの平均参加者数
☐ その他	☐ 2～5人 ☐ 5～10人 ☐ 10～15人 ☐ 15～20人 ☐ 20～25人 ☐ 25～30人 ☐ 30人以上
	(4) 活動の指導者について
	☐ 担当職員 () 名 ☐ 外部の講師 () 名 ☐ いない → ☐ 芸術分野の経験あり（具体的に： ） ☐ 芸術分野の経験なし
	(5) 画材費等の支払いについて
	☐ 作者 ☐ 施設等 ☐ その他 ()

活動種別	
☐ 余暇活動	(1) 活動内容について ※複数回答可
☐ 生産活動	☐ 絵画 ☐ 陶芸 ☐ 織物 ☐ 木工 ☐ 書 ☐ 音楽 ☐ ダンス ☐ 演劇
☐ 職業指導	☐ その他 ()
☐ 授業	(2) 活動時間
☐ 作業療法	☐ 月に () 回 / 1回あたり () 時間 ☐ その他 ()
☐ 一般の造形教室	(3) 活動の1回あたりの平均参加者数
☐ その他	☐ 2～5人 ☐ 5～10人 ☐ 10～15人 ☐ 15～20人 ☐ 20～25人 ☐ 25～30人 ☐ 30人以上
	(4) 活動の指導者について
	☐ 担当職員 () 名 ☐ 外部の講師 () 名 ☐ いない → ☐ 芸術分野の経験あり（具体的に： ） ☐ 芸術分野の経験なし
	(5) 画材費等の支払いについて
	☐ 作者 ☐ 施設等 ☐ その他 ()

4. その他、活動場所を視察して気になったことを担当者に質問して記す

5. 外部の講師の有無について
- ☐あり ☐なし

6. （5でありと回答された場合のみ）外部の講師への報酬額について
- ☐3,000円未満 ☐3,000～5,000円 ☐5,000～10,000円 ☐10,000円以上 ☐無報酬 ☐交通費のみ

7. 作品はどのような場所で、どのように保管していますか
- ()

Ⅱ 作品の利用について

8. 年間の作品発表の回数について（施設内も含む）
☐4 回以下 ☐5～9 回 ☐10～14 回 ☐15 回以上 ☐なし
9. （8 で発表の機会があると回答された場合のみ）発表の場（機会）について
（）
10. （8 で発表の機会があると回答された場合のみ）発表による収入があった際の取り扱いについて
☐作者が全額収入 ☐施設が全額収入 ☐作者と施設で配分する（配分割合/作者 ：施設 ）
11. 作品販売の有無について
☐販売している ☐販売していない
12. （11 で販売していると回答された場合のみ）作品販売の実績について
☐1～5 回 ☐6～10 回 ☐10 回以上
13. （11 で販売していると回答された場合のみ）販売による収入の取り扱いについて
☐作者が全額収入 ☐施設が全額収入 ☐作者と施設で配分する（配分割合/作者 ：施設 ）
14. 作品をモチーフにしたグッズの製作（二次利用）と販売について
☐あり ☐なし ☐今後、予定あり
15. （14 でありと回答された場合のみ）グッズの販売による収入の取り扱いについて
☐作者に著作権使用料を支払っている ☐施設の収入としている（工賃として支払う、活動費に充当等）
16. （8、11、14 で作品利用していると回答された場合のみ）発表や販売、二次利用の可否、金額の設定等の決定方法について
☐作者が決定する ☐作者と活動担当者と相談して決定する ☐活動担当者や施設で決定する
☐その他（）
17. （8、11、14 で作品利用していると回答された場合のみ）作者と施設間での書面の取り交わしについて
☐交わしている ☐交わしていない ☐一部分（発表・販売・二次利用）に関して交わしている
☐今後、交わす予定

Ⅲ 活動に関する課題について

18. 芸術文化活動に取り組むなかで困っていること、悩んでいることについて
（例 どのように活動を始めればよいか、活動がマンネリ化している、発表の機会がない等）
☐あり ☐なし
19. （18 でありと回答された場合）課題や悩みの詳細について
（）

20. 作品利用における著作権に関することで困っていること、悩んでいることについて
（例 出展謝礼が支払われたがどう収入すればいいか、どのような書面で契約すればいいのか等）
☐あり ☐なし

21. （20 でありと回答された場合）課題や悩みの詳細について
（）

22. 活動に関する研修会について希望するテーマ
☐先進的な取り組みの活動見学
☐展示会開催の方法について学ぶ研修
☐芸術経験者との意見交換会
☐著作権保護に関する研修
☐商品化に関する研修
☐その他（）

Ⅳ 今後の展開について

23. 活動の充実度について
☐現状維持 ☐充実させたい ☐縮小の方向
24. （23 で「充実させたい」と回答された場合）具体的な取り組みで考えていること
☐芸術文化活動の時間と場の拡充
☐活動を支援できる人材（美術経験者等）の確保
☐作品発表の機会を増やす
☐芸術文化活動に関する知識や技術のスキルアップ研修を受ける
☐芸術文化活動に関わる人との交流（他の施設の担当者、芸術関係者等）
☐作品の保管場所の拡充
☐施設管理者、運営側の芸術文化活動に対する理解
☐障害者の芸術文化活動に対する理解の推進と啓発
☐作品の販売、及び利用を通した作者の収入の安定化
☐作者の権利について相談できる窓口の利用
☐芸術文化活動に関する知識や情報を得られる媒体物（WEB ページ、冊子等）の発行
☐その他（展示会の開催、芸術文化活動の現場を見る機会等）
☐特になし

センターの事業開始の周知

1. 周知方法

センター設立後、事業開始を周知しなくてはなりません。周知のための広報ツールは様々ですが、少なくともセンターを紹介するリーフレット（印刷物）とウェブサイトが必要です。また、障害当事者からの相談も一定数あるので、センターとしては情報保障にも配慮する必要があります。視覚障害者に向けてウェブサイトを読み上げ対応にしたり、知的障害者向けに平易な言葉で書き換え、漢字に読み仮名をふった別バージョンのリーフレットを作成するなどそのひとつです。

リーフレットは配布計画を立てて必要部数を印刷します。配布先は行政の福祉関係窓口、福祉関連のイベントや研修などで配布するほか、地域の美術館や文化ホール、市民活動センターなど文化芸術やNPOセクターにも届くような配布に努め、ネットワークづくりにもつなげていくとよいでしょう。

➡モデル事業でのリーフレット制作実績はpp.071-072をご覧ください。

➡モデル事業でのウェブサイト制作実績はpp.073-074をご覧ください。

2. 広報ツールの制作

通常は外部のデザイナーや制作会社などと協働して制作します。伝えるべき内容をまとめた原稿をセンターが用意し、デザイナーに提供して制作を依頼します。デザインのスキルを持ったセンタースタッフがいる場合は、企画から制作まで一貫してセンター内で行うことも可能です。

このリーフレットやウェブサイトを制作する過程で、センターの理念や活動内容について関係者で議論・検討することは、センターの役割や意義について関係者間で共有できる貴重な機会となります。この機会を活用し、ぜひ意見交換を行ってみてください。

ツールごとの内容についてはpp.038-039をご覧ください。

① リーフレット

センターを紹介するリーフレットを制作します。センターの趣旨や活動・相談の内容を簡潔にまとめたハンディーなものがよいでしょう。相談・問い合わせ先としては電話の他、FAX・メール・郵送など情報保障の観点からも多様なアクセス方法を示すことが望まれます。またウェブサイトへ誘引するツールでもあることを意識し、URLやSNSなどについても記載します。

◎サイズ・仕様等

読みやすさを考慮して10～12ptのフォントサイズで以下の内容を掲載するとA4両面程度の紙面が必要でしょう。ここではA4二つ折り（仕上がりA5サイズ）を想定します。

◎構成と掲載内容

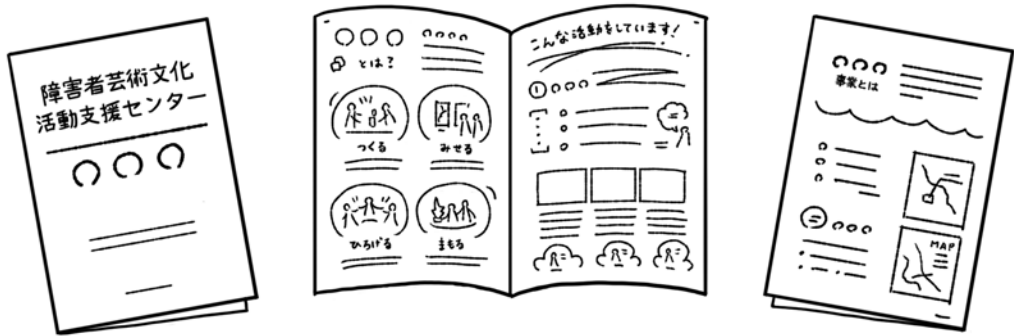
全体構成は、下部のレイアウトイメージを参照してください。掲載内容は以下のとおり。

<表紙> ◆センター名称 ◆キャッチコピー ◆URL（SNSアカウント）
リーフレットの顔となる表紙にはセンター名をしっかり示します。
キャッチコピーやURLに加えてSNSに関する情報を記載するのもよいでしょう。

<中面> ◆センターのコンセプト（ミッション）
◆センターの機能（相談、人材育成、ネットワーク、参加型展示会）
◆相談事例および対象（当事者、支援者、作品を活用したい企業etc）
中面ではセンターの概要や事業について紹介します。
一見してわかるよう、キーワードで伝えることも有効です。

[キーワード例]
つくる・しる・ささえる（ジェントリー）
Sign[しるし]・Open[ひらく]・Upset[ひっくりかえす]・Planet[よりそう]（SOUP）
つくる・つなぐ・まもる（アイサ）
つくる・広がる・そばにおく（ひゆるる）

<裏表紙> ◆センター連絡先 ◆障害者芸術文化活動支援普及事業について



上記の項目を盛り込んだレイアウトイメージ

② ウェブサイト

リーフレットの内容を核としてウェブサイトを作成します。リーフレットに掲載している基本的な情報を網羅した上で、相談事例や研修情報などより詳細に掲載できる構成とします。

◎仕様

ウェブサイトを開設する際の基本的な仕様に加え、以下の仕様を加える必要があります。

＜投稿・編集機能＞ 上記の情報をセンタースタッフが随時更新できる仕様とする。

＜アクセス解析機能＞ 潜在的なニーズや関心層を把握できる仕様とする。

＜フィード機能＞ 他のサイト等で情報を広げて発信できる仕様とする（RSS対応など）。

◎構成と掲載内容

＜相談事例＞ 相談者が「こんなことも相談してよいのだ」と感じられるよう、幅広い相談事例を紹介する。

＜研修会の情報＞ 閲覧者が関心を持つよう、研修のタイトルや日程などの概要だけでなく、実施に至る背景や、当日の研修内容等について詳しく記載する。

＜展覧会（公演）等の情報＞ 展覧会（公演）等の開催概要に加え、出展作品や出演者の写真やプロフィールなどを紹介する。開催までの実施プロセスを紹介することで閲覧者の関心度が高まります。

◎留意点

- ・ウェブサイト公開後、関係機関等にサイトの開設をお知らせして、それぞれのサイトで紹介してもらうよう働きかける必要があります。
- ・イベント情報などは、SNSを活用して幅広く情報を提供するように心がける必要があります。
- ・視覚障害者に向けて、可能な限りウェブサイトを読み上げ対応にすることも求められます。



福祉事業所等に対する相談支援

障害者本人やその家族、芸術文化活動を支援する福祉事業所等から支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関の紹介や専門的知見に基づく技術的支援を行います。

相談への対応にあたっては、著作権等の権利保護については弁護士、芸術文化活動の支援については学芸員、大学教員等を専門家アドバイザーとして活用するほか、相談対応シートの導入、相談記録のデータベース化等により効率化を図ります。

相談対応の準備

1. 人員配置

相談対応に必要な人員配置については、p.027の「支援センターの実施体制」を参照ください。ここでは相談支援員に求められる知識と技能について紹介します。相談支援員には総合的な力が不可欠です。創作支援や展示に関する相談では美術についての知識や技能、作品の売買や二次利用に関する相談では作者の権利についての知識が必要です。また、それにとどまらず障害福祉サービスや障害特性などについての基礎的な知識もなくしてはなりません。さらに、外部の専門家とのネットワークを築く力や、相談者の課題を明確化し、置かれた状況の中から最善の策を導くアセスメントする力が強く求められます。もちろん、これらの知識や技能は一朝一夕には習得できません。研修や実際の相談支援を振り返る中で、日々経験と研鑽を積み、以下に挙げるような相談員としての知識や技能を養っていく必要があります。

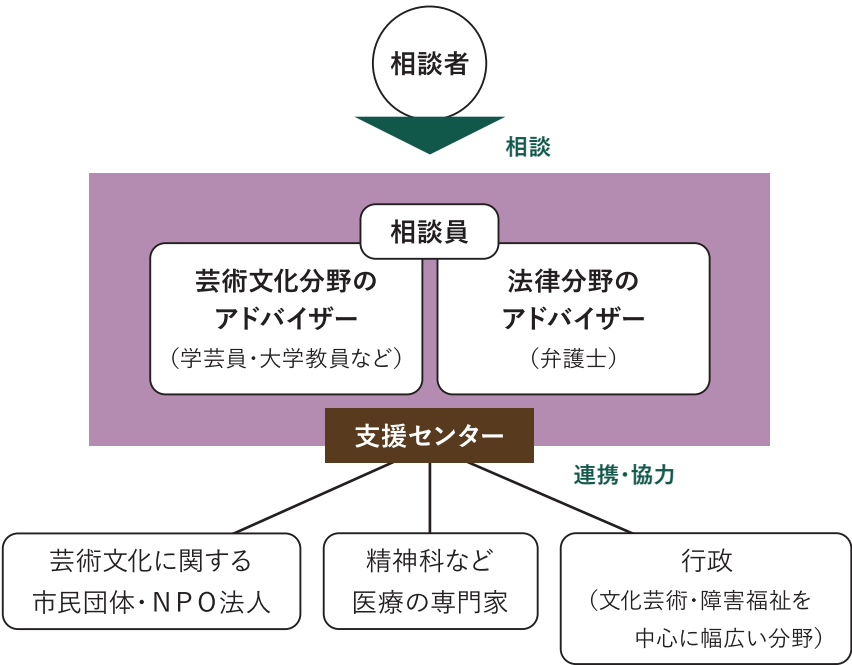
- ◆**作者の権利について**
 - ・著作権に関する基礎知識（著作権法の目的、著作物の種類、著作権および隣接権など）
 - ・関連する権利の基礎知識（所有権、商標権、特許権、肖像権など）
 - ・成年後見制度に関する基礎知識
- ◆**芸術文化について**
 - ・創作に関する基礎知識（部門、技法、画材等）
 - ・展示に関する基礎知識（展覧会の開催、展示作業等）
 - ・公演に関する基礎知識（舞台制作のノウハウ等）
 - ・障害のある人の芸術文化活動に関する知識
- ◆**障害福祉について**
 - ・障害者総合支援法に基づく制度と障害福祉サービスの仕組みに関する知識
 - ・障害特性に関する知識
- ◆**アセスメントする力**
 - ・相談者から詳細な内容を聞き取る力
 - ・必要な情報や支援の手法を見立てる力
- ◆**その他**
 - ・作者や外部の専門家とのネットワーク構築力やコミュニケーション力
 - ・助成金など活動資金に関する情報と獲得のためのノウハウ

2. 施設・設備

施設や設備については、p.027の「支援センターに必要な場所・設備」を参照ください。

3. 相談支援体制

相談窓口の設置にあたって支援体制の整備は不可欠です。障害者の芸術文化活動支援には福祉や美術、法律さらに音楽や舞台芸術に関する知識やノウハウが必要ですが、現状、それらの相談に何でも対応できる人材はほとんどいません。そのためセンターを設立すると同時に、並行して相談員の育成にも取り組まなければなりません。当該地域における障害者の芸術文化活動の成熟度にもよりますが、美術や法律などの専門的な助言が必要な相談に対して適切に対応するには、外部の専門家と連携することが必要です。平成29年度の障害者芸術文化活動普及支援事業の公募要項には協力委員会の設置が明記され、必須の委員には学芸員または大学教員、弁護士の任用も挙げられています。支援センターで美術や法律の専門的な相談を受けたときには、適宜それらの協力委員に相談し、助言を受けた上で相談者に回答することで正確な対応ができます。協力委員会以外でも日常的にコンタクトをとり、気になることは普段から聞ける関係性をつくっておくとよいでしょう。他にも芸術文化に関する市民団体やNPO法人、行政、精神科医療など多分野とネットワークをつくることで、関連する相談が寄せられた時に連携して対応することができます。弁護士などと連携したこれまでの取組は事例編(pp.075-078)に紹介しています。



実施方法

相談者は障害者本人やその家族、障害者の芸術文化活動を支援する福祉事業所等の他、障害者の創作したアート作品を利用（二次利用や作品掲載など）したい企業や報道機関など、多岐に渡ります。どのような相談者からどんな内容の相談があるかは、pp.133-134の相談実績やpp.135-136の相談分類表を参照してください。また、よくある相談とその対応や個別の相談事例についてはpp.099-112に詳しく紹介しています。

1. 相談対応シートの活用

障害者芸術文化活動支援センターには、電話や来所などで相談が寄せられます。突然の相談を受けることも多いので、相手に確認すべきことを聞き漏らさず、しっかりと記録を取ることが大切です。相談を受けた後にも、記録を見直しながらどのように対応していくか検討することにも役立ちます。p.044では標準的な相談対応シートを紹介します。また、pp.045-046には相談対応シートへの記入例を掲載しています。

2. データベースの活用

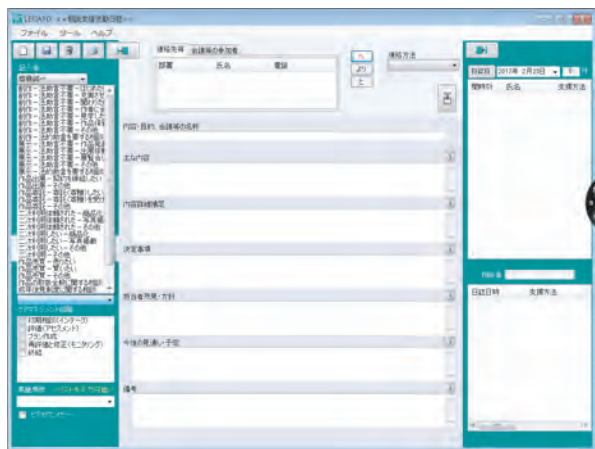
相談者の過去の相談記録を見たり、過去の類似相談を参照する必要がある場合など、データベースが有効です。データベースの活用により相談の集計も簡単に出来るので、相談者の属性や相談内容の傾向を把握できます。

福祉事業における相談対応記録ソフトをベースにカスタマイズをしたり、一般のデータベースソフトを活用できます。近年はウェブデータベースを活用したサービスも充実しつつあり、プログラムレスで業務用ウェブアプリケーションを構築できるサービスなどもありますので、そうしたサービスを活用するとより手軽にデータベースを構築できます。

ウェブデータベースは複数の端末からアクセスが可能のため、2名以上の相談員がいる場合にも共有や引き継ぎが容易となります。



ライツが使用しているデータベース
(ウェブデータベースをカスタマイズして活用)



アイサが使用しているデータベース
(福祉事業における相談対応記録ソフトをカスタマイズ)

相談対応シート

相談日時[年 月 日 : ~ :] (対応時間 分)

●相談者情報

※氏名以外は状況に応じて記入する。

相談者氏名		所属	
住所	〒 県 市	TEL	
		FAX	
		メールアドレス	
相談者属性	☐ 作者・家族等 ☐ 特別支援学校 ☐ 企業・市民 ☐ 大学・研究機関	☐ 福祉事業所 ☐ 国・自治体 ☐ 美術館・ギャラリー ☐ 報道関係者 ☐ その他（ ）	

●相談内容

相談方法	☐ 電話 ☐ 来訪 ☐ 訪問 ☐ メール ☐ FAX ☐ その他（ ）
相談分類	☐ 創作環境に関する相談 ☐ 発表機会に関する相談 ☐ 作者・事業所の取材に関する相談 作者の権利保護に関する相談（ ☐ 作品出展 ☐ 作品寄託 ☐ 作品の二次利用 ☐ 作品売買 ☐ 作品の取扱全般 ☐ 成年後見制度の利用 ☐ その他 [] ） ☐ その他（ ）
相談内容	※具体的に記入すること
対応内容	※具体的に記入すること
引継ぎ事項	☐ 後日回答 { ☐ 相談員から回答 ☐ 専門家から回答 ☐ 専門家に問い合わせ後、相談員から回答} [その他]

記入者名	
対応	未 ・ 済

相談対応シート（記入例）

相談日時[2017年 3月 1日 9:45 ~ 10:00] (対応時間 15 分)

●相談者情報

※氏名以外は状況に応じて記入する。

相談者氏名	〇〇 〇〇		
住所	〒XXX - XXXX 〇〇県 〇〇市 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	TEL	XXXX-XX-XXXX
		FAX	XXXX-XX-XXXX
		メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.com
相談者属性	☒ 作者、家族等 ☐ 特別支援学校 ☐ 福祉事業所 ☐ 国・自治体 ☐ 美術館・ギャラリー ☐ 企業・市民 ☐ 大学・研究機関 ☐ 報道関係者 ☐ その他（ ）		

●相談内容

相談方法	☑電話 ☐来訪 ☐訪問 ☐メール ☐FAX ☐その他（ ）
相談分類	☐創作環境に関する相談 ☑発表機会に関する相談 ☐作者・事業所の取材に関する相談 作者の権利保護に関する相談（☐作品出展 ☐作品寄託 ☐作品の二次利用 ☐作品売買 ☐作品の取扱全般 ☐成年後見制度の利用 ☐その他〔 〕） ☐その他（ ）
相談内容	※具体的に記入すること 母親から電話。息子の〇〇氏は現在、〇〇〇〇事業所に通いながら主に自宅で絵を描いている。小学生の頃から自動車や電車の絵を描き始め、作品は100点以上自宅で保管している。高機能自閉症。地域の美術展に作品を展示したことがあり、そのときに周囲からすごいと褒められた。本人もそれを喜んでいる様子があり、もっと発表する機会があれば、生活にいい変化が生まれるかもしれないと思っている。相談窓口のことはインターネットで調べて知り、電話をした。
対応内容	※具体的に記入すること 発表の場について、公募展に応募することやギャラリーで個展を開催することなど幅広いがどのような規模を考えているか確認したところ、どちらの可能性も知りたいということだった。公募展については、障害者を対象にしたものや一般の美術展などがあるが希望を確認したところ、障害者や現代アートを対象にしたものが良いということ。また出品料がかからず、関東で開催されるものを希望された（応募にあたって輸送費などがかかることを説明した）。ギャラリーについても関東地域で障害者の作品を展示したことがあるところが良いそう。調べるのに1週間程度いただき、情報をまとめて改めてご連絡することにした。情報を送る際には、メールが良いということ。アドレスを確認した。
引継ぎ事項	☑後日回答 { ☑相談員から回答 ☐専門家から回答 ☐専門家に問い合わせ後、相談員から回答 } [その他]

記入者名	〇〇〇〇
対応	未 ・ 済

相談対応シート（記入例）

相談日時[2017年 3月 1日 9:45 ~ 10:00] (対応時間 15 分)

●相談者情報

※氏名以外は状況に応じて記入する。

相談者氏名	〇〇 〇〇		
住所	〒XXX-XXXX 〇〇県 〇〇市 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	TEL	XXXX-XX-XXXX
		FAX	XXXX-XX-XXXX
		メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.com
相談者属性	☐ 作者、家族等 ☐ 特別支援学校 ☐ 福祉事業所 ☐ 国・自治体 ☐ 美術館・ギャラリー ☐ 企業・市民 ☐ 大学・研究機関 ☐ 報道関係者 ☒ その他（アートNPO）		

●相談内容

相談方法	☒ 電話 ☐ 来訪 ☐ 訪問 ☐ メール ☐ FAX ☐ その他（ ）
相談分類	☐ 創作環境に関する相談 ☐ 発表機会に関する相談 ☐ 作者・事業所の取材に関する相談 ☐ 作者の権利保護に関する相談（ ☐ 作品出展 ☐ 作品寄託 ☒ 作品の二次利用 ☐ 作品売買 ☐ 作品の取扱全般 ☐ 成年後見制度の利用 ☐ その他 [] ☐ その他（ ）
相談内容	※具体的に記入すること 相談者の NPO は〇月に設立されたばかりで、初めて障害者の作品を扱う展示会を開催されるということ。そのなかで作者〇〇〇氏の作品を出展したいため連絡先を教えてくださいという相談だった。作者は〇〇事業所に通っている人のため、こちらから連絡を入れられると分かった。企画内容は概ね決まっており、借用したい作品も決定しているということ。NPO には美術作品の取り扱いができるスタッフ（ギャラリーで務めた経験有）がいて、そのスタッフの管理で展示会を行うということ。
対応内容	※具体的に記入すること 作者に連絡をする際に電話と書面で伝えたいほうが分かりやすく正確なため、企画書を送ってもらうことにした。企画書に入れてほしい必要事項として①展覧会名、②開催趣旨、③会期、④会場、⑤出展者名、⑥借用希望の作品、⑦観覧料、⑧実施体制、⑨問合せ先を明記してもらうように伝えた。またその後の流れとして、展覧依頼文の用意はあるか確認すると、そのような様式はないということだったため、参考になる様式を提供した。こちらが作者に連絡する際に、このような問い合わせに不慣れな場合に、その後の手続きにもこちらで間に入ってほしいと求められる場合があるため、その時はそのような対応をすることになってよかった確認したところ問題ないということだった。作者に連絡が繋がらずに、折り返し電話することとした。
引継ぎ事項	☒ 後日回答 { ☒ 相談員から回答 ☐ 専門家から回答 ☐ 専門家に問い合わせ後、相談員から回答 } [その他]

記入者名	〇〇〇〇
対応	未 ・ 済

提供できる情報の整理

全国で実施されている相談支援の場面では、その地域や実施団体の特性に応じた相談もある一方で「造形活動に参加できる場所がありますか?」や「作品を発表する場所がありますか?」など共通する相談があることがわかっています。pp.099-100には、「よくある相談とその対応」として5つの相談事例をまとめています。

このようなよくある相談にお答えするために、センター開設にあわせてあらかじめ提供可能な情報を整えます。これまでの実績から整えておいた方が良いと思われる情報の項目とそれらの情報を収集する方法は以下のとおりです。

1. 芸術文化活動に取り組める場所を求める相談

1 芸術文化活動に取り組んでいる福祉事業所と活動の内容

- 収集方法**
- ・各都道府県行政に管轄の福祉事業所の活動内容について照会
 - ・pp.029-030記載の「網羅的なアンケート」結果より、芸術文化活動に取り組める施設を把握

2 地域の絵画、陶芸、音楽、ダンス等の教室について情報をまとめる

- 収集方法**
- ・インターネットでの検索
 - ・市町村の担当課等で公民館の実施する芸術文化関係の教室に関する情報を収集

2. 発表機会を求める相談

1 借用可能な展示・公演スペースを有する美術館や博物館、文化ホール、図書館等公共施設の情報

- 収集方法**
- ・インターネットでの検索
 - ・都道府県、市町村の文化振興主管課への問い合わせ

2 借用可能な展示スペースを有する民間施設の情報

- 収集方法**
- ・インターネットでの検索

3 公募展の情報

- 収集方法**
- ・都道府県や市町村などの自治体や教育委員会が主催する公募展情報を収集
 - ・インターネットでの検索などを通じ、障害者を対象とした全国規模の公募展情報を収集
 - ・公募展検索サイトを掲載

3. 作品鑑賞に関する機会を求める相談

1 障害者の芸術作品等が鑑賞できる美術館・展示施設、文化ホール等

- 収集方法**
- ・施設についてはインターネットで検索
 - ・会期が定まっている企画等は、都道府県の障害福祉主管課、文化振興主管課から情報を得る

4. 芸術文化活動の指導をできる人材を求める相談

1 芸術文化活動の指導をできる人材の情報

- 収集方法**
- ・事業所の活動調査を行う際に、項目をたてて情報を収集する
 - ・地域の公民館でのカルチャー教室など
 - ・芸術系大学との連携

5. 活動資金の獲得に関する相談

1 助成金に関する情報

- 収集方法**
- ・都道府県社協などの助成金情報
 - ・文化セクターの助成金サイトなど

6. 作品を活用する際の契約に関する相談

1 作品を出展したり二次利用してグッズ化する際の作者への依頼文や契約書等の様式

- 収集方法**
- ・モデル事業実施の成果として、以下の様式を作成

①「障害のある人の作品にまつわる権利のことハンドブック」(p.078,p.116に内容を紹介)
詳細はライツまでお問い合わせください(問い合わせ先はp.020)。

②「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針
～著作権等保護ガイドライン～」

ダウンロードURL :<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shogai/kenri/guideline2.html>

障害福祉サービス事業所での著作権等保護について、滋賀県がまとめた保護ガイドラインです。
作品の活用や保管についてあらかじめ定める「作品取扱規程」をはじめ、各種様式や著作権保護に関するQ & Aを掲載。

支援人材の育成



芸術文化活動を支援する人材の育成等

福祉事業所等で芸術文化活動を支援する者等に対して、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護等に関する研修を行い、人材の育成および確保を図ります。また、実施にあたっては、現場体験プログラムの提供、コンサルティングの実施等、効果的な実施方法に努めるほか、必要に応じて、フォローアップを行います。

人材育成に向けた研修プログラムの企画・実施方法

障害者芸術文化活動支援センターの大切な役割の1つに「芸術文化活動を支援する者の育成」があります。これまで、障害者の芸術文化活動を支援するためのノウハウを学べる場は非常に少なく、モデル事業の実施により全国に広がりつつあります。ここでは、障害者の芸術文化活動を支援する人材の育成に向け、研修を企画する際に参考となる情報を紹介します。

モデル事業では、障害者の芸術文化活動を支援する人材を育成する際、大きく「芸術文化活動の支援方法に関する研修」と「著作権等の権利保護等に関する研修」を実施してきました。pp.051-052では、モデル事業において各実施団体が取り組んだ研修の実績を踏まえ、どのようなテーマの研修をどの程度の時間数実施するとよいかの目安となる標準的な研修テーマと実施方法を掲載します。研修は、講座のみならず現場見学やワークショップ等の効果的な方法を活用することで、受講者のさらなるステップアップも期待できます。

しかしながら本章で紹介するのは、あくまでどこ地域でも取り組むことができる（あるいは取り組むべき）標準的な研修プログラムです。地域のニーズや実情に即した形で研修が企画されることが望まれます。モデル事業では地域の特性を活かした独自性の高い研修プログラムとして「コンサルティング(p.082)」や「インターンシップ型研修プログラムの実施(p.083)」、「『作品取扱規程』作成のグループワーク(p.085)」などを実施してきました。事例編に紹介していますので、そちらも参考にしてください。

1. 研修プログラムの標準的な実施スケジュール

- 4月 研修プログラムの企画・立案
- 5月 研修講師への依頼、会場の確保
- 6月 研修プログラムの周知チラシ作成・配布
- 7月
- 〃 研修実施
- 翌2月

2. 実施方法

p.052の標準的なプログラムを実施するにあたり、それぞれの実施方法について以下にまとめています。座学だけでなく、現場見学研修や実習、ワークショップなどの手法もバランス良く取り入れ、より深い学びの機会となるような工夫が必要です。

Ⅰ. 芸術文化活動の支援方法に関する研修

1. 障害者の芸術文化活動支援の意義について

- ・実際に芸術文化活動に取り組む福祉事業所の方を講師に招き、芸術文化活動を行うことで事業所あるいは地域にどのような変化があったかを話していただく。
- ・障害者の芸術文化活動と連動して事業などを行う、芸術関係者や市民団体、地域住民などにその意義について講義していただく。

2. 造形活動支援の方法について

①創作活動場所の作り方

- ・障害者の芸術文化活動を実施している福祉事業所の方を講師に招き、活動を開始するにあたり必要な事柄について講義していただく。
- ・障害者の芸術文化活動を実施している福祉事業所の見学会を企画し、見学時に同様のテーマについて現場で解説していただく。

②支援者の関わり方

- ・活動を実施している事業所の方を講師に招き、創作における支援者の関わり方を学ぶ。
- ・現場見学研修を企画し、実際の活動現場で学ぶ。

3. 芸術表現の発信方法について

①・②作品の展示方法について

- ・参加型展示会の実施プロセスと並行して、実践的な学びの場を設定する。

③二次利用の方法について

- ・実践している事業所や事業所と協働している企業の方を講師に招き、そのプロセスについて講義していただく。

4. 創作活動の経営について

①福祉事業所の運営と芸術文化活動について

- ・実際に芸術文化活動を実施している事業所の方を講師に招き、事業所として経営的な観点から創作活動について講義していただく。

②助成金の活用について

- ・NPO法人等の支援を所管する行政担当課へ連絡し、助成金活用に向けた研修会の講師の派遣について相談する。
- ・実際に福祉事業所等での芸術文化活動の実施に助成金を活用している機関があれば、実践報告を依頼する。

Ⅱ. 著作権等の権利保護等に関する研修

1. 障害者の権利について

- ・協力委員の弁護士等へ依頼し、テーマについて講義していただく。

2. 著作権など権利についての理解

- ・協力委員の弁護士等へ依頼し、テーマについて講義していただく。

3. 福祉事業所における障害者の著作権保護

- ・県内外から事業内で障害者の著作権保護に取り組んでいる事業所の方にご登壇いただき、実際に権利保護に取り組んでいる具体的事例について実践報告をしていただく。

3. 支援人材育成研修 標準プログラム

Ⅰ. 芸術文化活動の支援方法に関する研修（14時間）	1. 障害者の芸術文化活動支援の意義について（2時間） 障害者が芸術文化活動を行うこと、活動を支援することの意義について、福祉、芸術、まちづくり等さまざまな観点から学ぶ。	
	2. 造形活動支援の方法について（4時間）	2-① 創作活動場所の作り方（2時間） 創作活動を始めるにあたり、準備すべき画材や支援者が備えるべき心構えなど、必要な事柄全般について学ぶ。
		2-② 支援者の関わり方（2時間） 座学や現場見学等を通して、創作における支援者の関わり方を学ぶ。画材とその特性への理解、障害特性に応じた支援方法等を学ぶ。
	3. 芸術表現の発信方法について（6時間）	3-① 作品の展示方法について：基本編（3時間） 展示対象となる作品の特徴を捉えて、どのように展示するかを学ぶ。展示に必要な道具や材料を知るところから始め、平面作品の額装や立体作品の固定など基本的な展示スキルについて学ぶ。
		3-② 作品の展示方法について：応用編（1時間） 作品の特徴を活かす展示方法について事例から学ぶ。
		3-③ 二次利用の方法について（2時間） 福祉事業所において制作された作品をどのようにグッズ化に繋げているのか学ぶ。
4. 創作活動の経営について（2時間）	4-① 福祉事業所の運営と芸術文化活動について（1時間） 障害者総合支援法に基づくサービス類型についてその概要を学ぶ。	
	4-② 助成金の活用について（1時間） 芸術文化活動を充実させるための助成金の獲得方法などについて学ぶ。	

著作権等の権利保護等に関する研修（5時間）	1. 障害者の権利について（2時間） 障害者の権利条約の批准、障害者差別解消法、障害者虐待防止法等を基本とする、障害者の権利について、その歴史及び関係する法律制度の成り立ち及び概要を学ぶ。	
	2. 著作権など権利についての理解（1時間） 創作された作品の著作権及び所有権を理解し、作品を活用する際に配慮すべき事柄について学ぶ。	
	3. 福祉事業所における障害者の著作権保護について（2時間） 既に著作権保護に取り組んでいる福祉事業所等での実践報告を行う等、著作権保護の具体的な取組を学ぶ。	

4. モデル事業における研修参加者の声

各地の研修会に参加した方の声を集めています。研修会を通じて現場での悩みを講師や他の参加者と共有したり、実践に活かしたいという声が多く聞かれます。これらの声から、研修は単なる知識の習得にとどまらず、現場で応用できるプログラムである必要があると考えられます。

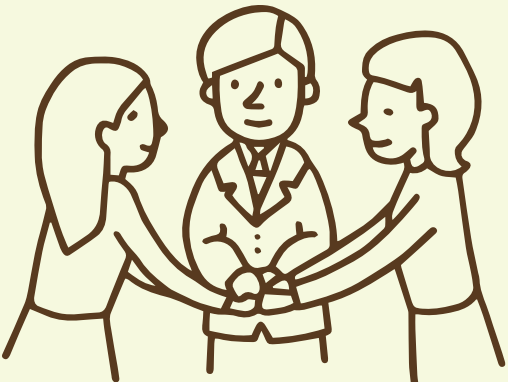
【美術活動に関する研修会】

- ・多くの先駆的な活動をされている方々とお話や研修に参加することができたことが一番良かったと感じています。この繋がりを大切にして今後、自分の所属する法人において活動に生かしていきたいと思います。
- ・今後企画を考える際のモデルの1つになると思うので、貴重な学びをさせていただいたと思っています。展示壁を前にした現場でのいろんな方の動き方、コミュニケーションの取り方なども含めて今後の参考にさせていただきます。
- ・利用者の皆さんが集中して創作活動を行っていたことが印象的でした。職員が提供している活動ではどうしても飽きてしまい集中力が続かないと思いますが、自分自身が描きたくて絵を描いているのだと一人ひとりから感じられました。そのための空間づくり等を参考にしていきたいと思います。
- ・同じ生活介護の施設として、ここまで取り組んでいる姿を見て勇気づけられました。日々の支援の中で利用者の方と接することで見えてくることもあることを教えて頂きました。他施設での取組をもっと多くの職員、保護者、利用者、地域の人に広めていきたいです。
- ・展覧会を見に行くだけでは裏の作業まではわからなかったのですが、実際に体験することでどういう流れでどんな作業があって等、詳しく学ぶことができました。
- ・一生懸命に作った作品は、展示の仕方一つでこんなにも変わるものだと感激しました。今回のイベントを通して、より良い創作活動につなげたいと思います。
- ・枠組みもなく自由で日頃多くのことにしばられている自分を解放するヒントになった。
- ・人とアート、福祉をつなぐ活動をしたい、自分で作品を作り表現をしたいと思っている。具体的な活動はできていないが、始めるときに今日の話を活かしたいと思う。また何事も相手の立場に立つことも大切だと改めて思った。

【権利保護等に関する研修会】

- ・自分の働いている施設でも創作活動を行っていますが、いつも悩んでいる内容の話もあり、同じ悩みを持ちながら行っていることがわかった。
- ・著作権について知識のない状態でも理解できるよう配慮の届いたセミナーだったと感じました。また、応用編のお話では、創作に関わる側としては知りたい事をまとめていただいたように感じ、大変有難く思いました。
- ・テーマや視点毎に特化した内容になっていてとてもわかりやすかったです。実践編でのお話では福祉以外の目線から入ることがとても重要に感じました。
- ・利用者本人が得意なことを活かした仕事や作業にしていく支援が大事である、というお話にはっとさせられました。また「商品になった」「売れたから」ということを成功の基準と決めないことも、今後の支援方法を考える際に参考にさせていただきたいと思いました。
- ・著作権は人権というお話が心に響きました。私たちの団体は今まで強く意識していなかった分野なので、今後は障害のある人の権利を守るためにも勉強していきたいと思います。
- ・「施設の哲学がとわれる」という事を聞いて、つねにどうあるべきかを考え続ける課題だと思いました。
- ・施設における給与等金銭を伴う規定等の設定は、施設を運営していくことと作者の人権を守ることの両面を考慮していかなければならない難しさを感じました。特に作者に金銭的な判断能力があまりない場合は、色々なケースを考えていく必要がありますよね。
- ・現在、自分の働く作業所でも創作活動を行っており、絵画の販売や二次利用したグッズ制作など取り組んでいく際に、大変参考になると思った。
- ・商品化について本人に口頭の確認しかしていなかったもので、書類にして同意を得ていきたい。
- ・法的に訴えられる可能性を排除しようとすると、挑戦できなくなる部分があり、バランスが難しいものと感じた。

ネットワークづくり

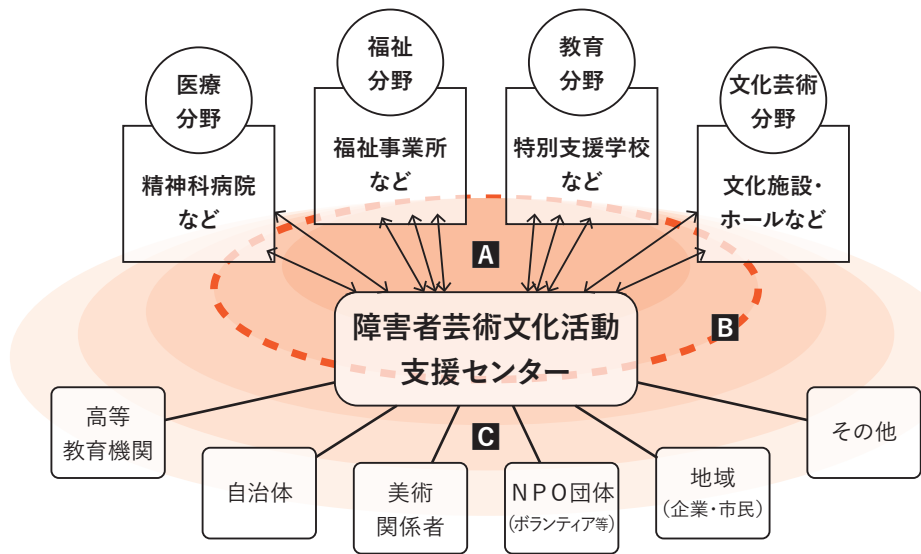


関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力できるよう、障害者やその家族、芸術文化活動を支援する福祉事業所等や特別支援学校の職員、芸術文化活動に理解のある専門家、都道府県・市町村の障害福祉担当職員・芸術文化担当職員等の情報交換の場を設けます。また、実施にあたっては、地域間や学芸員間のネットワークの構築に努めます。

支援のためのネットワークづくり

障害者の芸術文化活動に関心のある人たちのネットワークを幅広く構築していくことは、活動状況や課題の共有、協力体制の強化につながり、事業の運営にとって非常に重要です。



1. 支援対象者とつながるためのネットワーク A

まずは支援の対象となる障害者との接点を広く持つ必要があります。福祉事業所を利用する知的障害者のみならず、盲学校や聾学校も含む特別支援学校や精神科病院などとのネットワークを築き、視聴覚障害や精神障害など多様な障害分野に積極的にアプローチするよう努めましょう。中でも、視覚障害分野との連携についてはp.091にも事例を紹介しています。

また、施設や学校に所属しない障害者個人とつながることも大切です。そうした人とはなかなか接点を持ちにくいですが、公募展や作品募集などを通じてつながることもあります。

- ①だれに

福祉事業所のスタッフ／特別支援学校の先生／精神科病院の作業療法士／文化施設で障害者が活動するプログラムの実施担当者 等
- ②どのように

「芸術文化活動に関する訪問調査をさせてください」と依頼する
訪問調査が実現したら、参加型展示会へ誘ってみる
他に芸術文化活動を実践している（関心を持っている）機関がないかたずねる
- ③期待できる成果

支援センターと機関とのネットワークが構築される
都道府県内の障害者の芸術文化活動の状況がわかる
参加型展示会の参加機関が増加する

2. 支援者同士のネットワーク B

特に芸術文化活動に取り組んで日の浅い福祉事業所などでは芸術文化に明るい支援員の数も少なく、孤立したり取組の中で直面する課題や悩みを抱えてしまいがちです。まずは、同様の課題や悩みを抱える近隣の福祉事業所などと研修会や参加型展示会などの場で出会い、つながっていくことで悩みや課題を分かち合い、ともにステップアップしていくためのプラットフォームづくりを支援センターでは目指します。また、いわゆる会議スタイルだけでなく、懇親会やシンポジウム、直接訪問など、多様な場の設定も望まれます。

- ①だれに

福祉事業所のスタッフ／特別支援学校の先生／精神科病院の作業療法士
文化施設で障害者が活動するプログラムの実施担当者 等
- ②どのように

Aで繋がった機関の方々に集まっていただく機会を創出します。
たとえば、研修会の開催や意見交換の場の設定などです。
参加型展示会（公演会）を実行委員会形式にして定期的に集まり、ともに展覧会や公演会を企画することも支援者間のネットワーク構築に有効です。また、会議とは別に懇親会や情報交換会などカジュアルな場の設定も効果的です。
- ③期待できる成果

支援者同士のネットワークが構築される。
芸術文化活動支援の現場での課題や成果が共有され、活動の質が向上するとともに、活動の裾野が広がる。

3. 福祉以外の分野とのネットワーク C

障害者の芸術文化活動支援だからといって福祉の分野だけで課題を解決するのではなく、美術（文化）や医療、教育や地域づくりなど異分野との幅広いネットワークを築いていくことも必要です。その意味ではその糸口として行政とのネットワークも重要になってきます。支援センターをハブとした多分野とのネットワークを形成することで、支援者の抱える様々な課題や要求に対して、（広い選択肢の中から）より適切な解決方法を提示できることにつながります。

①だれに	②どのように	③期待できる成果
高等教育機関	福祉系大学と芸術系大学とが共催でフォーラムを開催する。	相互に関わりを持つことによって、それぞれの分野の学生の学びがより深まる。
自治体	福祉、教育、行政等で合同で相談支援研究会を行い、相談から見えてきた課題を共有する。	行政が部局を横断して現場の課題を共有することで、同じ目的に向かうことができ、より連携がスムーズになる。
学芸員や美術家など美術関係者	展覧会の開催に美術家に関わってもらう。展示方法や展覧会のコーディネート等をレクチャーしてもらう。	展覧会に美術の専門家の視点が加わることで、福祉関係者の学びの場となる。美術関係者の来場者増加に繋がる。
地域のボランティア	障害者の作品展の展示設営や受付、来場者対応に地域の方をボランティアとして受け入れる。	障害者の作品に関心のない人も、ボランティア活動を通して作品の魅力を知り、障害者への関心を深める機会となる。
報道機関	参加型展示会や研修会の告知などはプレスリリースを作成して都道府県や市の記者クラブ等に周知する。	参加型展示会や研修会の広報的な効果の他に、メディアを通じて障害者への理解が広がるきっかけとなる。

参加型展示会



参加型展示会等の総合的なプログラムの開催

福祉事業所等の支援者、芸術文化活動に理解のある専門家等の関係者と連携して企画し、各事業所等から作品を持ち寄る参加型展示会や公演を開催します。また実施にあたっては、展示ノウハウに関する研修や支援者同士の交流会等も組み入れるなど、支援人材の育成や関係者のネットワークづくりとも絡めた総合的なプログラムとなるよう工夫を行います。

参加型展示会等の開催を通じた関係者の交流や研修の場づくり

障害者の芸術文化活動の支援に取り組む人たちが参画して企画・開催する展示会等は、作品の発信だけでなく、関係者同士の交流や研修の場としても展開されています。障害者がつくった作品を、一般の人に観てもらう場をつくるために議論し、展示・発表していくプロセスには様々な要素を取り入れ、実施地域の現状や特性にあった実施方法を検討することが重要です。ここでは、実行委員会形式で複数回の会議を行い、作品の選定から展示方法の検討、展示設営や関連イベントの実施などを行う展示会を例に開催方法をまとめています。(注記はまとめてp.060に掲載しています)



展示会の骨子を検討

1. 事務局で実施に向けての協議を行う

①参加団体の分野を決定

参加を呼びかける団体の分野や範囲を決める。

②アドバイザー(文化芸術の専門家等)設置の有無を決定

展示会の開催にあたって美術館学芸員やアーティスト等をアドバイザーに任用して助言をもらう必要があるか協議する。その際、アドバイザーが担う業務についても整理しておく。【注記1】

③事務局と参加団体との業務・役割の整理

例)書類作成や参加団体への連絡業務等の事務業務は事務局で、作品選定、展示方法の決定、展示設営・撤収、会期中の受付は参加団体など。

④実行委員会の進め方を検討

例)全員参加の実行委員会における合議制か、展示や広報などテーマごとのワーキンググループで進めるかなど。

⑤展示会の開催時期と会場の決定

参加団体数やスケジュールの組み立てをするために決定しておいた方がよい。ただし、実行委員会等で参加団体と協議のうえ決定する場合は、目安として開催時期を想定してスケジュールを組むこともある。

⑥展示会までのスケジュールの作成

参加団体に示すために展示会開催までのスケジュールや業務を整理する。



展示会への参加案内

2. 展示会への参加案内を行う

①対象分野の団体への参加案内の送付

展示会の実施概要、参加方法(謝礼・交通費の支払いについて)を記載した依頼文を郵送またはメール・FAXで送る。SNSで呼びかけたり、都道府県の障害福祉主管課や関連する分野の団体に周知協力を働きかける。

②アドバイザーへの依頼

参加型展示会の実施概要と業務内容、謝礼・交通費の支払いについて整理して依頼する。



3. 会議や研修会の開催

①オリエンテーションの実施

参加団体の顔合わせと展示会開催までの進め方について説明する。実施概要の説明(実施体制、スケジュール、展示会開催概要)、自己紹介、委員長の選出、役割分担等(グループ分け)を行う。【注記2】

②出展作品の選定 ※時間がかかる場合は複数回にわけて実施

事前に展示会場と参加団体数から割り出した一団体あたりの作者数と作品数を知らせて、各参加団体から展示作品を持ち寄ってもらう。【注記3】

③出展依頼

出展作品が決まったら、出展依頼をして作者から承諾書をもらう。【注記4】

④作品実見 ※時間がかかる場合は複数回にわけて実施

出展作品の選定が終わったら、作品の制作背景や魅力を共有する時間を持つ。その後、展示方法を決めるうえで重要な意見交換となる。【注記5】

⑤チラシ・ポスター・図録等印刷物の作成

出展作品が決まった頃から、印刷物の作成準備にとりかかる。開催概要(関連イベントを行う場合は詳細を決定しておく)と作品情報をデザイナーに送付する。同時に作品の紹介文章を各委員に作成してもらい、図録とキャプションに使用する。SNSで定期的に展示会の広報活動を始める。

⑥関連イベントの決定

オープニングイベントやギャラリートーク等の関連イベントを実施する場合はチラシに掲載する文字情報をまとめる。イベントの開催は展覧会のことをより深く知ってもらう機会であり、関係者の交流の場にもなる。

⑦関連イベントの登壇者への依頼

オープニングイベントやギャラリートーク等の関連イベントに外部から講師を招く場合は、登壇内容や報酬について整理して依頼をする。

⑧展示のレクチャー

作品の展示をしたことがない人にとってはどのような展示方法があるかわからないため、展示の基本的なレクチャーを行う。展示器具の紹介、額装の方法、展示台の表具紙の種類、照明の当て方、キャプションの設置など。講師はアドバイザーに依頼したり、美術館学芸員やアーティストなど専門家を招く。

⑨展示方法の検討

作品実見での意見などをもとに、各参加団体が自身の施設から持ち寄った作品の展示方法を検討する。図面を見るだけよりも実際に展示会場を視察したうえで行うことが望ましい。実行委員が展示方法について考えたり、展示方法でわからないことがあればアドバイザーなどに質問する。それぞれの作品について展示方法が決まったら、他の作品の展示方法や場所を全体で共有し、意見交換を行って展示構成を決定する。

⑩展示仕様の決定

必要な備品や部材の発注を行うため、仕様書を作成する。仕様書の参考様式を渡し、各参加団体に仕様を作成してもらい、事務局で集約して発注する。展示に必要な機材などもアドバイザーや美術の専門家に相談して用意する。



⑪設営業者への発注、展示備品の手配

仕様書をもとに展示設営業者への発注を行う。額やアクリル板などの備品を購入する。

⑫チラシ・ポスターの発送作業

関係者や関連施設、美術館などにチラシ・ポスターを発送する。

⑬プレスリリースの作成

チラシ・ポスターを発送すると同時にプレスリリースを作成して都道府県や市の記者クラブ等に周知する。

⑭展示会報告(振り返り)

展示会の開催報告を行い、作者や来場者の感想などを共有し、参加団体同士で振り返りを行う。

4. 展示設営

基本的には各団体の職員に自身の施設の作品を展示してもらい、人手が必要な展示の場合は事前に他団体からの派遣要員を調整して複数人で行う。作品の展示、キャプションの設置、照明なども行う。

5. 受付業務

芳名録の準備、アンケートの配布、来場者の反応などを記録する。各参加団体から要員を派遣してもらい交代で受付を行う。【注記6】

6. 関連イベントの実施

7. 撤収

注記1：アドバイザーへの依頼内容の整理

アドバイザーにどのように関わってもらうかについては、事前に整理しておくことが重要。専門家が関わることで、すべてを一任してしまうことのないように注意する。主体は実行委員会であることを認識し、それをアドバイザーとも共有しておく。

注記2：参加団体同士の交流のためのアイデア

○名簿と名札を用意する ○少人数のグループ制にして意見交換しやすくする ○各団体の芸術文化活動紹介時間を設ける(活動内容を様式に記入してもらい集約したものを配布。プレゼン時には活動部屋や活動中の様子など写真を数枚見せながら紹介する) ○参加団体の施設を会議の会場に設定して、会議開始前に施設見学会を設ける(アクセスのしやすさを考慮したうえで) ○芸術文化活動に関する周知の時間を設ける(展示会や研修会など)

注記3：作品の選定方法について

①各参加団体に選定を委ねる(候補者が多くて決められない場合は会議で他の団体の職員と相談するなどして決める)
②会議で審査する(各団体から複数の候補作品を持ち寄り、会議で審査を行う。合議や投票によって決定する)

注記4：出展依頼について

作者に依頼文を送付して承諾をもらう。作品の借用期間、展示会場、作品の保管場所、氏名や写真のメディアへの掲載許諾などを取ること。

注記5：作品実見の方法について

①作品のプレゼンを行う(作品について、各団体の職員が紹介を行い、質疑の時間を設ける。全体で作品を見ていく)
②作品鑑賞のグループワークを行う(少人数のグループに分けて、作品を1点ずつ鑑賞して面白いところ好きなところなどを言い合う。その後、各団体の職員から制作背景などの紹介を行う。その記録をまとめて全体で共有する)

注記6：来場者からのフィードバック

作品の反応がダイレクトに返ってくるため、アンケートの他にも来場者の反応を記録できるようにする。受付の要員は委員だけでなく施設の他の職員にも協力してもらうことで、芸術文化活動への関心が高まることも期待でき、施設内での芸術文化活動へのモチベーションを底上げする機会にもなる。

	7ヶ月前	6ヶ月前	5ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	会期直前	会期中	会期終了後
1 事務局で実施に向けての協議を行う										
①参加団体の分野を決定										
②アドバイザー設置の有無を決定										
③事務局と参加団体との業務・役割の整理										
④実行委員会の進め方を検討										
⑤展示会の開催時期と会場の決定										
⑥展示会までのスケジュールの作成										
2 展示会への参加案内を行う										
①対象分野の団体への参加案内の送付										
②アドバイザーへの依頼										
3 会議や研修会の開催										
①オリエンテーションの実施										
②出展作品の選定										
③出展依頼										
④作品実見										
⑤チラシ・ポスター・図録等印刷物の作成										
⑥関連イベントの決定										
⑦関連イベントの登壇者への依頼										
⑧展示のレクチャー										
⑨展示方法の検討										
⑩展示仕様の決定										
⑪設営業者への発注・展示備品の手配										
⑫チラシ・ポスターの発送作業										
⑬プレスリリースの作成										
⑭展示会報告(振り返り)										
4 展示設営										
5 受付業務										
6 関連イベントの実施										
7 撤収										

協力委員会の設置



分野横断的な協力体制をもって事業に取り組む

都道府県内において障害者の芸術文化活動を普及・推進していくためには、福祉分野や芸術文化分野のみにとどまらない分野横断的な協力体制を整備することが必要です。

事業実施計画や進捗状況の確認を行う協力委員会を設置し、事業の実施に必要な協力を得ることとします。

都道府県内の協力体制の整備に向けた協力委員会の設置・運営方法

1. 協力委員会の構成

主な委員会の構成メンバーは以下のとおりとなります。

- ・支援センターを運営する団体の代表

・都道府県の障害福祉担当・芸術文化担当職員

・支援センターの所在する市町村の障害福祉担当・芸術文化担当職員

・学芸員や大学教員等芸術文化の専門家

・弁護士

また、必要に応じて障害者団体の代表や市民活動団体の代表、特別支援学校の教員等に委員を依頼してもよいでしょう。参考までに、モデル事業実施団体が協力委員として依頼した属性とその委員との連携により期待できる役割について整理しました。p.064を参照いただき、協力委員会の構成を検討ください。

取組事例①

エイブル・アート・ジャパンでは、弁護士や学芸員などの必須の専門家アドバイザー以外にも文化施設管理者や市民活動の中間支援組織、まちづくりや都市計画を専門とする大学教員など、地域に根ざした多彩な人材を起用し、多面的に事業を運営してきました。特に相談支援に関しては、協力委員として任用した市民活動サポートセンターのセンター長と連携し、市民活動における中間的な相談支援についてのノウハウを学ぶ機会を設け、相談員のスキルアップにつなげています。

取組事例②

グローでは、知的障害分野（成年）とのネットワークはモデル事業実施以前から充実していたものの、課題として精神障害分野や児童福祉分野とのネットワークの希薄さが挙げられていました。そこで、作業療法士会と特別支援学校から協力委員を任用し、各分野との連携促進を図りました。その結果、特別支援学校の参加型展示会への出展や、精神科病院や特別支援学校への訪問調査を通じたネットワーク形成が加速しました。

2. 分野ごとに想定される協力委員と期待できる役割

■福祉・医療分野

都道府県の福祉事業所団体の代表、当事者団体の代表、社会福祉法人の理事長、施設長など

《期待できる役割》

- ◎作品調査における事業所の紹介・仲介

◎展覧会・研修会開催時の福祉分野への広報

◎参加型展示会における出展協力

◎研修会での講師

◎一定の圏域における地域の取りまとめ役

◎協力委員会などの会場提供

■芸術文化分野

文化振興事業団理事、美術館学芸員、美術大学講師、アーティスト、ギャラリーオーナー、文化ホールディレクターなど

《期待できる役割》

- ◎作品評価を行う評価委員

◎参加型展示会のアドバイザー的役割

◎企画展のキュレーター

◎研修会の講師

◎展覧会開催等、大学・美術館と連携した事業展開への協力

◎都道府県内のキュレーターやアーティストの紹介

◎美術分野への広報

◎活動の場の提供

■司法分野

弁護士

《期待できる役割》

- ◎権利保護研修の講師

◎著作権や所有権に関する相談へのアドバイス

◎無料法律相談の実施協力

■教育分野

特別支援学校校長、教諭、教育大学教授など

《期待できる役割》

- ◎作品調査先としての特別支援学校の紹介

◎研修会の講師

◎盲学校分野との連携・協力

◎大学内での事業実施・協力

◎学生ボランティアの組織・協力

■障害福祉行政

都道府県・市町村の障害福祉主管課課長・担当者

《期待できる役割》

- ◎参加型展示会について福祉事業所への広報

◎都道府県内の障害福祉事業所等へのアンケート送付や事業周知

◎県内福祉事業所団体、当事者団体の紹介

◎研修会の講師

◎都道府県・市町村が実施する障害者芸術支援事業等との連携推進、新規事業への展開

■芸術文化行政

都道府県・市町村の芸術文化主管課課長・担当者

《期待できる役割》

- ◎県内の報道関係機関の記者や担当者の紹介

◎芸術文化行政の障害者への支援に関する意識の向上

◎都道府県内の文化芸術関係者への事業周知

その他、モデル事業では報道関係者、コンサルティング会社経営者、市議会議員を任用する事例もありました。

3. 協力委員会の標準的な開催スケジュール(全3回)

◆ 第1回協力委員会 | 5～6月

◎事業計画の共有と事業ごとへの協力依頼

◎事業計画へのアドバイスを受ける

第1回では、障害者芸術文化活動支援センターの年間の事業計画について説明・共有し、各委員からアドバイスをもらいます。この時、あらかじめ「この事業には〇〇委員に〇〇で協力いただきたい」とイメージしておくと同時に、個別にも依頼をしておくといいでしょう。協力委員会の場で、具体的な協力体制を確認することで他の委員からも前向きな提案が引き出せるかもしれません。また、事業計画を説明する際、当該地域のどのような課題に基づいて、この計画を立案したかをしっかり説明しましょう。そのことで、事業の意義が委員に伝わりやすくなります。

◆ 第2回協力委員会 | 9～10月

◎事業の進捗と今後の事業展開について共有

◎事業実施において課題がある場合は、その課題解決に向けた協力体制を確認

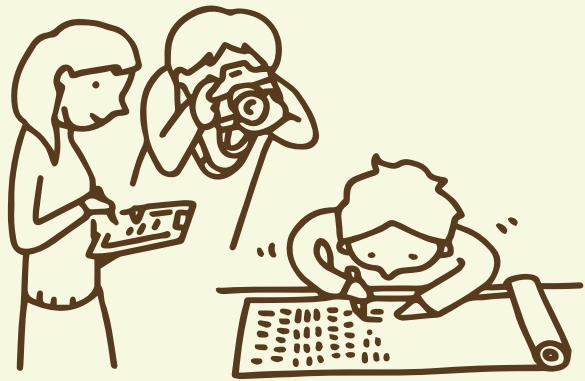
第2回では、具体的に事業を実施した経過を共有します。この時、事業へ協力してくださった委員から感想やその分野ならではの視点で今後の展開等について意見やアドバイスを得ておくことが大切です。また、ここまでの事業で当初予定から遅れている事業などがあれば、センター内で事前に課題を整理しておきましょう。そのことを協力委員会の場で共有することで解決の糸口が見えるかもしれません。

◆ 第3回協力委員会 | 2～3月

◎事業の成果と課題を共有

◎次年度に向けた取組について、また協力体制について意見交換

第3回では、1年間の事業を振り返るとともに次年度に向けた取組について、意見交換をします。1年間の事業の成果として、相談件数や研修会の開催回数、展示会等の入場者数など数値を用いた報告をすることで事業の規模感が委員に伝わりやすくなります。また、各事業の関係者や参加者のコメントや感想を紹介できるようにしておくことで、事業の成果がさらに伝わるにつながります。



調査・発掘、評価・発信

対象地域内の作品等の芸術文化活動に関する評価を踏まえた発信を行うため、学芸員と実施団体が連携して、芸術文化活動を行う障害者や作品の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価・指導し、企画展等により発信する一連のプロセスを実施します。また、実施にあたっては、作品や作者情報の収集、評価ポイントの明示、市民に身近な場での展示・発信等を工夫して実施します。

隠れた才能を調査・発掘し、社会に発信する

障害者の芸術文化活動支援の現場において、芸術文化関係の専門家を伴って訪問することで、これまで作品として関係者が認識していなかった創作物や表現が見出されることがあります。このように気づかれていなかった才能が発掘されることで、その作者や表現者のその後の人生を豊かにする可能性も秘めています。

1. 調査・発掘

どのような環境でどのような作品が生み出されているか、まずはそれを知ることからスタートします。調査方法としては、pp.029-030に紹介した網羅的な基礎調査と同様、アンケート調査と訪問調査が考えられます。

調査方法

①アンケート調査

基礎詳細な網羅的な調査を行い、作者(表現者)の所在を確認する。

〔主な調査項目〕 ・作者(表現者)の氏名／障害種別 ・住所／電話番号／FAX番号／メールアドレス
・アンケート記入者の氏名／連絡先 ・作品の写真／表現の映像等

②訪問調査

アンケート調査で得た情報を元に、訪問調査を行います。訪問調査では、詳細な作者や表現者のプロフィールや作品の制作背景、制作過程などを調査します。実際に現場を訪問することで、創作場所の環境や支援員の関わり方、さらにその現場が抱える課題も肌で感じることができ、人材育成プログラムの企画や参加型展示会の参加の呼びかけの機会としてもつなげていくことができます。訪問調査の際には、評価委員を依頼している芸術文化分野の専門家を伴って調査することで、より専門的な視点から調査を行うことができます。

〔訪問調査時の調査項目(例)〕

以下の項目について聞き取ります。さらに作者と作品について写真で記録します。

○作者(表現者):氏名／在住地(出身地)／生年月日／成年後見人の有無／展示、発表に関する意思確認
○作品(表現):表現ジャンル／タイトル／制作年／サイズ／素材／所有者／出展歴(出演歴)、受賞歴

〔留意点〕

・アンケート調査など対面でない調査方法の場合には、一見芸術表現とは支援者や関係者に認知されにくい日常的な些細な表現なども芸術作品として対象に含めてもらうように呼びかける必要があります。埼玉県では、アンケート調査の文面に「何を表現しているのかよく分からない作品、いたずら書きのような作品、これでいいのかと悩んでいるものでも、ぜひその情報をお寄せください」という内容を加えることで、多様な表現の情報が寄せられました。

・調査項目例として挙げた「成年後見人の有無」や「展示、発表に関する意思確認」、「所有者」に関してはあくまで調査時点の情報です。作品の展示・発表にあたっては、必要な権利処理を行い、書面での記録を残した上で適切に行うようにします。

2. 評価

調査で得た作品や作者の情報は、評価委員会を組織して評価します。評価委員会には、学芸員や文化施設の芸術監督等、文化芸術関係の専門家に参加を依頼します。依頼にあたっては、協力委員会に参画している美術館学芸員や文化振興行政担当者を通して依頼します。評価委員会は概ね2回開催します。主な内容は以下のとおりです。

第1回評価委員会(7～8月)
全体の事業計画の説明、アンケート調査の結果の共有及び訪問調査の日程調整

1回目の評価委員会では、調査から発信までの全体の事業計画を評価委員に説明し、意見交換を行います。また、事前に実施しているアンケート調査の結果を共有するとともに、寄せられている作品(表現)の情報の中から評価委員に実際に調査に赴いていただく日程を調整することもできます。

第2回評価委員会(11～12月)
評価の視点の整理と、発信の形態の検討決定

2回目の評価委員会では、実際に訪問調査を終えた作品や表現について、どのように展示、発表するかを検討し、大まかな展示、発信プランを共有します。訪問調査時に、調査を行った作品や表現について、どのように展示、発信するか都度意見交換をしておく、委員会の際にスムーズな議事進行ができます。また、「なぜこの作品を評価するのか」について、評価委員のみなさんになるべく言葉にさせていただくように心がけておきます。その言葉が、展覧会や公演の広報媒体制作や当日の鑑賞者への案内にも役立ちます。

3. 発信

評価委員会でなにをどのように発信するかを検討したら、いよいよ具体的な展示会や公演を開催します。広く障害者の芸術文化活動を認知してもらうために、美術館や文化施設、ギャラリーをはじめ、様々な場で展示や公演を行うことが必要です。たとえば、図書館やカフェなど市民により身近な場所で展示することや、地域のお祭りなど人が多く集まるタイミングに併せて公演をするなど工夫します。次ページ(p.069)には障害者の芸術文化活動の魅力を社会に伝え広げていくため、平成28年度にモデル事業で実施された調査・発掘、評価・発信の「発信」に関する取組を簡単に紹介します。また、平成27年度以前にも病院や裁判所、観光施設での展示事例もあり、それぞれに成果をあげています。詳しくは事例編p.097に掲載します。

取組事例①

北海道アールブリュットネットワーク協議会が主催する展示会の開催に加え、病院や当事者団体、学会等が主催する展覧会への協力を行うなど、広大な北海道という地域特性の中で、計13回の展示会を開催しました。結果、新聞やラジオに延べ23回、北海道の障害者芸術が紹介されるという成果を得られたとともに、各圏域の専門家との新たなつながりも生まれています。また、「裾野を広げる」ことを目指す展示会と「作品の質を追求する」ことをコンセプトに据えた展示会を双方開催することで、それぞれ成果を上げていることも特徴です。

取組事例②

エイブル・アート・ジャパンでは、アンケート調査から得た情報を元に、作家・作品・活動の評価を実施し、最終的に22人の作家を選定しました。評価の視点は次の4つです。①現代アート（作品・表現の評価）、②作品の売買（美術市場等）、③二次利用（商用利用等）、④環境。①②③については学芸員やキュレーター、事務局の実践知と経験知をベースにしました。加えて④については、SOUPの3年間にわたる活動と訪問調査により、作家・作品を生み出した環境、作家・作品の社会への波及などにも眼をむけて評価を行いました。評価した作品は、報告書やウェブサイトで発信しています。

取組事例③

愛成会では運営側で選定せず、調査した全作品を展示することをコンセプトとし、展覧会を開催しました。そのことにより、これまで紹介されてこなかった作者の作品を発信することにつながるとともに、多くの人を抱く「作品」や「創作活動」への固定概念を覆すような「気付き」を誘発するという成果を得ています。また、展示で発信することに加えて、カタログの制作・頒布や、ウェブサイト（<http://brut.tokyo/>）を通した発信を行ったところ、作品や事業に関する問い合わせが多く寄せられるなどの成果を上げています。

取組事例④

グローでは、法人の事業として運営している常設の美術館「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」で毎年3～4回の企画展を開催していますが、平成28年度のモデル事業での「発信」の場は、全国規模の研修会「アメニティーフォーラム」の会場としました。アメニティーフォーラムには、毎年1,500人の参加者・講師が集まり、講師陣も福祉の実践家や行政官、政治家等、多分野にわたっているため、作品を発信する場としても広がり期待できます。また、フォーラムの会場は、滋賀県の中核市大津市であったため、市内の広報にも力を入れ、1,468人の関係者を迎えました。

取組事例⑤

たんぼぼの家では、あらためて芸術文化の評価のあり方や発信のあり方を検討しました。特に評価については、作品を販売し対価に変えるというだけではなく、現代におけるアートの多様な評価のあり方を参照しながら、評価委員とともに検討しました。p.096で紹介するトークシリーズの開催により評価の視点の整理を試みるとともに、鑑賞者自身が作品を選定し、展示、記念撮影を行うという新しい形の展示会「あなたの『ものさし』で選んでください」展を実施しています。

【平成26-28年度】複数団体 実施

支援センターリーフレット制作

支援センターを設立したら、事業を周知していかなくてはなりません。そのための広報媒体として支援センターの概要をまとめたリーフレットは早期に制作されることが望めます。様々な場面でリーフレットを配布し、より多くの人に支援センターの目的や機能を知ってもらいます。

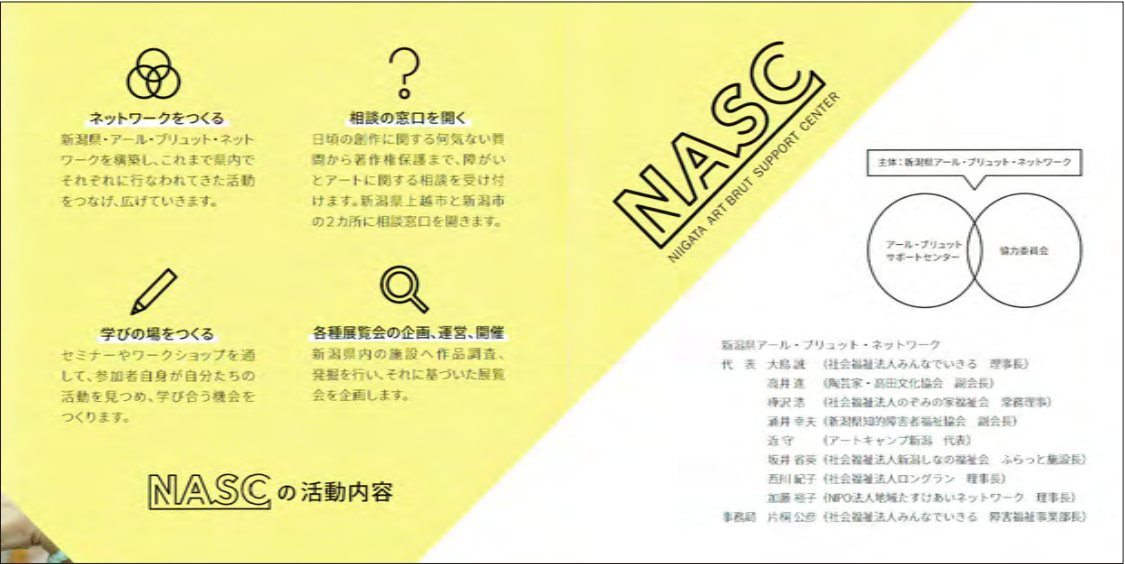
どの実施団体も、支援センターの名称やキャッチコピー、事業内容や連絡先などを分かりやすく伝える

リーフレットをデザイナーとの協議を重ねて作成しています。標準的な仕様や構成、掲載すべき内容などについてはp.038に詳しく記しています。

リーフレットを目にした方々から相談を受けたり、研修会の問合せなどを受けることが増えてきます。リーフレットは支援センターの顔となり、様々な場面で活用できます。



センターの紹介を中心としたナスクの事例



相談者と相談例を多く載せたヤンの事例



[平成26-28年度] 複数団体 実施

ウェブサイトによる情報発信

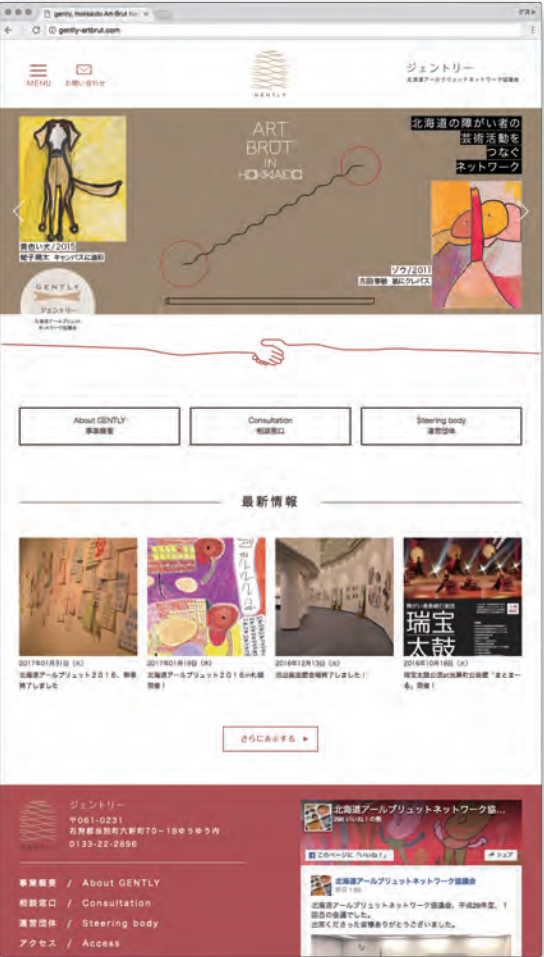
支援センターのリーフレットに掲載した内容をもとにウェブサイトを開設します。いずれの実施団体もリーフレットのイメージと併せたデザインで、リーフレットに比べてより多くの情報を掲載できます。

また、支援センターの概要だけでなく、人材育成研修の参加者を募集したり、参加型展示会の実行委員会実施状況などをブログでレポートするなど、即時性の高い情報を発信することが可能です。さらに、障害者の芸術活動支援モデル事業が始まった

平成26年度から、全国の実施団体の情報をまとめたウェブサイトを連携事務局が開設し、そこに各実施団体の情報を集約しています。実施団体のウェブサイト等とリンクさせることで、支援センターウェブサイトへのアクセス増加が期待できます。

各実施団体とも支援センターウェブサイトへの閲覧数が増加しています。平成27年度は前年度比15倍の閲覧数がありました。

ジェントリー <http://gently-artbrut.com/>



ポコラートアキタ <http://akita.zero-date.org/>



ライツ <http://brut.tokyo/>



サンク <http://s-brut.net/>



障害とアートの相談室 <http://artsoudan.tanpoponoye.org/>



〔平成26-28年度〕愛成会（東京都）実施

弁護士による無料法律相談の実施

1取組のねらい

本取組は、以下の目的で実施しました。

- ①著作権をはじめとする権利概念を啓蒙し、作家の権利が守られる契約実務の定着促進
- ②創作活動の現場や作品利用現場における具体的な相談ニーズの把握と、それに応じたフォーマットの提供
- ③無料法律相談の取組を周知することによる潜在的な相談需要の発掘
- ④権利保護の担い手（相談員及び弁護士）の育成・拡充

2実施内容

無料法律相談とは「障害のある方々の創作活動にまつわる法的な事柄について、著作権などの権利保護に詳しい弁護士が、無料で毎月1回、直接ご相談をお受けする」取組です。広報周知用チラシには定例相談日程を記載することで、相談者にとっては予定を合わせやすいように、相談窓口にとっては弁護士の日程をあらかじめ押さえることで、相談の希望があった際にタイムリーに対応できるように設定

しました。周知の結果予想される相談の依頼に対応するため、弁護士3名に協力を得て相談対応を行いました。また、相談内容を適切に把握するため、弁護士と協議の上、相談シートのフォーマットを用意し、相談者にあらかじめ質問事項にご回答いただきました。相談窓口開所から3年目となる平成28年度には、本取組での相談実績をふまえ、創作活動に携わる方々が利用できる実務の手引き（ハンドブック）を作成しています。

3成果

本取組開始当初は、作品を利用したい施設や企業からのご相談が多数を占めていましたが、相談窓口の存在の周知が進んできたことで、作家側や中間支援組織からのご相談が増えています。今後は、この取組を地道に息の長い取組として推進していくとともに、直接相談を受けていない方々にもハンドブックを参照いただくことにより、障害のある方々の権利が守られる契約実務を広く深く浸透させることを目指していく予定です。

（左）無料法律相談の様子 （右）広報周知用チラシ



〔平成26-28年度〕グロー（滋賀県）実施

弁護士による権利保護に関するスーパーバイズ

1取組のねらい

年間400回を超えるグローの相談活動のうち約7割が作者の権利保護に関する相談です。それらの相談対応を振り返ると、適切な対応ができていたか不安が残るケースや法律の専門的な話でお答えできないケースがありました。相談者に、より適切な情報提供やアドバイスができるよう、協力委員の弁護士と定期的に過去の相談事例の振り返りを行いました。

2実施内容

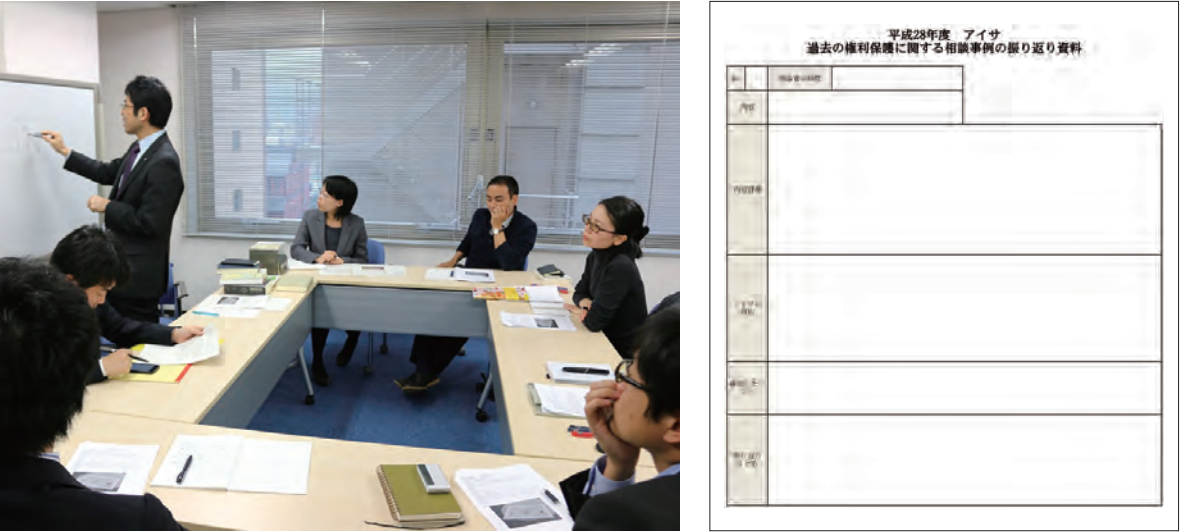
平成26年度、27年度は2ヶ月に1回、平成28年度は3ヶ月に1回（各回1時間半）実施し、3年で計12回、42の相談事例を振り返りました。振り返りの流れは、まず事前に振り返りをしたい相談事例について、弁護士に情報をまとめて送付します。その際には下記の様式を用いて、相談者の属性、相談内容、アイサの対応内容、弁護士に確認したいことを整理します。振り返りの実施日に、アイサから詳しい状況などを説明して、弁護士から助言をいただきます。後日、そ

の助言をもとに必要ながあれば相談者に情報提供を行います。また様式の下部にある振り返りのまとめに記入したものを弁護士に確認してもらいます。

3成果

相談対応に関わる職員数名で参加し、振り返りを行ってきた成果として、弁護士の専門的な見解をもって相談者に適切な情報提供ができたこと、アイサアドバイザーの人材育成につながったことなどがあげられます。特にアドバイザー育成という視点においては、自分が対応した相談について、相談者の状況や主訴を整理すること、相手に明確に説明するスキルを磨くことは他機関との連携において不可欠です。そして弁護士はどの事例においても、作者の意に沿っているか、作者の利益を奪わないかという視点で留意すべき事を整理されており、個別の事例で妥当な結論を導く際には、相談者の置かれた状況を客観的かつ親身になって整理して判断されます。その姿勢からアドバイザーが学ぶことは多くありました。

（左）弁護士を交えた振り返りの様子 （右）弁護士に情報提供するための相談事例振り返りフォーマット



[平成27-28年度] エイブル・アート・ジャパン(宮城県) 実施

相談支援研究会

1取組のねらい

多様な分野の関係者が、連携することを重視し「まぜると世界がかわる」をキーコンセプトに活動しています。そのため相談の対応や解決も福祉、教育、芸術、行政、NPOなど多様なセクターと連携したいと考えました。

しかし1年目には、まだまだ連携がうまくなされず、スタッフのスキルにも差異がありました。そのため2年目には「相談支援研究会」を設置し、研究会を通して、顔の見える相談先・連携先をつくること、対応の質的向上を目指しました。

2実施内容

<平成27年度>

◆第1回:相談支援とは何か

NPOセクターの相談支援員を講師に、相談対応の業務フロー【相談・記録・検討・対応・結果・検証】、他機関との連携などを学びました。

◆第2回:宮城の相談ケーススタディ検証①福祉分野
芸術分野や市民活動、福祉、行政職員が参加し、顔合わせ、情報交換ができ、実際に支援対象者からの声を共有しました。

◆第3回:宮城の相談ケーススタディ検証②芸術分野
実際の相談内容とその対応方法について事例を検証しました。文化と教育分野の関係者との連携がまだ整っていないことなど、課題を確認する機会にもなっています。

<平成28年度>

◆第4回:教育分野連携編

平成28年度に採択された調査・発掘、評価・発信事業で協働する教育分野や芸術文化セクターの学芸員とも連携が進みました。実際の事例を通し、相談ニーズの拡がり、地域による資源格差などの課題を共有しました。

◆第5回:芸術文化セクター連携編

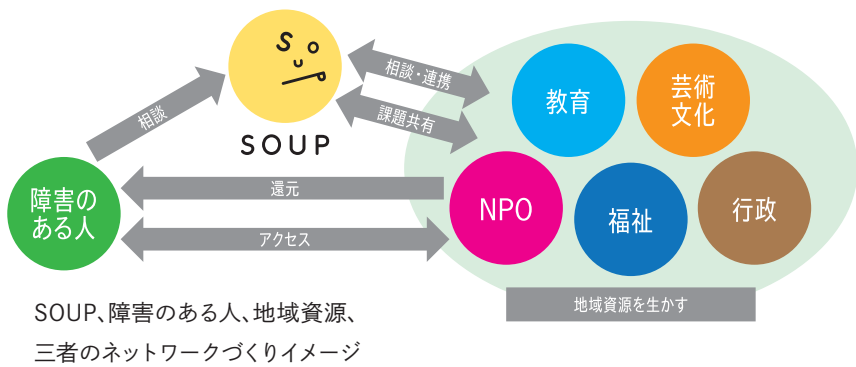
実際の相談内容とその対応状況について事例を紹介し検証しました。宮城県内にも全国から注目を浴びるアーティストが徐々に増えてきました。発信と同時に必要なアーティストの権利を守ることの課題等を議論しました。

3成果

研究会というスタイルにすることで、福祉関係者、教育関係者、芸術関係者、行政等など多彩なメンバーが関心をもって集まりました。相談支援は縦割りであることが多いのです。障害のある人が持っている多様な側面を支援することが大切です。こうした場をもつことで、結果的に顔の見える相談のネットワークが構築され、相談支援体制の充実につながりました。電話1本で情報を共有したり、相談対応のボタンをわたすことができるようになりました。

芸術活動支援では、展示会などの華やかな催事に注目が集まりがちですが、これを底支えするのが日々の相談業務とその対応の質や、対応者の多様性であると考えます。

第4回:教育分野連携編の様子



SOUP、障害のある人、地域資源、三者のネットワークづくりイメージ

[平成26年度] たんぽぽの家(奈良県) 実施 / ひゅーるぼん(広島県) 実施

[平成28年度] 愛成会(東京都) 実施

権利保護ハンドブックの作成

1取組のねらい

障害者の芸術活動支援モデル事業において、相談支援や作者の権利保護に関する研修会など著作権等に関する取組が必須となっています。難しい法律用語も多く敬遠されがちですが、障害者の芸術活動支援を行う人たち、そして支援センターのスタッフにとっても、著作権等への理解を深めることは重要です。これまでに3つのモデル事業実施団体が著作権等のハンドブックを作成しており、基礎知識や想定される事象への対応方法を広く周知することを試みました。

2実施内容

たんぽぽの家は、平成26年度「障害とアートの相談室 なやんでひらいて2歩すすむためのハンドブック(p.120)」を作成しました。創作活動が社会に繋がるまでを〈価値・意味〉〈道具・画材・素材/環境/支援〉〈仕組み/資金〉〈保存・記録/発表〉〈権利/仕事〉の章に分けて漫画での事例紹介や様々な専門家からのコメントを掲載しています。同年ひゅーるぼんも「障害のある方のアートに関する権利 Q&Aハン

ドブック(p.120)」を作成しました。〈そもそも編〉〈つくる・広がる編〉〈そばにおく編〉と段階別に事例をあげて、弁護士や障害者のアート作品に造詣の深い福祉関係者が回答するかたちでハンドブックを作成しています。愛成会は、平成28年度「障害のある人の作品にまつわる権利のことハンドブック(p.116)」を弁護士の協力を得て作成しました。愛成会は平成26年度から定期的に弁護士の無料法律相談を行い、相談者が直接弁護士に相談できる機会を設けています。そこには愛成会の相談員も同席し、弁護士のアドバイスを聞きながら著作権等に関する知識を学び、普段の相談対応に活かしています。このハンドブックは、3年間の無料法律相談での実績をまとめたものとなっています。

3成果

3つの実施団体の取組や強みにあわせて、読み手に伝わりやすく、充実した内容のハンドブックが作成されました。著作権に関するハンドブックは、作者や障害者の芸術活動を支援する人たちにとって、普段の活動で困ったことがあった時に役立っています。

左から順に、たんぽぽの家、ひゅーるぼん、愛成会が作成したハンドブック



[平成28年度] ハケ岳名水会(山梨県) 実施

人材育成のための研修企画から実践まで

1取組のねらい

山梨県では、アート活動の支援者を育成し情報を広く伝える「人材育成ができる環境づくり」、情報の共有や発信をしていく「地理的条件を越えたコミュニケーション」の課題がありました。県域でアート支援や人材育成の活動を行う施設・団体が集まり、継続的な人材育成と情報の共有を目的として研修会に取り組んでいます。

2実施内容

課題を踏まえ、研修会の開催にむけて協力委員と各地域の連携団体を軸とした実行委員会を組織し、2回/月のペースで中間地点に位置する施設で企画会議を行いました。アンケートや相談を通じて希望の多い研修会や、山梨県の障害のある人のアート活動などの意見交換を経て特徴のある3つの研修会を開催しました。

(1) アート支援を学ぶ研修

表現(アート)活動をサポートする人、関心のある人向けに、実際にアプローチの方法を体験しながら表現活動を学ぶ場となりました。

(2) 精神障害とアート活動を学ぶ研修

上映会と講演会を通して、病とともに生きる人々にとっての表現活動について、どのように彼らを支えていくか、営みの場の大切さを学びました。

(3) 著作権・商品開発に関する研修

研修会では、専門家の講師を招き著作権の基礎知識を学び、発想の転換から商品化する方法について学びました。

3成果

施設間での積極的な意見交換により、新たな作家の発掘やアート活動の多様性や取り組み方への関心を持っていただきました。また、各施設の著作権の取り組みを共有したことで、山梨県の作品の利用規約に関するガイドラインの足掛かりとなりました。

(左)企画会議の取り組み方 (右上)著作権・商品開発の研修会フライヤー (右下)研修でのワークショップの様子



[平成27-28年度] たんぽぽの家(奈良県) 実施

オープンアトリエの実施

1取組のねらい

平成26年度に実施したニーズ調査により、福祉施設だけではなく、個人で創作活動する人への支援プログラムや仕組みが少ないことがわかりました。そこで、学校卒業後も地域でのアート活動ができるプログラムや仕組みについて考えるために、実験的にオープンアトリエを実施しました。

2実施内容

奈良県内は文化的な活動が奈良市を中心とする北部に集中していますが、県内全体としては十分ではありません。アート活動の拠点となる場所が複数あることが必要ではないかと考え、平成27年度は奈良県内の4地域でアート活動に関心のある施設と連携し、さまざまなタイプ(時間/場所/内容など)のオープンアトリエを実施しました。平成28年度は最初に協力施設の施設長と担当スタッフへインタビューを行い、施設内や地域でのアート活動のニーズを調査したうえで、協力施設の担当スタッフに、プログラムの企画、講師の交渉、広報などのマネジメ

ントを担ってもらい、実施しました。また、いずれのオープンアトリエもアートサポーターを募集し、地域で障害のある人のアート活動を支援する人を育成すること、地域間でのネットワークをつくることを視野に入れました。

3成果

2年間のオープンアトリエの実施を通して、地域の中でアートサポーターを育成し、必要とする福祉施設や活動に結びつけていく仕組みができつつあります。また、オープンアトリエが創作を支えるだけではなく、鑑賞し交流するサロンとしての役割があることもわかりました。平成27年度はこれらの成果をブックレット「地域にひろがるオープンアトリエ～すんで ひらいて つながるためのハンドブック(p.119)」にまとめました。平成28年度は、企画マネジメント自体を協力施設のスタッフに担ってもらったことで、それぞれの自信につながるとともに、福祉施設が文化や観光の拠点となりうることがわかりました。

(左・右)オープンアトリエの様子



[平成27年度] スローレーベル(神奈川県) 実施

アクセスコーディネーター&アカンパニスト

1取組のねらい

スローレーベルでは、障害のある人が創作活動の場にアクセスしづらいことを課題に感じ、障害の特性に応じてケアを担う人材を配置することを試みました。

2実施内容

スローレーベルは、1人でも多くの障害のある人々が、自身が望む形でアートに参加できる社会の実現をめざして「環境(アクセシビリティ)」と「支援者(アカンパニスト)」の研究開発に取り組みました。障害のある人がアート活動に参加するための環境を整える人として「アクセスコーディネーター」というスタッフを配置しました。障害に関する知識と専門スキル(医療や看護など)を有する人材を派遣して、

車椅子でも通行可能な会場までの道のりを事前に調べて提供したり、障害の特性に応じて活動中にも心理的なケアを行いました。また、障害のある人の創作の可能性を広げる伴奏者として「アカンパニスト」も設置しました。創作中に起こりうる物理的・心理的な困難を創作者という同じ立場で寄り添いながら乗り越える方法を一緒に探り、創作性を引き出し合う存在になるようにと考えました。

3成果

創作現場で見えてきた課題をアクセスコーディネーター、アカンパニスト、スタッフが一緒に考えることで解決方法を探すことができました。

アカンパニスト養成プログラムの様子



[平成27-28年度] はる(佐賀県) 実施

コンサルテーション

1取組のねらい

芸術活動に取り組む施設が少なかった佐賀県。県内施設へのアンケート調査より、「時間・場所」「指導者」「支援方法」等に課題があるためになかなか芸術活動に取り組めないとの結果が出ました。各施設で環境やニーズが異なる中、それぞれどのように芸術活動をスタートできるか、という観点で取組を進めました。

2実施内容

身近に活動している施設がないため、実際の活動イメージがわきづらいことや、研修を受けて施設へ帰ったスタッフがから活動を組み立てるのは難しいとの意見もあり、講師が直接施設に出向くことで、各施設の特徴、希望にあった活動を作っていくことができると考えました。コンサルテーションは大きく4つのパートに分かれます。

①事前ヒアリング

ニーズからどの講師とマッチングしたらよいか検討。

②訪問ヒアリング

講師や施設担当者に加えて決裁権のある施設の代表の方に同席して頂き、三者同意の下でどのような活動を目指すか組み立てる。

③訪問アート活動

施設の職員を中心に実際に活動を行う。

④アフターフォロー

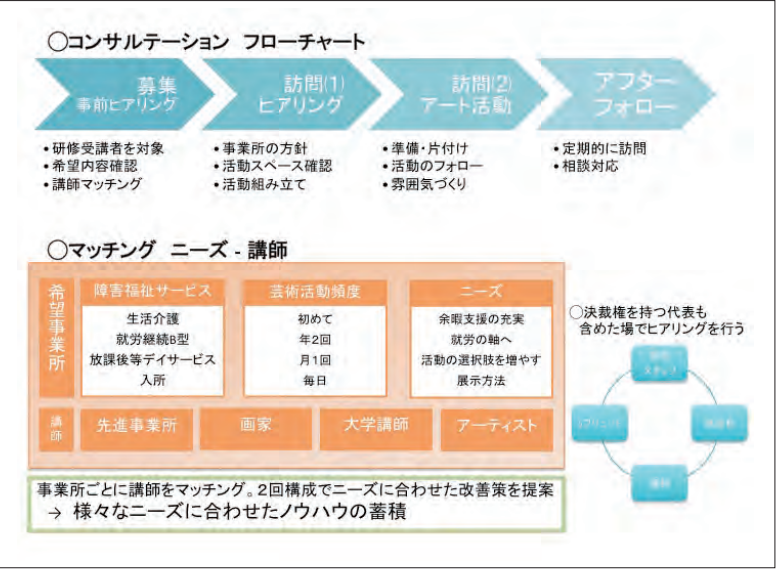
定期的にヒアリングを行い、講師、施設と連携を取りながらサポートしていく。

この過程を通して活動のきっかけを作り、継続して活動できる環境をサポートしていきました。

3成果

自らの施設で実際にやってみる事で、障害のある方はもとより、複数の職員が活動を体感でき、支援の方法を学べる機会となります。実際に活動してみる事で現場の「ほめる」雰囲気も体験できます。今後継続的に活動が続ける事で、障害のある方が得意な時間や場所、画材に加え職員の支援方法などが見えてくると思います。

(左) コンサルテーション概要図 (右上) ヒアリングの様子 (右下) 訪問アート活動の様子



〔平成26年度〕たんぽぽの家(奈良県) 実施

インターンシップ型研修プログラムの実施

1取組のねらい

福祉施設のスタッフ、芸術大学等で学ぶ学生などを対象に、アート活動を実践している施設「たんぽぽの家アートセンターHANA」で3日間の実践型の研修を行いました。実施にあたっては、障害ごとに異なる支援方法や個性を引き出す実践的な経験を学ぶことができるプログラムとし、支援現場でいかなることができるようになることを目的としました。

2実施内容

1日目は、絵画を中心としたスタジオで、身体に障害のある人、知的に障害のある人それぞれが創作活動ができる環境や道具について学ぶ機会としました。2日目は、フェルトや陶芸などのプログラムを通して、制作の工程への障害のある人の関わりや自助具を活用した支援について学びました。

また、作品の記録や保管、額装や展示についてのレクチャーも実施しました。3日目はグループディスカッションとし、参加者、たんぽぽの家スタッフで3日間の振り返りを行いました。

3成果

これから福祉施設で芸術活動に取り組む人や芸術大学の学生、公共文化施設の職員、精神に障害のある当事者などが参加しました。アート活動の背景にある仕組みやケアも含めた支援について、一側面だけではなく、全体的に具体的に学ぶことができたという声が多く、体験型研修の意義を実感する機会になりました。また、3日間を共に過ごすことで、アート、ケア、社会との関わりまで熱い議論ができたという声もありました。

インターンシッププログラムの様子



〔平成27-28年度〕グロー（滋賀県）実施

展覧会ボランティアスタッフの運営について

1取組のねらい

調査した作品を発信する場として、地域の観光名所にある施設や大規模な福祉フォーラムと同会場で展覧会を開催するなかで、会場の運営には地域のお年寄りや障害のある方などにボランティアスタッフとしてご協力いただきました。障害者の作品への理解を深めてもらい、それぞれから草の根的な発信をしてもらうことを試みました。

2実施内容

平成27年度は近江八幡市の観光名所で27日間にわたって開催し、平成28年度は全国から約1,500名が参加する福祉フォーラムと同会場で3日間にわたって開催しました。初年度が2,841名、次年度が1,486名と多くの来場者数がありました。平成27年度については約1ヶ月と長期開催のため、多くのボランティアスタッフを募集し82名が活動しました。安心して活動ができるように、事前の研修会を3回（会場近くの町歩きと交流会、作者の制作現場見学、事前レクチャー）実施し、会期中には開館準備、受付、会場の監視・来場者の対応、閉館作業を担ってもらいました。1日の流れに沿った活動マニュアルを用意して柔軟性が求められるような対応例を掲載したり、緊急時にアイサ職員に連絡ができるよう携帯電話を用意するなど安心して活動できるサポート体制をつくりました。イベントとして、ボランティアスタッフによるトーク（ギャラリートーク、座談会）を行い、活動を通して感じたことや作品の楽しみ方について語り合える場を設けました。

3成果

来場者からはボランティアスタッフと作品について話せて楽しかったという声が聞かれ、ボランティアスタッフから誘われて来場される方々がいたり市民から発信するという点での成果は大きかったと言えます。また活動終了後のアンケートでは、ボランティアスタッフの97%が満足と回答しており、「障害のある人とそうでない人とを区別することなく見て良いのだと気づかされた」「（発達障害でひきこもりだった方から）自分の生活を見直すきっかけになった。働く前の社会経験として役立った。人との出会いをこれほど楽しいと思えたのは生まれて初めてかもしれない」「この世から障害者とか精神障害者とかの言葉がなくなり、みんな平等になればいいですね」などの感想ががあり、障害者への理解が深まり、ボランティアスタッフ自身にとってもやりがいを感じられる場となりました。

調査・発掘、評価・発信における展覧会
「シガカラー2」(平成27年度)の会場



〔平成26-28年度〕グロー（滋賀県）実施

「作品取扱規程」作成のグループワーク

1取組のねらい

「作品取扱規程」とは、作品の著作権等の帰属、出展、販売、二次利用等を行う場合の取り扱いを定めたものです。障害福祉施設で造形活動を始めの際に、利用者（作者）、家族等に規程の内容を周知して同意を得ることで、作者側も施設側も安心して造形活動に取り組み、作品の利用時にもきちんと取り交わしをしたうえで円滑に対応ができるようになります。このグループワークは、実際に規程を作成するなかで作者の権利保護への理解を深めるとともにその手順を学んでいただき、規程の整備に向けた手がかりを掴んでもらうことを目的に実施しました。

2実施内容

平成27、28年度の実施時には、グループワークを行う前に、弁護士から著作権等の基礎講義をしていただき、次に既に作品取扱規程を整備した障害福祉施設から、整備に至るプロセスや課題になったこと、運用状況などをお話いただきました。その後、全員で意見交換を行い、各参加者の造形活動への取り組み内容や抱えている課題を共有しました。最後に、5～6人くらいのグループに分かれてグループワークを行いました。どういう文言にすれば良い

か分からない場合には、弁護士に質問をしながら進めてもらいました。

【グループワークの進め方】

- ①著作権等保護ガイドライン（p.048/6.1）②参照）と、2つの社会福祉法人が作成した計3種類の作品取扱規程の内容をワークシートに記入する。
- ②3つの規程の内容から、自分の施設の状況に合うものを選んで、「私の施設」欄に記入する。合うものがなければ、実情に合う文言を考えて記入する。
- ③グループ内で記入した内容を共有する。
- ④他の人と合うも合わないも含めて、著作権等保護ガイドラインのデータに上書き入力し、作品取扱規程を完成させる。

3成果

滋賀県が障害福祉施設を対象に、平成26年度と28年度に行った調査の結果を比較すると、作品取扱規程を整備している施設が6事業所から13事業所に増え、利用者との間で展示や二次利用のための承諾書を取り交わしている施設が6事業所から25事業所に増えています。少しずつではありますが、着実に権利保護の理解が深まり、取組が進んでいると思います。

みんなで作る作品取扱規程「さつてあより」ワークシート				
	著作権等保護ガイドライン (滋賀県策定)	かいぜ寮	能登川作業所	わたしの法人(事業所)
所有権の帰属				
著作権の帰属				
出展における利用者の承諾				
販売における利用者の承諾				
二次利用における利用者の承諾				
事業所の支援				
対価の支払い				
作品の保管等				
契約期間				
その他				



(左)他施設の規程を比較し、自分の施設に合った規程を検討するためのワークシート (右) グループワークの様子

〔平成28年度〕ゆうゆう（北海道）実施

北海道アール・ブリュット 2016 in 岩見沢

アール・ブリュットフォーラム／アール・ブリュット展

1取組のねらい

平成27年度に札幌で開催したフォーラムを、今年度は岩見沢で開催しました。岩見沢市が「芸術文化を通してのまちづくり」に積極的で、道内で最大規模の芸術学部がある北海道教育大学があり、自治体や大学と連携し障がい者芸術の発信に熱心に取り組む事業所がある等、幾つかの地域特性や人的資源が重なる場所であったこと、また大都市ではなく地方での開催により、障がい者芸術を通じた地域の顔づくり、話題性、活性化への貢献などが目指せるのではないかと考えました。

2実施内容

開催へむけ、地元を主体とした実行委員会を立ち上げ、自治体職員、福祉事業所、大学、事務局がメンバーとなり企画準備を行いました。商工会議所や商店街にもご協力をいただき、街をあげての取り組みを目指しました。地域の人々への理解や周知のため、中心地の空き店舗を借り、事務所を作って準備拠点とし、プレ展示や研修会を行い、フォーラムの開催をアピールしました。約半年の準備期間を経て11/12・13の2日間、岩見沢市生涯学習センターいわなびを全館使用してフォーラムを開催。北海道作家の200点以上の作品と参加型展覧会の作品を一堂に展示し、実践研修会や権利擁護等の研修会とともに、シンポジウム、講演、各種ワークショップなど13のプログラムを同時に開催しました。岩見沢駅では「ハート&アート」展を、ギャラリー、銀行など街のあちこちでも展示をし、作品をご覧いただきました。

3成果

地元の実行委員会が中心となり、地域と一緒に取り組むことで、福祉関係者や障がい者芸術に関心がある人のみならず、広く学生や一般市民も楽しんで参加できるイベントとなり、入場者は2日間で1,006名と盛況となりました。実行委員長からは「岩見沢から障がい者アートを全道、全国、世界に発信できる希望を感じた」、自治体からは「経済界などこれまで福祉と関わりのなかった方とのネットワークができ、市民への理解も広がった」とコメントをいただきました。開催を通して大学、自治体、事業所、商店街、学生と世代や立場を超えた地域の横の繋がりが生まれ、交流の場を作ることができました。岩見沢市長も2020年のオリパラにむけて障がい者芸術の推進を通じた地域づくりに意欲的で、市の中心市街地の施設を利用して障がい者芸術を恒常的に鑑賞できるギャラリーを設置する動きも生まれてきています。これらはフォーラムの開催を通じて地域に新たに生まれたネットワークの成果であり、今後も地元の主体性を大切にしながら、芸術活動を通じた地域作りを継続して推進するために、お手伝いできればと思っています。



イベントの広報チラシ

〔平成28年度〕みぬま福祉会(埼玉県) 実施

埼玉県障害者アートネットワーク TAMAP±〇(タマッププラマイゼロ)

1取組のねらい

平成21年度からの「埼玉県障害者アート企画展」の実施におけるワークショップを通して築いてきた、表現活動に取り組む福祉施設の職員間のつながりを活かして、このつながりの継続と拡充を目指し、新たにネットワークを構築しました。

2実施内容

ネットワークでは、東西南北の支部を設け、各支部ごとに様々な活動を統括しました。毎月定例会を実施し、定例会では展覧会やイベント等に関する議論だけでなく、表現活動への相談や各施設の情報を発信する場としての役割も担いました。ネットワークの名称は参加施設の利用者が考案し、ロゴに関しても参加施設から作品を公募し、選ばれた原画をもとに制作するなど、利用者も含めてネットワークを作り上げてきました。定例会とは別に、弁護士の

先生に日常の中で発生する疑問を問う著作権の勉強会を企画したり、展覧会の作品選考では、施設職員と美術専門家も加わり、福祉の眼と美術の眼、お互いが作品について語るという機会を設けました。

3成果

既存のネットワークを活用して、さらに東西南北の支部を設けたことで運営体制が安定し、ネットワーク全体だけでなく支部内での連携が強まりました。参加施設も当初11施設だったものが年度末には23施設と2倍以上に増加し、ネットワークの継続と活動への期待が高まりました。また、定例会に参加する職員は固定化されやすいですが、展覧会の運営に関しては、施設によって多くの職員が参加できるように工夫することで、施設内の意識改革にもつながるなど、ネットワークを組織したことで一職員、施設ともに変化があったとの意見もありました。

(左)定例会の様子 (右)ネットワークのロゴ



〔平成28年度〕グロー(滋賀県) 実施

「障害のある人の創作支援について」

福祉事業所、特別支援学校、病院の関係者によるシンポジウム

1取組のねらい

これまでに障害福祉施設、特別支援学校、病院、一般のアトリエを計84か所訪問して、造形活動担当者聞き取りを行い、活動の様子を視察しました。そのなかで「他の施設、学校、病院の取組を知りたい」「他分野との繋がりが薄い」などの課題が多く聞かれたことから、障害者の芸術活動支援に関わる人たちが集い、それぞれの取組を共有できる場を設けようと考えました。

2実施内容

訪問調査に回った中から福祉事業所、特別支援学校、病院の関係者6名に依頼してシンポジウムを開催しました。余暇活動や職業訓練、授業、治療の一環で活動しているそれぞれの現場において、どのような取組をしているのか実践発表した後、障害のある人の創作を支援するという共通の立場から、「制

作の過程において作者や支援の現場で大切にしていること」、「地域生活や就職などに進んでも創作を続けるための取組」、「今後の福祉や教育、医療の現場での連携に期待すること」などをテーマに意見交換を行いました。

3成果

当日、135名もの参加がありました。アンケートからは「自分と違う分野の活動を知る機会がないため見学に行ってみたい」「普段は研修に行っても福祉業界の切り口での話を聞くことが多いので、病院や教育現場での実践を聞くことは共通することもあるが、とても新鮮だった」などの感想がありました。登壇者からも今後の連携について、具体的な提案がなされ、これから多分野で連携して障害者の芸術活動を推進していく大きな契機となるイベントになりました。



[平成26,28年度] たんぽぽの家(奈良県) 実施

施設長によるトークの実施

1取組のねらい

福祉施設がアート活動を通して、地域社会への発信を行い、施設のブランディングにつなげていくためには、アートを担当する現場のスタッフだけではなく、施設全体で活動への理解が深まることが重要であると考え、施設長によるトークセッションを開催しました。

2実施内容

平成26年度に実施した、参加型展示会「みんなでつくる展覧会」では、福祉施設の職員がコンセプトづくりから展示まで、展覧会をひらくプロセスを経験しながら学ぶ研修プログラムを実施。その際、展覧会を参加団体や来場者の情報交換、ネットワークの場とし、期間中に参加したスタッフだけではなく、施設長等のトークセッションを開催しました。平成

28年度は、オープンアトリエプログラムの報告展に合わせ、参加の4施設のコーディネート役のスタッフと施設長に登壇してもらい、トークセッションを実施しました。いずれのトークセッションでも、展覧会の感想や振り返りにとどまらず、今の福祉が持つ課題をアートを取り入れることでどうちがう発想をもって考えていくことができるか、アートの意義について話し合う場となりました。

3成果

施設長のトークセッションを行うことで、多くの施設職員や利用者、保護者が足を運ぶことにつながりました。また、各担当スタッフが取り組んできたことを施設長はじめ、施設内外の多くの関係者と共有でき、奈良県内での今後の展望についても話し合うことができました。

(左上)平成26年度開催時の様子 (右)平成26年度参加型展示会チラシ
(左下)平成28年度開催時の様子



[平成28年度] ゼロダテ(秋田県) 実施

地域とアートと福祉を繋げる「アーティストインレジデンス」

1取組のねらい

アートNPOゼロダテが平成24年より継続しているアーティストインレジデンスプログラムでは、多様なアーティストが地域に滞在し、展覧会やワークショップ(以下、WS)などを実施しています。本事業では、滞在アーティストが地域の特別支援学校や支援施設を対象にWSを行い、障がいのある人とその支援者がアーティストと交流しながら創作活動を行う場を作ることを目的としました。

2実施内容

本事業でWSを行ったのは、中村政人氏、栗原良彰氏、Alex Desebrock氏(オーストラリア)、石山拓真氏、丸山数理氏の5名。中村氏は特別支援学校の教職員を対象に、障がいのある人の創作活動について教職員が抱える課題点について、自身の経験を踏まえつつ解決策を共に模索する対話型WSを実施。栗原氏は特別支援学校の生徒と教職員を対象に「デッカい秋田犬」(高さ4.6m×全長4.8m)の制作WSと、作品の素材である多孔質発泡素材を使用した

「小さい秋田犬」の制作WSを行いました。

Desebrock氏は放課後等デイサービスに通う児童と対話型のWSを行い、児童が作ったメッセージカードを展示しました。

石山氏は特別支援学校が取り組む作業活動を地域の人に伝えるデザインを教職員が形にするWSを実施。丸山氏は支援施設や「ポコラート アキタ」内にてWSを行うほか、地域の特別支援学校の卒業生を対象としたWSも行いました。

3成果

アーティストと共に創作活動を行う場から生まれた作品を、その地域で参加型展覧会を通して発信することで、地域の人、障がいのある人、支援者、アーティストが相互に関わりあい影響しあう場を創出しました。また、特別支援学校と連携し、卒業後に創作活動に触れる機会が激減する生徒が創作活動のできる場所、相談や発表の機会を創出するなど、秋田県において「アート×地域×福祉」のモデルとなる活動を実施することができました。

(左)栗原良彰氏WS (右上)中村政人氏WS (右下)Alex Desebrock氏WS



[平成26-28年度] エイブル・アート・ジャパン(宮城県) 実施

視覚障害者へのアプローチ

1取組のねらい

みえないこと=芸術活動ができないこと、ではありません。聴覚・触覚・味覚・嗅覚などの感覚を総動員して作品を鑑賞し、また絵を描いたり写真を撮ったりすることができます。平成26年から宮城の視覚障害のある人たちと、鑑賞と表現の活動に取り組んできました。

2実施内容

平成26年12月、オーストラリアの盲聾の写真家ブレンデン・ボレリーニさんと視覚障害のある人との写真撮影のワークショップを行いました。音を頼りに大好きなバスを撮影する参加者もいて、人は視覚以外の感覚から写真を撮る動機と方法を得られることを知りました。撮影した写真は後日、オーストラリアの立体コピー写真で出力されました。平成27年2月、SOUPが実施した「やまのものとアート展」の際に、視覚障害のある人たちと活動を行う認定NPO法人ビートスイッチ(以下、ビートスイッチ)が「山元町へ、アートに触れる視覚障がい者旅行」を企画。ことばによる鑑賞ツアーや、立体コピー写真を鑑賞する機会をもちました。平成27年9月、SOUPが実施した「いしのまきのアート展」の際に、ビートスイッチの安藤修二さんが盲導犬ヴァンと石巻を歩き、記憶をたどり写真を撮ることに挑戦しました。安藤さんが撮影した写真20点は、アート展の会場のひとつに展示しました。SOUPは、前年度の経験から立体コピー機についてはコニカミノルタジャパンに、カメラについてはニコンプラザ仙台に借用について相談し、安藤さんの写真展を実現しました。また、ビートスイッチが「視覚障害者と電車でGO!石巻」を企画して鑑賞ツアーを行いました。平成28年12月、ブレンデンさんが再び宮城にやってくることになり、「表現するところ・からだを育てるカメラ編」

を企画しました。これまでと同様に機材や技術提供は企業に協力を依頼しました。みえない人、きこえない人、みえる人、さまざまな人が同じ立場にたち、触覚、味覚、嗅覚をつかい世界を感じ、過去の記憶を語りあいました。その物語は一眼レフカメラを使い、写真として表現。撮影した写真は立体コピー写真として出力し、凹凸を感じながら鑑賞しました。平成29年1月、その作品を、凹凸写真展「WALKING IN SOMEONE ELSE'S SHOES - 誰かの靴を履いて歩く」と題し、ニコンプラザ仙台で展示を行いました。

3成果

視覚障害のある人たちは、みる・つくるなどの表現活動をしようと呼びかけても、新しい体験の情報を得ること、体験するために外出することそのものにも、たくさんの壁があることを知りました。そこで可能な限り、彼らを支える支援者との関係づくりや情報共有をすすめ、その過程で地元企業の協力や地元の大学生の参加を得て、プログラムや展覧会を実施しました。みえないことは、芸術活動ができないことではありません。その人の障害を知り、一方で活動を阻害する‘障害’は何かを明らかにし、ひとつひとつ問題をとりぞいていくこと。それが障害者の芸術活動支援の役割だと考えています。

「表現するところ・からだを育てるカメラ編」の様子



[平成28年度] みんなでいきる(新潟県) 実施

日々是好日 –暮らしから生まれるもの–

1取組のねらい

障がいがある人の創作を支える施設職員や家族に対して、改めて自分たちの創作支援を見つめるきっかけとなるような機会をつくりました。そのひとつの方法として、これまでは周りの人があまり魅力を感じていないような、小さなものごとの魅力を提案することのできるような展覧会を企画しました。

2実施内容

展覧会を行う前にアール・ブリュットに関するセミナーを実施しました。基本的なアール・ブリュットに関する講演と共に、「身近にある作品を自慢する会」と題し、参加者に作品を持ち寄ってもらうワークショップを行いました。参加者に話し手となってもらうことで、主体的に作者の創作を見つめられる機会となりました。

ワークショップは私たちが多くの作品と出会う機会ともなりました。チラシを切り絵のように切ったものと、チラシや広告の紙を切り職員の名前を書いているものに出会いました。どちらもパツと見て目を惹かれるようなものではないですが、作品の背景を聞く共通して、作者は作ったものを職員に渡していることがわかりました。“つくったものをあげる”つまり、身近な人へのコミュニケーションの手段として創作をしているのです。そこに魅力があると感じ、展覧会でふたりを対に並べ、作品の背景に焦点を当てて紹介しました。

(上)「身近にある作品を自慢する会」の様子

(中)紙の小片を用いた2つの作品

(下)透明な板に並べられた作品

床に落ちる影を意識して展示什器を設計した

3成果

展覧会后、一方の施設の職員さんからは、「以前は施設に持ってきてもらい困っていたが、見方が変わった」との声を頂きました。小さなものごとを紹介することで“これもありかも、うちにもあるかも”と、改めて自分たちの周りの作り手のことを思う機会となったと感じています。



〔平成26-28年度〕グロー（滋賀県）実施

滋賀県施設合同企画展 ing… ～障害のある人の進行形～

1取組のねらい

モデル事業実施以前から取り組んできた滋賀県施設合同企画展（通称ing展）は、平成26年度には第11回目の開催を迎え、参加施設は30施設と膨らんでいました。平成26年度の課題を踏まえ、平成27年度にいくつかの改善を試みました。

2実施内容

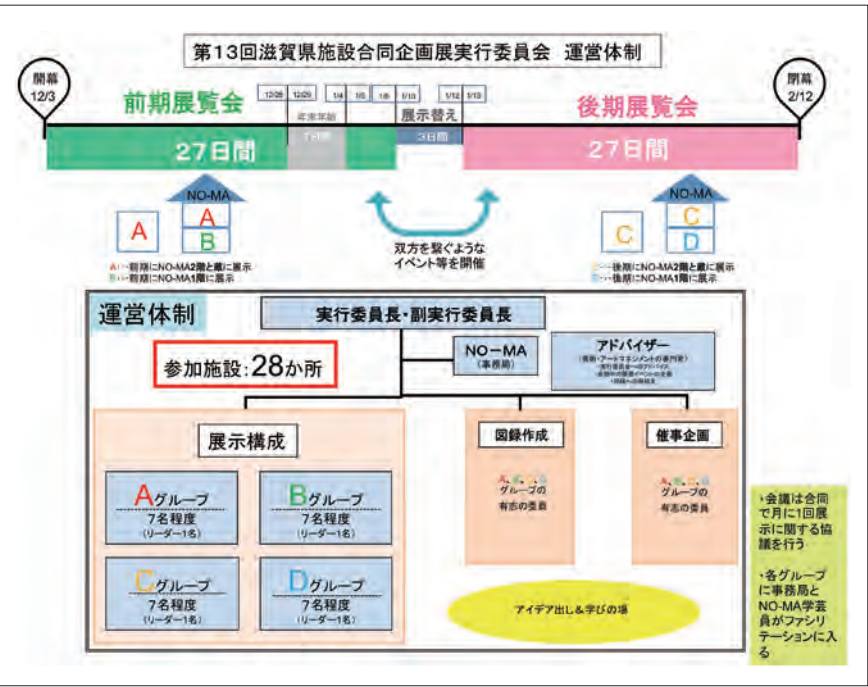
それまで「展示部会」や「催事企画部会」、「広報部会」などと部会制で取り組んできましたが、それぞれの施設担当者が作品展示と向き合えるよう、実行委員会は展示を中心として、作品の選定から展示構成、展示作業までを他の参加者と話し合いながら各施設担当者が考えました。それ以外の図録や催事については有志による部会を設け、実行委員会の終了後などに別途会議を持つようにしました。

また、会場となっているNO-MAは30施設からの作品を一気に展示するにはスペースに限界がありました。そこで、展示期間を前後期に分け、展示スペースも2つに区切って、合計4つのグループに分かれて展示について議論を進めていきました。同時にそれまで、事務局と美術に関するアドバイザーの2役を兼任していたNO-MAの学芸員が事務局に専念し、専門家を迎えました。

3成果

少人数制のグループ構成にしたことにより、参加者が主体的に関わる展覧会づくりとなり、満足度が高まりました。普段本人と直接関わっている支援員だからこそ発想できる展示方法や催事企画の実施に繋がり、さらに作者に寄り添いながら、表現とは何かを話し合う場となりました。

（左）実行委員会構成図 （右上）第12回ing展フライヤー （右下）展示設営の様子



〔平成28年度〕みぬま福祉会（埼玉県）実施

アーティストトーク

1取組のねらい

展覧会において、作家本人が作品の制作方法、思い等を説明し、参加者と交流することによって、作家本人の自信や制作意欲の向上に繋げると同時に、参加者が作品や作家についての理解を深める機会となります。また、イベント実施のための各施設の連携と人材育成もねらいです。

2実施内容

「UFU♥SAITAMA±〇キックオフ」展、3ヶ所同時開催展「UFU♥SAITAMA±〇³(参上)」(3会場)で合計4回イベントを実施し、合計31名の出展作家の参加がありました。初めて参加する作家がほとんどでしたが、制作方法や、作品に対する思いなどを話されました。本人が話すことが難しい場合は、施設スタッフや家族が作家や作品について紹介しまし

た。作家によってはその場で制作するなど、制作の背景をより伝わりやすくする工夫もありました。運営面では、毎月開催のネットワーク定例会でイベントを企画し、各施設内で作家や家族と具体的に内容を調整しました。

3成果

イベントが参加した作家の自信につながり、制作意欲の向上にも繋がっています。また、参加している施設スタッフや家族も本人の変化を感じ表現活動への意識が高まりました。ネットワークの担当者以外の職員がイベントに参加したことで表現活動の共感が増え、ネットワーク参加団体の広がりにも繋がりました。イベントでは作家同士や施設間の交流が生まれ、ネットワークの連携がより強くなっています。



（左/中）3ヶ所同時開催展（川越市立美術館）
（右）「UFU♥SAITAMA±〇キックオフ」展

[平成26-28年度] 複数団体 実施

調査・発掘の取組

1取組のねらい

対象地域内において、学芸員と実施団体が連携するなどして、できるだけ多くの障害者の作品調査・発掘を行います。

2実施内容

調査・発掘、評価・発信については、平成26年度は愛成会、グロー、たんぼぼの家、平成27年度はゆうゆう、グロー、たんぼぼの家、平成28年度はゆうゆう、エイブル・アート・ジャパン、愛成会、グロー、たんぼぼの家が実施しました。

各実施団体とも評価委員会を設置し、障害者の芸術に造詣の深い専門家が調査を行いました。調査・発掘の手法として多かったのは、アンケート結果をもとにした訪問調査でした。ゆうゆうは行政や協会の力を得て全道3,000件のアンケートを配付し約300の事業所から得られた結果などをもとに訪問調査を行いました。この時アンケートの項目を作者や支援員が回答しやすいように作成していることで、多くの結果が得られたようです。実施団体の中には、公募展の事務局を担ったことで多くの情報が得られたり、県が主催する障害者公募展に協力して作者の情報を得るところもありました。他にも、造形活動を活発に行う施設や特別支援学校を訪問調査したり、障害者アート展へ出掛けて調査をしたりすることで作者の情報を得ていました。

3成果

モデル事業3年間で新たに調査・発掘した作者は162名にのぼります。地道な調査によって数多くの作者を発掘することができました。

(上)美術館学芸員をともなったグローの調査
(下)発掘した作品を共有するゆうゆうの評価委員会



[平成28年度] たんぼぼの家(奈良県) 実施

アートの評価に関するトークシリーズの実施

1取組のねらい

平成26年度は奈良県内の障害のある人の作品を調査し展覧会を開催する、という一連の流れの中で作品の評価を行いました。平成27年度は、アートを鑑賞する場が少ないという奈良の地域性に注目し、病院や裁判所といった、日ごろアートが届きにくい場所で県内の障害のある人の作品の展覧会を行いました。会場では自由に感想を書いてもらえるようにし、その場を利用する人が評価をする、ということを行いました。3年目となる今回は、これまで「評価」というひと言で表してきたものの中身をあらためて考えてみよう、とトークシリーズを企画しました。

2実施内容

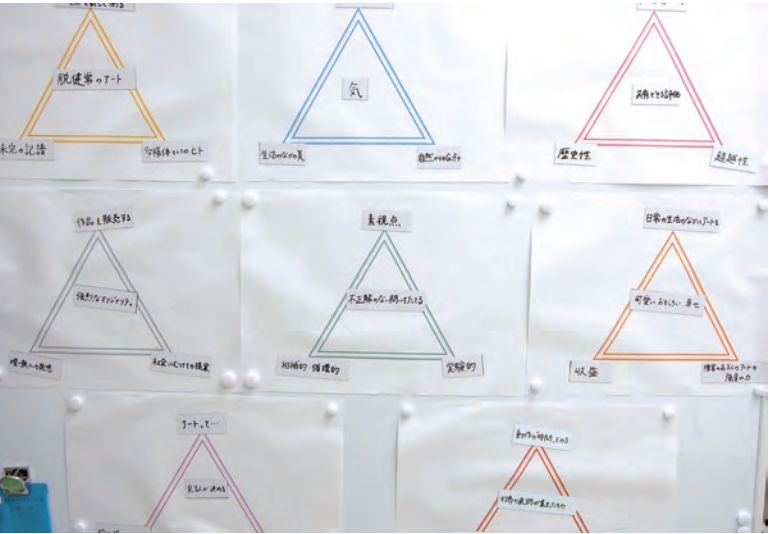
評価をするときの立場や時代、地域などによって異なるさまざまな基準を「ものさし」と仮定して、美術の専門家、研究者、障害のあるアーティストなど、多様な人の「ものさし」を明らかにするためのトークシリーズ(全9回)を行いました。

生活の中にもものづくりの本質を見出す話、行為の痕跡としてアート进行评估する話、障害のある人のアートはオリジナリティをもっと追求していくべきだという意見もありました。制作の現場こそが評価軸をつねにつくりつづけている、という見方もありました。最終回はそれらを受けて、グループワークとトークセッションを実施し、キーワードを「評価のトライアングル」として発表しました。

3成果

シリーズを通して、アカデミックな美術の評価にとどまらない、いくつもの指標が提示されました。さらに、それらを「評価のトライアングル」としてまとめることで、視覚化し、多くの人と共有しやすいかたちになりました。継続して参加した聴講者も多く、質疑応答では毎回活発に意見が交わされ、評価に関して自由に話し合う場となりました。

(左)最終回にまとめた「評価のトライアングル」 (右)広報周知用チラシ



[平成26-28年度] 複数団体 実施

発信の取組

1取組のねらい

対象地域内を評価委員が作品調査し、それらを美術的な評価を踏まえて発信します。より多くの人に知ってもらうために効果的な発信の場、方法を検討することが必要です。

2実施内容

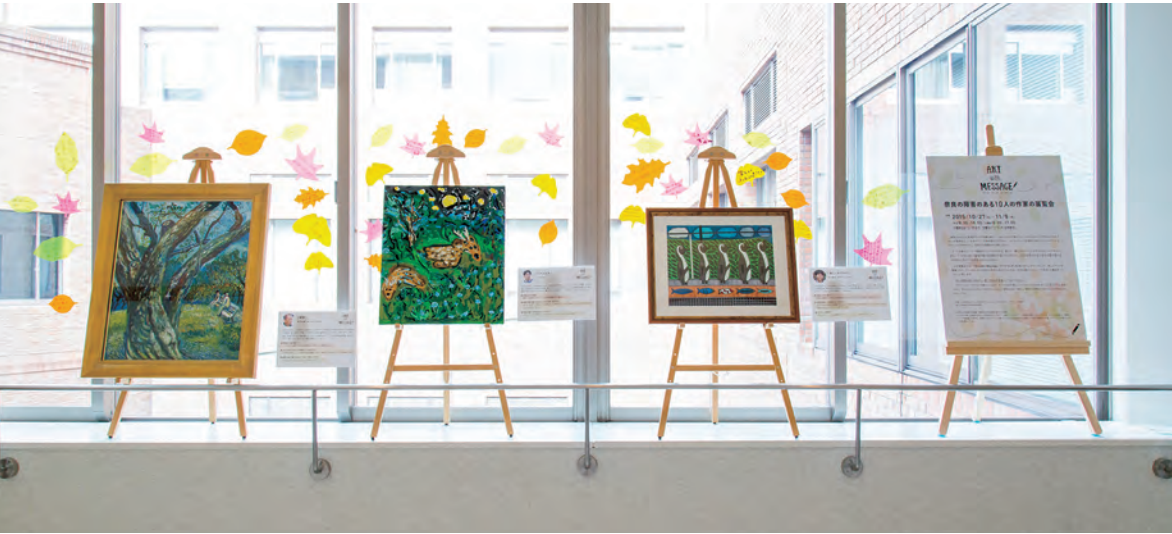
調査・発掘、評価・発信では、平成26年度は主に展覧会の開催とそれに関するウェブサイトなどでの広報、図録の作成による発信方法がありました。平成27年度からは対象者をある程度絞ったうえでより効果的な発信の場が検討されました。たんぼぼの家では、評価委員の意見もあり、病院、裁判所、大学などの通常、芸術作品を展示しない場所に作品を展示することで、障害のある人の生み出した作品の持つ可能性や社会的な役割を発信する機会としました。ゆうゆうは道内のギャラリーや診療所、美術館で移動展を複数回開催しました。調査・発掘、評価・発信以外の取組でも、エイブル・アート・ジャパンは、平成26年度の山元町、平成27年度の石巻市

での参加型展示会に加えて、兩年とも複合文化施設せんだいメディアテークで展覧会を開催し、作品と併せてSOUPの取組についても周知しました。はるでは、まちなか展示として一般の店舗や事業所などでの展示に取り組み、店舗や事業所の方が作品に関心を持つきっかけとなりました。またモデル事業の取組ではありませんが、奈良県(プライベート美術館)やグロー(「アール・ブリュット☆アート☆日本2」における町屋展示やショーウィンドウ展示)でも同様の取組が行われています。滋賀県では県の事業として「ふらっと美の間」という取組があり、県庁本館をはじめ県立大学や県立図書館などで障害者の作品を含むアール・ブリュット作品の展示を行っています。

3成果

発信の目的に併せて場や方法を検討することで、障害者の芸術活動に関心のある人やそうでない人にそれぞれ効果的な周知ができます。

平成27年度たんぼぼの家の実施した病院での展示



[平成26年度] ひゅーるぽん(広島県) 実施

障害者の作品を二次利用したグッズ製作

1取組のねらい

広島県内の都市部や地域の商店街で障害者の作品を二次利用したグッズのイベントを開催しました。それにより、障害者の生み出すアート作品が社会に広く普及していくことを目指しました。

2実施内容

広島市中心部で「みる」「たのしむ」「つかう」という3つのキーワードで、障害者アートの効果的な普及とアート作品を利用した製品開発・販売を行いました。来場者は作品展、商店街店舗、イベント会場とどこからでも障害のある人のアートにアプローチができ、それをきっかけに他の場所に足を運ぶという連続性のある取組となりました。まず、「みる」として、中国5県から集まった障害者公募展「アート・ルネッサンス2015」を開催し、作品の展示と併せてグッズの展示を行いました。次に「たのしむ」として、上記の公募展入賞者の作品を使ってショッピングバッグを製作し、商店街店舗の買い物物

客にプレゼントしました。最後に「つかう」として「シンクロナイズドフィーリング! II」を開催しました。商店街の空き店舗を使い、アートを使った二次利用の製品の販売(タイツ、レギンス、ストッキング)とクッキーの抜き型を実際に使ったカフェの運営、アート作品を利用した映像体験を行いました。このグッズの製作費用はモデル事業とは別会計とし、ひゅーるぽんが負担して行われました。また、作者と著作権使用許諾契約を交わして進められ、製品についての利益配分はそれぞれ売上の作者10%、デザイナー5%、販売事務局15%としました。

3成果

製品が障害者のアートの魅力を伝える一つの手段として、多くの人の手に渡りました。それにより、障害のある人の自己表現の活動を大切にし、支える共感者を増やすことに繋がると考えられます。また作者に利益が還元されることにも繋がります。



よくある相談とその対応

ここでは、各地の障害者芸術活動支援センターに多く寄せられた相談と、その相談を受けてどのように対応すべきか、また対応するためにはどのような備えが必要かについて紹介します。こうした備えのうち、相談に応えるためにあらかじめ整理のできる情報についてはpp.047-048にまとめています。

Q

活動場所を求める相談



造形活動ができる場所を探しているのですが、どこかよい場所はありますか？

A

どのような活動場所を求めているのか、また、粘土や絵画などどのような活動をしたと考えているかを丁寧に聞き取ります。その上で、地域の絵画教室がよいか、福祉事業所で実施している造形活動がよいかなどを判断し、把握している活動情報の中から適切と思われる活動を紹介します。活動場所の決定にあたっては、福祉サービスの支給決定が必要な場合がありますので、近くの相談支援事業所や自治体の窓口にも相談してみましょう。

取組事例など
それぞれの支援センターで、近郊の活動場所に関する情報を収集し、ウェブサイトや紙媒体を利用して情報を提供できるよう努めます。

Q

展示機会を求める相談



作品を制作しています。自分の作品を発表する場を探しているのですがどこかよい場所はありますか？

A

まず、公募展への応募を希望しているのか、自分で個展を開催したいのかなど、発表のあり方について聞き取ります。その後、相談者の居住地に応じた公募展情報や展示会場を案内します。障害のある人を対象にした公募展情報だけでなく、県展や市展など自治体が行う公募展も案内することで、さらに発表の場が広がるでしょう。センターとしては、都道府県内の情報にとどまらず、全国あるいは周辺エリアの情報も備えておくとう便利です。

取組事例など
展示スペースや公募展情報を収集して対応します。また、参加型展示会もひとつの展示機会として紹介しています。

Q

活動の充実



現在、実施しているアトリエ活動をさらに充実させたいのですが、アドバイスをいただけますか？

A

現在の活動内容と、今後目指す活動について聞き取ります。具体的なイメージがない場合は、ユニークな活動を展開している福祉事業所などの事例を紹介します。見学希望があれば、その福祉事業所につなぐ必要があるかもしれません。このような相談に応えるため、どの事業所でどのような活動を実施しているか把握しておくとういでしょう。

取組事例など
モデル事業では支援人材育成プログラムとして、アーティストなどを招いたワークショップや先駆的な活動に取り組む福祉事業所の見学、インターンシップなどを実施しました。

Q

様式がほしい



利用者の作品を展示（あるいは二次利用）したいのですが、作者の承諾を得るための手続きを教えてください。

A

このように、作品の展示や二次利用の際の契約についての問い合わせに応えるためには、それぞれの用途に応じた契約、あるいは承諾書等の様式を整えておく必要があるでしょう。作品利用の際、口頭でのやりとりだけでは往々にしてお互いの解釈の違いが生じるものです。面倒に思わず、書面に残しておくことがトラブルを防ぎ、両者が安心してスムーズな手続きにつながるといことを伝えましょう。

取組事例など
単に様式を提供するだけでなく、それぞれの実情に応じた改変が必要になってきました。

Q

写真を掲載したい



出版予定の美術雑誌に〇〇さんの作品写真を掲載したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A

美術雑誌のタイトルや内容、販売価格や発行部数などの概要を聞き取ります。あわせて、掲載予定ページが白黒かカラーか、掲載料の有無についても確認します。そのうえで、作品や作品写真の著作権者に依頼内容を伝え、以降の連絡について直接やりとりしてもらう場合は、許可を得て著作権者の連絡先を出版社に伝えます。また、左記の様式に関する相談同様、書面でのやりとりを勧めましょう。

取組事例など
取材等に関する相談も多く寄せられています。必要に応じて、取り次ぎだけでなく取材に同行することもあります。

創作環境への参加に関する相談事例

相談窓口 | スローレーベルの相談窓口
相談者 | 障害のある方(未成年)の保護者

【相談内容】

高校卒業後、社会人になってから身体を使って自己表現する機会がなかったため、パフォーマンスワークショップへの参加機会は嬉しい。本人も楽しみにしているが、いくつか障害があり、受け入れてもらえるか不安に思っている。

アクセスコーディネーターや周囲の人によるサポート

1 情報収集

アクセスコーディネーター*が保護者へのヒアリングをとおして、より詳細に情報収集をしました。パフォーマンスアーツは集団活動や身体活動が伴うため、安全に活動を行うことができるか、周囲に対する行動、衝動的な行動や発作、身体障害による捻転や転倒時の対応等について確認を行いました。

2 対応方法の取り決め

ご家族から、活動中に発作や精神的な落ち込みが起きても必要以上に構わず、落ち着くまで1人にしておくくらいの対応が本人にとって一番望ましいとお話がありました。活動中の発作や衝動、転倒等については、そのように対応することを事前に保護者と取り決めました。また、念のため緊急時の連絡先も確認しておきました。

3 本人とのコミュニケーション

ワークショップ初日に本人とアクセスコーディネーターで話し、気持ちが高ぶってその場にいられなくなった時に落ち合う場所をどこにするか施設内を一緒に歩いて決めました。稽古場を離れる時は必ずアクセスコーディネーターに伝えてから離れること等も約束しました。

◆相談者に関する補足情報

ご本人の障害種別：身体障害、発達障害、またそれに伴う本態性振戦の発作あり（参加初期段階で母親から提供された情報）

4 情報の共有

本人や家族との取り決めに関する情報を、一緒に参加するパフォーマーやスタッフで共有しました。そして経験を重ねる中で、発作を起こした時の転倒を未然に防いだり、発作の前触れを察して対応することができるようになりました。

5 ノウハウの蓄積

このような対応の積み重ねにより、本人は約2ヵ月間の稽古の後、本番までやり遂げました。本番終了後、母親より「本当に楽しんで参加しているようで、本人にとって素晴らしい体験だった」と感想をいただきました。

対応のPOINT

保護者から本人についての詳細な情報を提供してもらい、対応に必要な情報を関わる全ての人で共有し、対応できたことの意義は大きいと考えています。ワークショップ参加者を含め、その場にいる全ての人に関わるというスタンスを共有することで、障害のある人が疎外感を感じてしまうような空気をつくらず、空間を共有することにつながったと思います。

*アクセスコーディネーター

障害のある人がアート活動に参加するための環境を整える人。障害に関する知識と専門スキル（医療や看護など）を有する人材。

視覚障害者の造形活動に関する相談事例

相談窓口 | 障害者芸術活動支援センター@宮城(愛称:SOUP)
相談者 | 認定NPO法人ビートスイッチ
(ばざーる太白社会事業センター)

【相談内容】

視覚障害のある人たちと表現する機会をもちたい。
(日常の会話の中での相談)

◆相談者に関する補足情報

視覚障害のある人たちは、一般的に造形活動に参加することが難しい。相談者である仙台市の認定NPO法人ビートスイッチは、この問題意識から、視覚障害のある人たちと宮城県美術館を訪問する「ことばによる鑑賞ツアー」を実施している。

ネットワーク力を活かし、あらゆるリソースを支援に結びつける

1 海外の先進作家との出会い 盲聾の写真家ブレンデンさんが、平面と立体コピーの写真作品を持参してオーストラリアから来日している情報を得て、相談内容を伝えたところ、宮城の視覚障害者たちと交流したいと話がまとまりました。

2 制作環境を整える ブレンデンさんから制作手法を教わり、撮影体験と撮った写真を立体コピー機にかけて本人がさわって鑑賞する体験ができないか、調整を開始。その際、視覚障害者の美術鑑賞を支援する京都の団体「ミュージアム・アクセス・ビュー」から仙台市内の公共施設に立体コピー機があるという情報を入手。撮影・立体コピー・作品鑑賞のための環境が整いました。

3 いざ制作を開始 ビートスイッチからは2人の視覚障害者と1人のボランティアが参加。ブレンデンさんから生命の循環や自然の偉大さを感じるため「樹木」をテーマにして撮影していること、撮影はボランティアなどのサポートチームにより実現していることなどをうかがいました。ビートスイッチ

のメンバーも、テーマは自ら発見することとし、実際にカメラを借りて撮影に出かけました。

4 企業からの支援と展示会出席 後日、立体コピーのサンプルを確認し、立体コピー専用紙について発売元の「コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社(現・コニカミノルタジャパン株式会社)東北支店」にコンタクトをとったところ、紙の提供を申し出ていただきました。さらに、本モデル事業の一環で開催した「やまのものとアート展」に際し、ビートスイッチは「視覚障害者で行く鑑賞ツアー」を企画していたため、この機会に2人の作品を出展し、来場者に鑑賞していただきました。

対応のPOINT

国内外の関連団体からさまざまなアイデアや情報を得て相談に対応できたこと、また、公共施設や企業の熱心な担当者との出会い、地域のリソースを相談者につなげられたことは成果であると感じています。相談者は活動を継続したいという意向なので、引き続き、支援していきたいと考えています。(相談受付後の展開は、p.091参照)

「音が聴こえる」という理由で車を被写体を選んだ全盲の参加者は、首からカメラを提げ、バス、トラック、バイク、乗用車の音を聞き分け、身体を音の方向に回転させて撮影した。



花屋で撮影をはじめた弱視の参加者にブレンデンさんのサポートスタッフがバラを買ってプレゼント。雪上にバラを置いて撮ることを提案し、彼女もそれに応じて300枚ほど撮影。



広域ネットワークを活かした対応事例

相談窓口 | アールブリュット推進センター「GENTLY(ジェントリー)」

相 談 者 | 【相談A】芸術活動支援担当職員 【相談B】展覧会を主催する行政+運営を担うNPO法人

【相談A】創作活動のスタートアップ

創作活動の環境を整えたが、どうすれば創作活動がより充実するか。「自己表現」として創作に向き合えるような空気づくりにはどのような工夫が必要か。

【相談B】展覧会の開催サポート

自治体主催で行う障がい者週間アート展での作品展示と会期中に行われるトークイベントについて協議会メンバーへの参加依頼があった。

アドバイザーとの連携

1 専門アドバイザーの紹介

創作アドバイザー（創作活動支援の相談を担当する北海道アールブリュットネットワーク協議会メンバー。協議会についてはp.019参照）を紹介しました。その後のやり取りについては、アドバイザーと相談者で直接行い、センターは進捗について随時ヒアリングする体制をとりました。

2 電話相談対応

アドバイザーが相談者に直接電話でアドバイスをしました。創作のモチベーションを上げるきっかけとして、誰かの目にふれる、役に立つものをつくるような企画を実行するのがよいとアドバイスをしました。

3 活動当日のフォロー

アドバイスを受け、相談者は「パーティーの招待カードづくり」を企画。活動実施日には、アドバイザーも訪問しました。参加者たちは、各々工夫を凝らして制作物のクオリティ向上を図っていて、創作に集中する様子が見られました。

対応のPOINT

スムーズなコミュニケーションのため、アドバイザーから相談者に直接コンタクトをとってもらいました。センターとしてはフォローの目的で定期的な進捗確認を行いました。

相談や依頼内容のみにとどまらない協力体制の構築

1 初期対応

自治体よりセンターへ依頼があり、道央・道北事務局間で連絡協議の上、当該自治体内の団体とも連携して進めていくことを確認しました。後日、展覧会の運営を担うNPO法人を交えて、現地で打ち合わせを行う段取りを整えました。

2 訪問打ち合わせ

協議会代表、副代表、道央・道北各事務局員の4名が現地での打ち合わせに参加。主催自治体および運営担当のNPO法人と依頼の内容や協力体制について協議しました。

3 新聞社へのPR

自治体・NPO法人との打ち合わせ後、同協議会メンバーで、展覧会の取材について協力を依頼するため展覧会開催地域を管轄する新聞社支局を訪問しました。

対応のPOINT

当該自治体内で活動する団体の情報を得ている道北事務局と事前協議をした上で対応することにより、情報を統合してより広範囲に影響を広げられる策を考案しました。また、新聞社への依頼をとおして、展覧会出品・研修参加に留まらない協力体制を構築できたと考えています。

創作活動の展開に関する相談事例

相談窓口 | 佐賀県芸術活動支援センター SANC(サンク)

相 談 者 | 【相談A】障害のある作者 【相談B】福祉施設 施設長

【相談A】創作活動の充実

作家として自分の絵を生みだしたいが具体的にどうすればいいか分からないでいたところ、Sブリュット*の存在をホームページとfacebookで知り、事業内容を聞きたいとの依頼を受けた。

【相談B】作品の二次利用製品の展開

事業所の利用者が描いた絵をポストカードにして販売しているが、工賃アップのための工夫を知りたいと相談を受けた。

最適な情報の提供

1 電話対応

まずは相談内容を電話でうかがい、アトリエSANCにてアトリエの見学とSブリュットの事業内容を詳しく聞いていただくことを勧めました。

2 情報提供

アトリエSANCにてSブリュットの事業内容を詳しく説明し、アトリエを見学していただきました。相談者の話をうかがうと、既に自身で作ったポストカードの販売やホームページでクオリティの高い作品の発表をしていることが分かりました。アトリエSANCはどちらかというと趣味でアート活動をしたい・見てもらいたい初心者の方向けの活動の場なので、より本格的なところで自分の能力を活かせるのではないかとお話しすると、かねてから挑戦しようか悩んでいた「パラリンアート」に問い合わせることを決断されました。

対応のPOINT

面会時に相談者が持参された作品のレベルや、家でパソコンを使って絵を描いているという普段の活動状況から、アトリエSANCで対応できる活動内容に留まるものではないと判断し、無理にアトリエSANCの利用を勧めるのではなく、相談者に合った活動先を勧めることにしました。

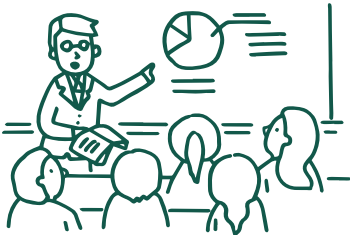
県との連携による情報提供

情報提供

佐賀県が主催する福祉事業所や作業所職員等を対象としたブランディング、デザイン、マーケティング等の工賃アップに繋がるセミナーを案内しました。

対応のPOINT

Sブリュットが佐賀県と協力しながら事業を進めていることから、佐賀県主催のセミナーの情報入手と相談者への案内をスムーズに行うことができました。また、Sブリュットが企画する研修会や情報交換会の案内をすることで、他の事業所とつながるきっかけとなりました。



*Sブリュット

佐賀県における本モデル事業の活動愛称。「S」には「Saga(佐賀)」「Sense(センス)」「Scene(シーン)」「Share(シェア)」4つの意味を込めている。

展覧会開催に向けた広報制作と 展示に関する相談事例

相談窓口 | 障害とアートの相談室
相談者 | 福祉施設職員

【相談内容】

市内の図書館にて、利用者の個展を開催することになった。これまでグループ展や公募展に参加したことはあるが、個展は初めてで、いろいろとわからないことがある。具体的には告知チラシの制作や作品の展示について、詳細を教えてください。



展覧会の広報チラシ

コンセプトを重視した広報戦略と 作品を丁寧に见せる展示手法

1 前提

相談者は、以前から施設内でアート活動を実践する職員で、本モデル事業の参加型展示会や奈良県障害者芸術祭の公募展などに参加されています。これまでも、施設管理者や同僚の理解を得て、奈良県の障害者アートの取り組みに積極的に参加しているキーパーソンです。施設内でのアート活動は、施設の立地する地域のお祭りに合わせて毎年作品展を開催し、発表しています。今回は、1人の作者に焦点をあてて展示コンセプトを立案し、展覧会開催が決定した段階で相談がありました。

2 広報制作(チラシ)について

本モデル事業の支援人材育成セミナーのレクチャーやアドバイスを参考に、施設のアート活動をサポートしているアーティストと相談してチラシを制作することだったので、比較的安価なネット印刷の会社を数社紹介しました。その際チラシに載せる情報や用紙選択も含め、展覧会コンセプトを重視したデザインの重要性を伝えました。また、広報戦略の大切さとともに、専門性の

高い業務を外注することで自分たちのやるべきことを優先できるメリットが生まれることも伝え、アート展のチラシだけではなく、今後施設内の広報物制作にも役立ててもらえることを念頭に話しました。

3 展示(作品の額装)について

絵画作品の額装について、いくつかの方法を紹介した後、今後も再利用できるようなデッサン額を提案しました。個展の作者がこれまで同じサイズで制作をしているとのことなので、転用ができることを前提としています。安価に額が購入できる画材店、作品サイズに対する額のサイズ、マットサイズの決め方、発注の仕方などを伝えました。

対応のPOINT

非常に意欲的な職員で、今後ますます取り組みを活発にしていくことを前提に、専門的なノウハウを伝えました。
施設側である程度の予算を組んでいるので、手近なものだけで済ませず、作品を丁寧に见せることを意識して展示するようアドバイスをしました。

創作における材料やモチーフに関する相談事例

相談窓口 | アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)
相談者 | 【相談A】公募作品展主催者 / 【相談B】福祉事業所職員

【相談A】他者の著作物を使用した作品について
障害者の公募作品展に応募されてきた作品のなかに、インターネットでダウンロードしたぬり絵の上に絵を描いた作品がある。元のぬり絵の著作権侵害にあたらないか。

【相談B】作品のモチーフについて
利用者が絵本を見ながら、挿絵に描かれている人や物などのモチーフを丁寧に模写している。こうした作品を出展した場合に、絵本の作者の権利を侵害しないか。

配布元の使用条件確認が必須

「インターネットでダウンロードしたぬり絵」と言っても、配布されているサイトによって使用条件が異なるので、まずは配布元を確認すべきであると伝えました。また、ぬり絵と思われるでも、黒の線画作品の可能性もあるので、展示や選考にあたっては注意する必要があることを確認しました。

対応のPOINT

使用条件によっては、複製権や二次的著作物の利用に関する原作者の権利を侵害する可能性があるため、まずは配布元の確認が先決です。後日弁護士と、この事例について振り返った際、ダウンロードフリーあるいは著作権フリーと記されていても利用をどこまで認めているかは不明確で、複製については私的利用の範囲内で許可していると考えるのが妥当という見解でした。

類似性が認められる場合は 許諾の手続きが必要

弁護士に相談したところ原作との類似性をはっきりと認められる場合、著作権の侵害にあたる可能性があるということでした。私的利用の範囲内で模写(複製)をすることは、著作権の侵害になりませんが、今回の相談のように展覧会への出展などにおいては絵本の著作権者から許諾を得る必要があると聞き、相談者に伝えました。

対応のPOINT

作品が似ているかどうかによっても見解が変わることを確認し、出展などに際しては慎重に判断されるよう伝えました。
他者の著作物から二次創作を行う場合、引用や教材への使用など特別な場合を除き、原則として原作者に許諾を得なければなりません。

column

支援者の配慮 材料やモチーフに関する

上記2例では、作品を創作する際の材料(素材)とモチーフについての事例を挙げています。いずれのケースも私的利用の範囲においては問題になりにくいケースですが、出展や公募展へ応募する可能性がある場合、原著物に関わる権利問題について考える必要があります。
◆公表する可能性のある作品の創作を支援する場合
可能な限り、他者の権利(著作権、肖像権、商標権など)を侵さないような材料やモチーフを選ぶ(ただし、材料やモチーフに必然性がある時は適切な権利処理を行う)ようにします。
◆作品を公募する場合
作品中に使用する他者の権利について、事前に適切な権利処理を行うよう公募要領などに明記します。

無料法律相談に寄せられた相談事例

相談窓口 | 東京アール・ブリュットサポートセンター Rights(ライツ)
相 談 者 | 障害福祉施設職員

【相談内容】

使用している契約書について、権利処理が十分できているかどうか意見がほしい。

◆相談者に関する補足情報

相談者は、障害のある作家が創作した著作物を利用するにあたって、著作物利用許諾契約書を作成し、著作権者と障害福祉施設間で契約を交わしている。

法的助言を要する相談への
弁護士を交えた対応

1 無料法律相談を案内 (対応フロー①～③)

法的知識を要する相談であったため、弁護士からの回答が適切と判断し、著作権に詳しい弁護士にご協力いただいている無料法律相談をご案内しました。無料法律相談を受けていただくにあたり、事前に相談内容および相談者の現状を適切に把握するため、相談者には「相談シート」を送付し、質問事項に対する回答をご記入いただきました。

2 相談シートの確認と事前相談 (対応フロー④)

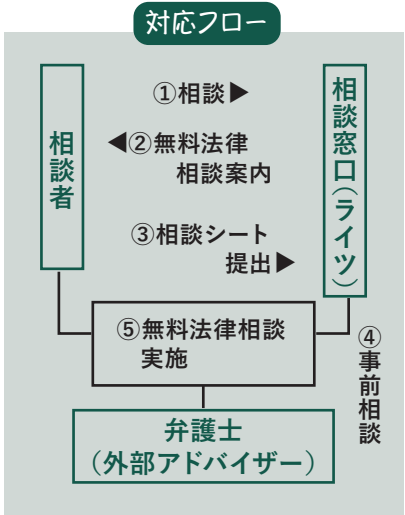
「相談シート」をもとに、相談員および弁護士が、相談内容のポイントを確認・検討しました。

3 無料法律相談の実施 (対応フロー⑤)

提出いただいたシートをもとに無料法律相談を実施し、弁護士より右記のとおり契約内容について回答しました。

4 契約フォーマットの提供 (事後フォロー)

相談者から契約フォーマットの提供希望があり、弁護士からご提供いただいた「著作物利用許諾契約書」を後日メールで送付しました。その際、別紙として著作物の利用態様を特定するための記入例を添付しました。その後、相談者よりフォーマットを基に作成した「著作物利用許諾契約書」の確認をお願いしたいとの依頼があったため、弁護士と協議し、文言の修正等を行いました。



無料法律相談における相談への回答

- ①現在使用している著作物利用許諾契約書の中に「作品の複製を利用した雑貨を作成する…」との記載があるが、「雑貨」というあいまいな表記ではなく、著作物の利用態様を特定して許諾を受ける必要がある。
- ②「著作者人格権」に関する条項があり、「本件絵画について著作者は著作者人格権を行使しない」との記載があるが、著作者が著作権法上、保障されている著作者人格権を何の留保もなく放棄させるような条項は望ましくない。改変等を希望するのであれば、その都度改変等の態様を特定した上で許諾を受けるべきである。

対応のPOINT

作家の契約相手であり、本来、契約内容について作家と利害が相反する立場にある作品利用者側からの相談が多いため、回答にあたっては作家側の権利保護に留意して対応しました。

作品画像の提供と使用許諾に関する相談事例

相談窓口 | アートサポートセンター ひゆるる
相 談 者 | アートディレクター
(専門学校講師/芸術系大学大学院所属)

【相談内容】

30代男性のアート制作に携わっており、展覧会を開催したいという本人、保護者の要望から旧日本銀行広島支店にて展覧会を計画している。その際に、他の障がいのある方の作品も大きなタペストリーにして展示できればと考えている。作者を数名紹介してほしい。

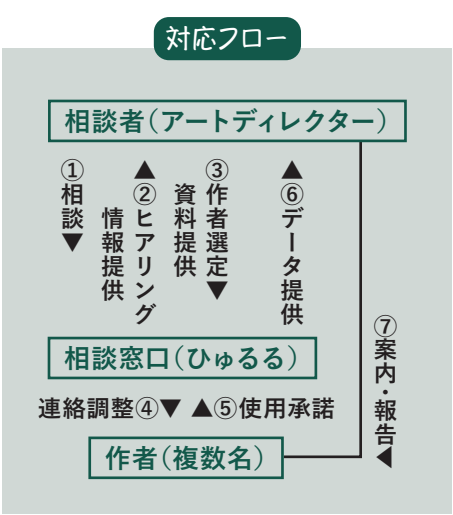
作品の使用イメージを添えて
作者に伝わりやすいように工夫

1 ヒアリング⇒作品選定 (対応フロー①～③)

展覧会の詳細を把握するため、ヒアリングを実施しました。作品展の最大の目的は、世間の人々に彼らの素晴らしい作品を知ってほしいこと。相談内容は、20点程度の作品をデータ加工し(二次創作を行うわけではない)、タペストリーにして展示する予定で、作者を数名紹介してほしいという相談でした。そこで、当法人が開催している障がいのある人たちの作品展「アート・ルネッサンス」を紹介し、その図録より使用したい作品を選び、作者に連絡を入れていくことになりました。

2 作者との連絡調整 (対応フロー④～⑤)

相談者に、作品展の目的と使用したい作品をどのように加工し、展示する計画かを示した文面を用意していただき、作品データをひゅーるのぼんが管理しているため、ひゅるるから作者に連絡を入れていきました。連絡の際に、文面の内容に加え、ひゅるるが管理しているデータを使用すること、添付する使用イメージのように作品に加工が施されること、氏名を掲載すること、作者に謝礼金が発生しないことなどを伝えました。トリミングや加工に対しての抵抗感から、お断りされる方も



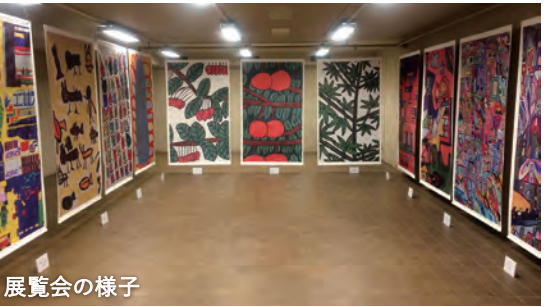
おられましたが、ほとんどの作者から、広島県において障害のある方のアート活動の認知や発展のきっかけになるなら、と協力していただきました。

3 相談者から作者へ (対応フロー⑥～⑦)

相談者にデータを渡す際に、データはこのイベントのみで使用するよう伝えました。また、作者へのイベントの案内とイベント後の報告は相談者で行っていただき、ひゅるるにも後日イベントチラシを送付していただきました。そして、無事イベントが終了し、作者の方々にもお礼の連絡を入れたことを報告いただきました。

対応のPOINT

作者の思いや表現を大切にしていきたいという思いから、イベントの目的とどのように自分の絵が変化するか、作者がわかりやすいように使用イメージ画像の製作を相談者にお願ひしました。



展覧会の様子

作品売買に関する相談事例(価格設定について)

相談窓口 | 障害とアートの相談室
相 談 者 | 通所施設のアートプログラム担当者

【相談内容】

施設外での展覧会で初めて作品を展示販売することになり、以下の内容の相談があった。

- ① 作品の価格の付け方について
- ② 作品が売れた際の施設と本人の売上の配分について
- ③ 以前売れた作品の価格が妥当だったかどうかについて
- ④ 作品が販売される際の権利について



価格設定に関しては あくまで事例として紹介する

1相談受付～資料準備

電話で相談を受け、詳細な説明が必要と判断し、後日来室してもらいました。たんぽぽの家で保管している既に価格のついた作品10点と今回の相談に活用できそうな過去のセミナー資料を事前に用意しました。また、1人ではなく複数の意見があった方がより適切と考え、作品だけではなく、グッズの流通を担当するスタッフにも声をかけ相談の場に同席しました。

2相談対応

障害とアートの相談室に来室いただき、事前に準備した資料などを見ていただきながら相談に応じました。回答の詳細は右記のとおり。

3意思の確認

相談者が施設に戻って他のスタッフとも共有できるよう資料のコピーをお渡ししました。

対応のPOINT

話を聞くだけでなく、相談者が自分の施設で実践できるように、なるべく具体的に説明しました。また、たんぽぽの家のことはあくまで「事例」であることを強調し、最終的にはその団体に合った方法で考えてもらうように促しました。

それぞれの相談への回答

①：たんぽぽの家の価格設定の考え方をお伝えしました。その方法が「正解」としてではなくあくまでも「事例の一つ」として、現在価格がついている作品10点をその価格の理由とともに紹介しました。

②：また、たんぽぽの家の事例として、作品販売だけでなく、商品販売、公演・パフォーマンス料、デザイン使用など様々な対価について、本人への工賃分配の根拠を伝えました。

③：①・②の話をもとにスタッフ2人と相談者1人で議論しました。最終的には、相談者がこれまでに販売した価格は「妥当」という結論になり、相談者もホッとした様子でした。また補足として、販売する作品と販売しない作品を分けることや、販売可能な作品を記録しておくことの重要性もお伝えしました。

④：相談者は平成26年度に実施した「著作権に関するセミナー」を受講し、基本的なことはわかっていたので、疑問点などを中心に補足の情報を提供しました。

作品売買に関する相談事例(作者の意思確認プロセス)

相談窓口 | アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)
相 談 者 | 福祉事業所

【相談内容】

造形活動の講師から利用者の作品を購入して自身の経営する飲食店に飾りたいと打診があった。作品の販売をする場合はどのように対応すればよいか。

作者本人の意思を確認する

1作品取扱規程の確認

基本的に、著作物の二次利用で得た収益は著作権者の収入となり、販売で得た収益は所有権者の収入となります。今回相談のあった事業所の作品取扱規程には「著作権は利用者に帰属し、所有権は基本的に施設に帰属するが、材料費を著しく超える評価を受ける場合は利用者に所有権は帰属する」とあり、今回は作者に所有権が帰属することを確認しました。利用者の作品利用や販売などの際には事業所が契約などの支援を行うことも記されていました。

2作者の意思を確認する方法を検討

普段、作者は簡単な単語で受け答えされ、文字で読み書きして理解されるという様子も見ただけで、作品売買(所有権が譲渡され対価を得る)について内容を理解して意思表示してもらうのは難しいと思われました。どのように作者の意思を確認するか、アイサが福祉事業所を訪問して作者と会話をしたり、支援員から話を聞くなどしながらその方法を検討しました。

3意思の確認

作者、造形活動の講師のほか、福祉事業所担当者とアイサが立ち会って、作者に売却の打診をしました。いくつかの聞き方で確認したところ作者からは「あげます」という返事が複数回あったため、作品を譲渡する意向があると判断されました。

4売買に向けて

次は家族への説明と意向を確認していくことになりました。また、作品売買の際に作者の権利保護で配慮すべきことについて検討し、所有権は移譲しても著作権は移譲していないため、買い手が勝手に作品の二次利用をできないことなど、お互いに確認しておいたほうがよいことを作品売買契約書で取り交わすこととなりました。契約書の内容は弁護士に確認しながら進めています。

対応のPOINT

作者の意思確認に際して、当事者だけでなく複数人が関わって協議し、そのプロセスを共有し、記録を残すことが重要です。今回の意思確認においては、以下の点に配慮しました。

【意思確認の段階】

- ① 作品をあげること
(自分のものでなくなり、相手のものになる)
- ② 作品をあげることで対価を得ること
(作品の代償としてお金をもらう)
- ③ 対価が作品の価値に見合っているかの3段階のうち作者がどこまでを理解して、意思を表明できるか試みた。

【意思確認の方法(留意点)】

- ① 環境設定: 話に集中できる落ち着いた室内で、作品を用意した机で話をする。
- ② 伝え方: **a** 視覚的に分かりやすいよう、造形活動の講師が作品を指差し、作品がほしいことを伝える。**b** 作者はどんな質問にも同意する傾向があったため、「はい/いいえ」で答える質問ではなく、自発的に「あげます」「あげません」と答えられるような問い方にする。

報道機関からの取材に関する相談事例

相談窓口 | アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)
相 談 者 | 新聞記者

【相談内容】

①情報提供依頼

ある新聞社の記者からアール・ブリュットに関する記事を連載するため、アール・ブリュット作者やアール・ブリュットに関連する社会の動きについて情報提供を求められた。

②取材のための連絡調整

特定の作者へ取材依頼をしたいと相談を受けた。

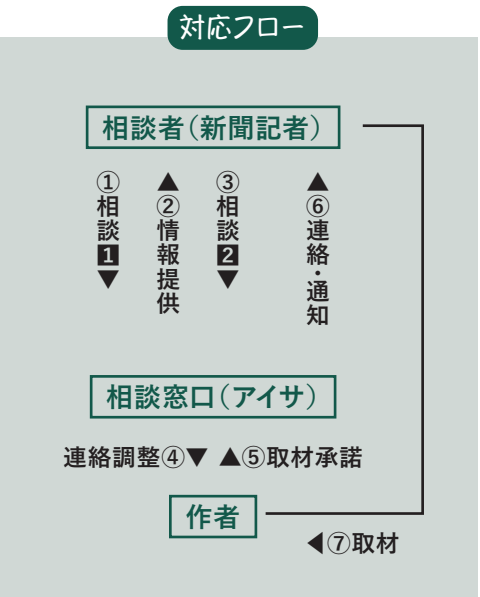
掲載等の条件確認と 作者に配慮した報道対応

①情報提供(対応フロー①～②)

アール・ブリュットに関する近年の動きやグロー(LOW)が運営するボーダレス・アートミュージアムNO-MAの活動について説明。過去に開催された展覧会図録や関連書籍などを見ながら、「陶の作品をつくる県内在住の作者はいないか?」「この作品はどのような作者が制作しているのか?」「60歳以上のアール・ブリュットの作者はいないか?」などの質問を受け、作者や作品を紹介しました。そのなかで特定の作者に取材をしたいという話になりました。

②記者と作者をつなぐ(対応フロー③～⑦)

取材依頼のあった作者が、アイサやNO-MAの事業で繋がりのある方だったため、アイサから作者に連絡を入れることになりました。その際に必要な情報として、掲載媒体の概要(タイトル/写真撮影の有無/写真の掲載方法:作者or作品、白黒orカラー、トリミングの有無など/掲載日/作品写真掲載料の有無および成果物提供の有無)を確認しました。作者に依頼内容を伝え、取材についておむね了承いただきました。



その後は記者と直接連絡を取り合ってよいということで、連絡先と都合のよい時間帯を確認し、記者に伝えました。その後、記者から取材依頼書が作者に送付され、無事取材が実現しました。

③事後フォロー

相談対応はここで完了ですが、取材後、過去にカメラマンが撮影した作品写真を提供してほしいとNO-MAに依頼がありました。掲載の際に作品情報(作品名/作者名/サイズ/制作年/素材/撮影者名)を表記する必要があることを伝えた上で、写真の掲載方法や掲載料の有無について尋ね、それらの内容を作者とカメラマンに伝え、承諾を得て写真を提供しました。

対応のPOINT

作者によってはプライバシー保護などの理由で写真掲載や撮影を拒否する作者もいるので、対応フロー④の段階で作者の意思を確認しました。作者の障害特性によっては取材時に配慮が必要な場合もあるので、対応フロー⑥の段階でその確認もあわせて行います。

大きなプロジェクトの進行に関する相談事例

相談窓口 | 障害者芸術活動支援センター@宮城
(愛称:SOUP)
相 談 者 | NPO法人職員

【相談内容】

町内にスーパーマーケットが新設されることになり、その壁面(高さ2m×長さ35m)に壁画を制作してほしいと依頼を受けた。壁画制作の経験がないため、アドバイスがほしい。

スキルやノウハウの提供と 相談支援の範囲

①プロジェクトの進行についてのアドバイス

相談者であるNPO法人の活動コンセプトは、「アートで地域に貢献する」。スーパーマーケットの社長もその趣旨に賛同して仕事の機会をつくったとのことでした。社長の思いを丁寧にヒアリングし、そのニーズにあった提案ができるよう、以下の4点について伝えました。

- ①企画書づくり
- ②会社が抛出する予算以外の活動の必要性(それに伴う助成金申請)
- ③プログラムの専門的人材の紹介
- ④壁画制作に必要なとなる具体的な作業

②その他の配慮すべき事項

壁面は、復興後に新設されるJRの駅のロータリーに面するパブリックな空間であるため、掲示される壁画内容に客観性が必要であること、壁画は最低でも10年間の耐久性が求められるため、その材料と制作方法を検討する必要があること、スーパーマーケットの完成に合わせて納品をするために適切なスケジュール管理が必要であることなどをアドバイスしました。NPO法人の助成金申請をサポートし、助成金が確定した時点で、相談支援としての関わりを終了しました。

◆相談者に関する補足情報

平成26年度の参加型展示会で連携した障害のある人たちと関係者が、平成27年4月にNPO法人を設立。そこを利用する障害のある人たちは、地域の産業と連携した仕事に従事し、一方、表現活動を軸にした仕事おこしも取り組んできました。

平成28年に完成した壁画



対応のPOINT

- ①情報の交通整理
仕事を受託するに至った経緯や、どのような段階まで交渉が進んでいるのか(あるいは構想段階なのか)をじっくりと聞き取り、その内容を整理します。
- ②段階的なアドバイス
整理した内容に応じて話題を提供します。チーム内の相談員の経験値やスキルを加味して、不足している視点や方法を支援します。さらに専門家をつなぎ、段階に応じた支援をします。
- ③相談支援事業(本モデル事業)とエイブル・アート・ジャパンの通常業務(マネジメント業務)とのすみわけ。

数回の相談を経て、相談者から「私たちだけでは、すべての事業を実施できそうにない。実務をサポートしてほしい」という要請がありました。そこで、相談支援の範囲を左記対応の範囲とし、助成申請のなかに企画運営の委託費を盛り込み、助成金が確定した場合に事業を受託することとしました。その後、助成金が確定したため、エイブル・アート・ジャパンは、事業の一部について委託を受けて、企画提案書の作成、プロデューサーの紹介、ワークショップの企画運営を実施しています。平成27年度は、デザインを作成し、スーパーマーケットの社長と設計チームと連携しながら、壁画を納品する準備を進めています。このプロセスにおいて相談者であるNPO法人とノウハウを共有しています。

モデル事業関連刊行物一覧

モデル事業に関連して各実施団体では報告書や図録などを刊行しています。
本書で取り上げた取組などについても、さらに詳しく掲載されているものもありますので、気になる方は各実施団体または連携事務局にお問い合わせください。

H28 展示会図録

北海道アールブリュットネットワーク協議会
道北事務局企画展報告集 かたるべの森美術館2016

北海道は広域であるため昨年度より道央、道北の2事務局体制でモデル事業に取り組みました。本冊子は道北事務局が平成28年度に挑んだ企画展示会の報告集です。豊富な写真が満載で、スーパーバイザー研修で行った「かたるべの森美術館」初の外部キュレーターによる展示も紹介されています。



発行：北海道アールブリュットネットワーク協議会
道北事務局(社会福祉法人 当麻かたるべの森)

H27 展示会図録

北海道アールブリュットネットワーク協議会
道北事務局企画展報告集 かたるべの森美術館2015

北海道は広域性を考慮し2事務局体制で本モデル事業を行いました。本報告集は「当麻かたるべの森」が道北事務局として開催した展示会のまとめとなっています。



発行：北海道アールブリュットネットワーク協議会
道北事務局(社会福祉法人 当麻かたるべの森)

H28 報告書

厚生労働省
「平成28年度障害者の芸術活動支援モデル事業」
北海道報告書

北海道のネットワークは大きく広がりました。本報告書では、事業所への二次調査、そして初の特別支援学校調査と2つの調査結果を掲載。また協力者の想いが分かる寄稿など、活動を具体的に浮き彫りにする内容としました。平成28年度に調査・発掘した作家32人の紹介が巻末に収められています。



発行：北海道アールブリュットネットワーク協議会
事務局(社会福祉法人 ゆうゆう)

H27 報告書

平成27年度障害者の芸術活動支援モデル事業
報告書 [北海道]

北海道で行った平成27年度のモデル事業を実施したテーマごとにまとめ、事務的にならないよう、関わっていただいた方々の声を届けるコラムを随所に配置しました。
(図録CD付属)



発行：北海道アールブリュットネットワーク協議会
事務局(社会福祉法人 ゆうゆう)

H28 報告書

ポコラート アキタ
【秋田県】障害者の芸術活動支援モデル事業 報告書

平成28年度の「ポコラート アキタ」の取り組みをまとめた報告書。アーティストによるワークショップや研修会の内容や、一般家庭での展示も実施した「LIFE+ART」展への参加者の声なども掲載しています。



発行：特定非営利活動法人 アートNPOゼロダテ

H28 報告書

まぜると世界が変わる 障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城 2016-2017

宮城県で実施した活動支援3年間のケーススタディ、相談支援研究会や人材育成研修の報告、調査・発掘、評価・発信事業のダイジェストについても紹介。



発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

H28 報告書

まぜると世界が変わる 障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城 2016-2017 調査・発掘、評価・発信 報告書

アンケート調査、訪問調査による作家・福祉施設・学校等のレポート、障害者の芸術文化活動支援の課題と評価軸についての提言ならびに評価委員のレポートを紹介。



発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

H28 展覧会図録

第7回埼玉県障害者アート企画展 作品集

平成28年度実施した4つの連動した展覧会のうち、埼玉県と共催で行った「第7回埼玉県障害者アート企画展」の作品集です。展示作家83名の作品と人となりを紹介しています。



発行:埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会

H28 報告書

平成28年度障害者の芸術活動支援モデル事業 @埼玉 アートセンター集 報告書

展覧会や研修会でのアンケートを含め、1年間の活動全てを網羅。埼玉県独自のムーブメントを基盤に表現と支援が発展してきたことや、全体を通して工房集の理念や大切にしている事が伝わる構成にしています。支援者だけでなく障害のある方のアートに興味を持つ一般の方にもぜひ読んでいただきたい1冊。



発行:社会福祉法人 みめま福祉会

H27 報告書

まぜると世界が変わる 障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城 2015-2016

参加型展示会のドキュメント、相談支援の研究と実践の記録、アートと著作権などの研修のノウハウを中心に、宮城のアーティスト情報なども掲載。



発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

H26 報告書

まぜると世界が変わる 障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城

活動に至るまでの状況報告から、それを受けての課題への提言、並びにワークショップや研修、展覧会などのレポート、協力委員による寄稿を掲載。



発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

H28 ハンドブック

障害のある人の作品にまつわる権利のこと ハンドブック

3年間、相談窓口を運営する中で、創作活動に携わる多くの方々が直面している疑問に対する回答をまとめました。著作権等の基本概念を分かり易く説明し、作品の商品化や出展にあたり作家から許諾を受ける際、契約書を作成できるよう、フォーマットも多数掲載しています。



発行:社会福祉法人 愛成会

H28 展示会図録

Tokyo“Brut”展 カタログ (平成28年度)

東京都内4会場で開催し、約600点の作品を展示した合同展覧会「Tokyo“Brut”展」のカタログです。各会場での展示の様子や、全出展作家の作品画像等を掲載しています。

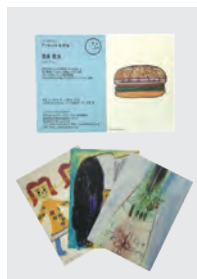


発行:社会福祉法人 愛成会

H27,H26 情報カード

アーティストカード

この絵を描いたアーティストに会いたい。また作品をみたい。そのような気持ちにこたえるための、アーティストの作品と名前を掲載したカード。連絡先は、障害者の芸術活動支援センター@宮城(SOUP)となっています。



発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

H27,H26 情報カード

アートスペースカード

いつ、どこで、だれが、どのような活動をしているのか知りたい、活動に参加したい。そのような気持ちにこたえるため、福祉施設内のアトリエをはじめ、民間のアトリエ、地域の社会教育施設、活用できる公共施設などの情報が掲載された宮城県内のアートスペースのカード。ウェブサイトでも公開中。

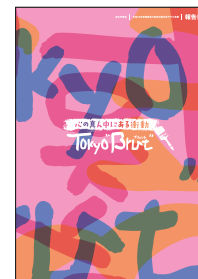


発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

H28 報告書

心の真ん中にある衝動 Tokyo“Brut”プロジェクト報告書 (平成28年度)

本モデル事業の中で行った5つの取り組みについて、テーマごとの概説・成果・課題等を集約した報告書です。相談対応事例や、合同展覧会開催に向けた実行委員会開催の様子も紹介しています。



発行:社会福祉法人 愛成会

H27 展示会図録

Tokyo“Brut”展 (平成27年度)

東京都内3会場で開催し、約400点の作品を展示した合同展覧会「Tokyo“Brut”展」のカタログです。各会場での展示の様子や、全出展作家の作品画像等を掲載しています。



発行:社会福祉法人 愛成会

H27 報告書

心の真ん中にある衝動 Tokyo“Brut”プロジェクト報告書（平成27年度）

本モデル事業の中で行った4つの取り組みについて、テーマごとの概説・成果・課題等を集約した報告書です。作品使用に関する契約書フォーマットや、展示のノウハウも紹介しています。

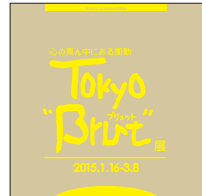


発行:社会福祉法人 愛成会

H26 展示会図録

Tokyo“Brut”展（平成26年度）

東京都内5会場で開催し約700点の作品を展示した合同展覧会「Tokyo“Brut”展」のカタログです。各会場での展示の様子や、全出展作家の作品写真を含めた参加団体の紹介、作品目録等を掲載しています。



発行:社会福祉法人 愛成会

H28 展示会図録

「つなぐたゆたうアート展～はなたれ村の夏まつり～」図録

「既成の価値から解き放たれた、豊かな生活の宝物」を、作家の障害の有る無しに関わらず持ち寄って皆で楽しむことができる場(村)作りを目指した本展の各種の企画と、出展作品並びに作家もしくは支援者の“思い”について紹介しています。



発行:社会福祉法人 ハヶ岳名水会

H28 展示会図録

「山梨アール・ブリュット合同企画展～呼吸をするように生まれたものたち～」図録

国内外で高い評価を受けているアール・ブリュット作品の展示とともに、モデル事業の取り組みの成果として見出された県内在住の作家作品を展示した本展について、出展作品の紹介とともに、その企画意図と寄せられた評価についてまとめました。



発行:社会福祉法人 ハヶ岳名水会

H26 報告書

心の真ん中にある衝動 Tokyo“Brut”プロジェクト報告書（平成26年度）

本モデル事業の中で行った5つの取り組みについて、各テーマごとの概説・成果・課題を集約した報告書です。作品使用に関する契約フォーマットや、展示のノウハウも紹介しています。



発行:社会福祉法人 愛成会

H27 報告書

アクセシビリティ&アカンパニスト研究プログラム2015 障害のある人たちが社会の中でアート活動をはじめするために

障害のある人が社会の中でアート活動に参加するとき直面する様々なハードルを取り除き、創作の環境を整えるために行った研究プログラムの報告書。



発行:特定非営利活動法人 スローレーベル

H28 展示会図録

第13回 滋賀県施設合同企画展 ing... 障害のある人の進行形

第13回滋賀県施設合同企画展の展覧会図録。県内の福祉施設、特別支援学校、一般の造形教室28機関とボーダレス・アートミュージアムNO-MAが実行委員会を組織し、企画・実施しました。展覧会には前後期併せて約830点を展示しました。



発行:第13回滋賀県施設合同企画展実行委員会
ボーダレス・アートミュージアムNO-MA

H28 報告書

障害者の芸術活動支援モデル事業 2016年度報告書 滋賀

平成28年度の取組を中心に、モデル事業3カ年でグローが実施した事業実績をまとめた報告書。各事業ごとに成果と課題をまとめています。巻末には「シガカラー3」の出展者紹介を掲載。



発行:社会福祉法人 グロー(GLOW) ～生きることが光になる～

H28 報告書

日々是好日 ～暮らしから生まれるもの～ 厚生労働省「平成28年度障害者芸術活動支援モデル事業」 新潟県アール・ブリュット・サポート・センターNASC

セミナーやワークショップなどの学びの場、ネットワークづくり、そして展覧会の開催など、この一年のNASC活動を作家とその家族、そして関係者のインタビューを中心に構成。人と人との繋がり・広がり伝える写真とともにNASCの雰囲気を感じていただけます。



発行:社会福祉法人 みんなでいきる

H28 報告書

平成28年度障害者の芸術活動支援モデル事業 報告書(山梨)

平成28年度、モデル事業と連携して山梨県内で行ったアンケートや相談、作家の発掘や研修会、展示会等の様々な企画と、それらの集大成としての合同企画展について、山梨アールブリュットネットワークセンター(YAN)で取り組んだ5本の事業を軸にまとめました。

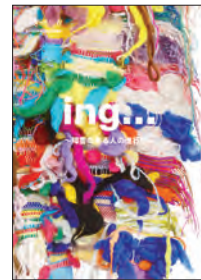


発行:社会福祉法人 ハヶ岳名水会

H27 展示会図録

第12回 滋賀県施設合同企画展 ing... 障害のある人の進行形

第12回滋賀県施設合同企画展の展覧会図録。県内28カ所の福祉事業所と2つの特別支援学校、ボーダレス・アートミュージアムNO-MAが実行委員会を組織し、本図録も有志の部会を編成して制作に組み込みました。

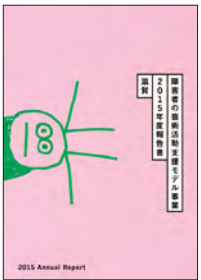


発行:第12回滋賀県施設合同企画展実行委員会
ボーダレス・アートミュージアムNO-MA

H27 報告書

障害者の芸術活動支援モデル事業 2015年度報告書 滋賀

「相談支援」「人材育成」「参加型展示会」「関係者のネットワークづくり」「調査・発掘、評価・発信」「協力委員会」「モデル事業連携事務局の設置」の7部からなる報告書。巻末は企画展の出展作家を紹介する図録ページとなっています。



発行:社会福祉法人 グロー(GLOW) ～生きることが光になる～

H26 展示会図録

第11回 滋賀県施設合同企画展 ing... 障害のある人の進行形

第11回滋賀県施設合同企画展の
展示会図録。県内30ヵ所の福祉事
業所で実行委員会を組織し、本図
録も実行委員より担当を決めて制
作に取り組みました。

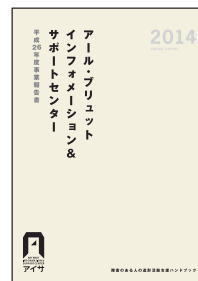


発行：社会福祉法人 グロー（GLOW）～生きることが光になる～

H26 報告書

アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター 平成26年度 事業報告書 障害のある人の造形活動支援ハンドブック

作品取扱規程や作品の出展依頼
文書、写真掲載に関する覚書、二次
利用の承諾書など多数の参考様式
を掲載。また、全国の公募展情報な
ども収録した情報満載の1冊です。



発行：社会福祉法人 グロー（GLOW）～生きることが光になる～

H27 報告書

病院・裁判所・大学での展示会

障害のある人の作品をふだんアート
とは遠い場所で展示することで、
アートがもつ力を再認識する展覧
会を実施。それぞれの展示会のプ
ロセスと可能性を報告。



発行：一般財団法人 たんぽぽの家

H26 展示会図録

もうひとつの見方ー奈良の障害のある人の表現

障害のある作家10人の表現と表現
がうまれる場の魅力を紹介。また、
障害のある人の表現や作品の向き
合い方、見方についてのメッセージ
を掲載しています。



発行：一般財団法人 たんぽぽの家

H26 報告書

2014年度 障害者の芸術活動支援モデル事業 報告書 [滋賀]

滋賀県で取り組んだ本モデル事業
について、6つの取組ごとにまとめ
た報告書。付録として本事業の「調
査・発掘・評価・発信」で取り組んだ
企画展の作家を紹介しています。



発行：社会福祉法人 グロー（GLOW）～生きることが光になる～

H28 報告書

トークシリーズ 障害のある人のアートと評価 あなたの「ものさし」聞かせてください！

障害のある人のアートの評価につ
いて考えるトークシリーズ全9回の
記録集。研究者、アーティスト、学芸
員など、異なる立場からの評価軸＝
「ものさし」についての話題や、参加
者とのワークショップの様子が収録
されています。



発行：一般財団法人 たんぽぽの家

H26 ハンドブック

障害とアートの相談室 なやんで ひらいて 2歩すすむためのハンドブック

障害のある人のアート活動を支援
する人や当事者などの具体的な課
題をマンガで紹介。また、40人の先
進的な活動を行う実践者の考えや
取り組みの事例を掲載しています。



発行：一般財団法人 たんぽぽの家

H26 調査報告書

奈良県における障害のある人の 芸術文化活動に関する調査

福祉サービス事業所や個人で芸術
文化活動に取り組む人たちに対し
てのニーズ調査や障害のある人の
アートに関心をもつ企業や、市民の
意識調査の報告を掲載しています。



発行：一般財団法人 たんぽぽの家

H27 ハンドブック

すすんで ひらいて つながるためのハンドブック 地域にひろがるオープンアトリエ

地域でだれでも参加できる表現活
動はどのようにつくることができる
か。先進的な事例とともに奈良県内
4ヵ所で実施したオープンアトリエ
について報告。



発行：一般財団法人 たんぽぽの家

H27 報告書

学校卒業後の障害のある人の 地域での表現活動に関する調査と実践

特別支援学校や地域の絵画教室な
ど、地域でどのように表現活動がで
きるかを調査した報告や、オープン
アトリエプログラムの実践やアート
サポーターを育成する研修の報告。



発行：一般財団法人 たんぽぽの家

H26 ハンドブック

障がいのある方のアートに関する権利 Q&Aハンドブック

障がいのある人たちのアート活動
を支える方に知っておいていただ
きたいアートに関する権利を、Q&A形
式でわかりやすくまとめたハンド
ブックです。



発行：特定非営利活動法人 コミュニティリーダーひゅーるぼん

H28 報告書

つながるひろがる Sブリュット報告書

本モデル事業について5つの柱に
そってまとめた報告書。
新たに芸術活動をはじめることや
つながること、継続していくことを
テーマに佐賀の取り組みを紹介。



発行：社会福祉法人 はる

H27 報告書

つながるひろがる Sブリュット報告書

本モデル事業について5つの柱に
そってまとめた報告書。
新たに芸術活動をはじめることや
つながることをテーマに佐賀の取り
組みを紹介。



発行:特定非営利活動法人 ライフサポートはる
(平成28年「社会福祉法人 はる」に移行)

H27 報告書

2015年度障害者の芸術活動支援モデル事業 成果につながる取組事例集

平成27年度に採択された7つの実
施団体の実践事例を通して、地域
性をあまり問わずに実施できる成
果につながる51の取組事例を紹介。
巻末には各実施団体の協力委員名
簿や年間スケジュールも資料として
掲載しています。



発行:社会福祉法人 グロー (GLOW) ～生きることが光になる～

H26 報告書

障害者の芸術活動支援取り組み事例集 (平成26年度モデル事業連携報告書)

平成26年度モデル事業を実施した
5つの団体の取組を「相談支援」
「人材育成」「権利保護」3つの切り
口で紹介した取組事例集。



発行:社会福祉法人 グロー (GLOW) ～生きることが光になる～

支援人材育成プログラム 講師等一覧

各実施団体で開催した支援人材育成プログラム等に招
へいした講師や現場見学ツアーで訪れた施設などの一
覧です。氏名のあとには活動拠点を示しています。

ゆうゆう 北海道

横井 壽之 北海道上川郡当麻町

当麻かたるべの森美術館 館長

北海道アールブリュットネットワーク協議会 副代表

釧路市生まれ。伊達市の知的障害者施設の指導員を経て、剣淵町
の施設で施設長を務めた後、1998年「当麻かたるべの森」を設立。
1999年から10年間、北海道医療大学看護福祉学部教授も務めた。

菊地 雅子 北海道上川郡当麻町

当麻かたるべの森美術館アート・ディレクター

1989年多摩美術大学卒業。民間事業所勤務、作家活動を経て、「当
麻かたるべの森」絵画講師就任。北海道アールブリュットネットワ
ーク協議会道北事務局を務める。

小宮 加容子 北海道札幌市

札幌市立大学デザイン学部 講師

2003年近畿大学大学院 産業技術研究科博士(工学)取得、湘南工
科大学工学部機械デザイン工学科助手、助教を経て現職。福祉工学、
ヒューマンインタフェース、ユニバーサルデザイン等、「使いやすさ+
遊び心」を追求した研究、イベントなどを行う。

関口 千代絵 北海道上川郡当麻町

当麻かたるべの森美術館 学芸員

元釧路市立美術館 学芸員

1997年北海道教育大学札幌校卒業。北海道立近代美術館学芸部
勤務、釧路市立美術館学芸員を経て、現在「当麻かたるべの森」美
術館学芸員として勤務。

堀川 真 北海道名寄市

絵本作家／名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科准教授

1964年生まれ。北海道紋別市で育つ。弘前市で農学を学んだ後、旭
川市で美術、木工を学ぶ。道内各所の美術館、図書館、子育て支援
活動でのワークショップや知的障がい者更生施設での療育活動に
もかかわりながら、絵本や挿絵、木工、土人形制作などに取り組ん
でいる。絵本に『あかいじどうしゃ よんまるさん』『かんたん手づく
り おうちでおもちゃ』(ともに福音館書店)など。

三橋 純予 北海道岩見沢市

北海道教育大学岩見沢校 美術文化専攻

アートマネジメント美術研究室 教授

1986年多摩美術大学卒。1989年東京学芸大学修了後、東京都写
真美術館、東京都現代美術館などで主任学芸員として勤務。2006
年から北海道教育大学にて教鞭を執る。専門は現代美術論、アート
マネジメント、美術館教育、写真論など。「大竹伸朗:別海プロジェ
クト」「川俣正:北海道インプログレス」などの地域におけるアート
プロジェクトや、道立近代美術館や室蘭市民美術館との連携展覧会
などを実施。

小栗 祐美 北海道函館市

北海道教育大学教授

2011年4月から6年間、北海道教育大学附属特別支援学校校長を務
める。集英社美術図書編集を経て、麻布美術工芸館、サンリツ服部
美術館で学芸員として数多くの展覧会企画に携わる。1998年より
北海道教育大学助教授、2007年より現職。専門は日本美術史。近年
は、道南の文化財やアールブリュットを研究テーマとしている。函館
市文化財保護審議会委員。美術史学会・国際浮世絵学会・明治美術
学会所属。

伊藤 栄一 北海道北見市

NPO法人とむでの森クリエイティブ・ディレクター

1983年生まれ。航空自衛隊勤務を経て保育専門学校に入学。専門
学校の講師だったとむでの森代表と出会い、2006年よりNPO法人
とむでの森に関わる。2015年就労支援事業所「すてっぷ」就労訓練
課課長となり、アトリエを開設、創作支援を開始する。2016年かた
るべの森美術館で「オホーツクからはじめまして。」展を企画。道北
アートサイダーズを有志と立ち上げる。

原田 ミドー 北海道江別市

アーティスト

1963年江別市生まれ。東京造形大学彫刻科で彫刻家佐藤忠良に
師事。同校卒業、彫刻科研究生修了。日本ファッション学院講師、女
子美術大学工芸助手を経て1997年帰道、賛美アート&クラフト設
立。2003年アントニオ・ガウディの研究のためバルセロナへ、04年
まで現地で制作活動。2005年「新さっぽろ冬まつり」アートディレ
クター。2008年市民と協働し制作したモザイクタイル・アートトンネル
事業で東久爾宮文化褒章。2010年札幌芸術の森美術館にてグルー
プ展。2011年岩手県大船渡市で復興のモニュメント「明日へのラブ
レター」の制作を開始、2016年完成。北海道枝幸町にて障がい者も
だれでも参加できるモザイクワークショップを開催。

斉藤 知子 北海道石狩郡当別町

社会福祉法人ゆうゆう学芸員

群馬県立女子大学美学美術史学科卒業、1993年同校研修生修了。
現代美術ギャラリー「スカイドア・アートスペース青山」勤務を経て、
北網圏北見文化センター美術学芸員、中原悌二郎記念旭川市彫刻
美術館学芸員。旭川にてギャラリープルブルの立ち上げに従事。水
と土の芸術祭2015アートスタッフを経て、現在社会福祉法人ゆうゆ
う学芸員として勤務。

アートNPOゼロダテ 秋田県

中村 政人 東京都千代田区 / 秋田県大館市

東京藝術大学絵画科 教授

アーツ千代田 3331 統括ディレクター

1963年生まれ、秋田県大館市出身。アーティスト、特定非営利活動
法人アートNPOゼロダテ理事長。「美術と社会」「美術と教育」との
関わりをテーマにアートプロジェクトを展開。第49回ヴェネツィア・
ビエンナーレ日本代表(2002年)。プロジェクトスペース
「KANDADA」(2005-2009年)を経て、2010年6月、東京都神田に
『アーツ千代田 3331』を立ち上げる。2015年10月、10年ぶりとなる
個展「明るい絶望」を開催。社会派アーティストとして世の中に影響
を与え続けている。

服部 正　兵庫県西宮市

甲南大学文学部人間科学科 准教授

1967年生まれ、兵庫県出身。大阪大学大学院博士課程単位取得退学。兵庫県立美術館学芸員、横尾忠則現代美術館学芸員を経て、2013年4月より現職。アウトサイダー・アートやアール・ブリュットなどと呼ばれる独学自修の芸術家や、障がい者の創作活動などについての研究や展覧会企画を行っている。著書に、『アウトサイダー・アート 現代美術が忘れた「芸術」』（光文社新書、2003年）、『障がいのある人の創作活動―実践の現場から』（編著、あいり出版、2016年）など。

小松 隼也　東京都港区

弁護士／長島・大野・常松法律事務所

1986年生まれ、長野県出身。同志社大学法学部卒業後、2009年から東京の長島・大野・常松法律事務所で弁護士として勤務。企業に対する法的アドバイスを訴訟を専門として手掛ける一方で、アーティストやデザイナーといったクリエイターを支援する専門家団体「Arts & Law」に所属。契約交渉や裁判をはじめ、法律の制定や改正、政策の提案といった公的活動も行う。弁護士としての活動の傍ら、写真を中心に現代アート作品などを蒐集し、コレクターとしての一面も持つ。

藤 浩志　福岡県糸島市 / 秋田県秋田市

秋田県立美術大学 美術学部美術学科アーツ&ルーツ専攻 教授

1960年生まれ、鹿児島県出身。京都市立芸術大学在学中演劇活動に没頭した後、地域社会をフィールドとした表現活動を志向し、京都情報社設立。同大学院修了後バブアニューギニア国立芸術学校勤務。都市計画事務所勤務を経て92年、藤浩志企画制作室を設立。国際展や全国各地のアートプロジェクトの現場での実践多数。97年より拠点を糸島に移し養鶏場跡地にスタジオFarmを設置。NPO法人プラスアーツ副理事長。十和田市現代美術館館長を経て現職。

大谷 有花　秋田県秋田市

秋田公立美術大学ビジュアルアーツ専攻 准教授

1977年生まれ、神奈川県出身。2003年多摩美術大学大学院修了。1998年頃より、自己の過去の記憶に基づくインスタレーション作品を発表。その後、作品と空間との関係を見つめる中で、空間そのものを絵画として表現する「キミドリの部屋」シリーズの制作をはじめる。2013年、秋田市に転居したことをきっかけに、日本人の感性や美意識をテーマにした絵画作品シリーズ「はなすがた」の制作を開始。

栗原 良彰　群馬県太田市

東京藝術大学教育研究助手

1980年生まれ、群馬県出身。「アーティストは、自由の体現者であるべきだ」という考えを持ち、特定の表現スタイルにこだわらず彫刻や絵画、インスタレーション、ビデオ、パフォーマンス、陶芸、映画など、あらゆる表現方法で意欲的に制作活動が続ける。2014年の「大館・北秋田芸術祭」では商店街にモニュメント《デッカい秋田犬》を制作。

Alex Desebrock　オーストラリア パース

アーティスト

パースに拠点を置くインディペンデント・アーティスト。表現方法は、インタラクティブシアター、ライブアート、インスタレーション、オンラインおよびパブリック・インターベンションに及ぶ。自身の実践として共感というテーマに焦点を当て、「見知らぬ人」、「大きな問題」と「子どもの声」をつなげていく作品を制作。

石山 拓真　秋田県大館市

石山デザイン事務所 代表

1976年生まれ、秋田県大館市出身。都内デザインプロダクションに5年間勤務した後、東京芸術大学の教育研究助手を3年間務め、その後東京秋葉原にある3331 Arts Chiyodaの立ち上げにアーティスティックディレクターとして参加。ゼロダテの活動は設立メンバーとして2007年から始まり、2011年にNPO法人化し事務局兼プロジェクトリーダーとして勤務。2015年石山デザイン事務所として秋田県大館市から秋田県北部を中心とした業務を始める。

松渕 得雅　秋田県大館市

アーティスト

特定非営利活動法人アートNPOゼロダテ プロジェクトマネージャー

1981年生まれ、秋田県能代市。2007年イギリスのエジンバラ芸術大学大学院ASNコース修了。2005年～2009年のイギリス滞在中に主にヨーロッパにて活動。2009年の帰国後、東京をベースに日本国内での活動を始動。「ゼロダテ／大館展2009」にて梱包用テープを使ったインスタレーション、パフォーマンス作品を発表。2012年までゼロダテアートセンター東京のプロジェクトスタッフを務め、2012年より秋田県大館市に移住し現職。

丸山 数理　秋田県大館市

アーティスト

特定非営利活動法人アートNPOゼロダテ コーディネーター

1979年生まれ、北海道出身。2007年多摩美術大学大学院修了。その後、平面作品、立体作品など制作活動が続ける。2007年～2015年、「芸術による教育の会」勤務。2011年より障がいのある人との展覧会「FLAT展」に参加。2012年韓国清州市のアーティストインレジデンスプログラムに参加。2016年に神奈川県横浜市から秋田県大館市へ移住。

エイブル・アート・ジャパン　宮城県

ライラ・カセム (Laila Cassim)　東京都

グラフィックデザイナー／東京大学先端研究センター特任助教

知的障がいの成人が通う障がい者福祉施設「綾瀬ひまわり園」で定期的にアート指導している。デザイナーとしての専門性を活かし、施設の支援スタッフとともに、利用者の社会参加と経済自立につながるアート作品とその作品をもとにした持続可能な仕組みとデザイン商品の制作・開発に取り組んでいる。

里見 まり子　宮城県仙台市

即興舞踊家／宮城教育大学特任教授

東京教育大学卒業後ドイツに留学。ドイツ・ケルン体育大学で即興ダンス、身体表現を学ぶ。帰国後、宮城教育大学に勤務。身体表現、ダンス、体操などの授業を担当。障害の有無を問わず市民を対象とするワークショップ等にも力を入れている。即興舞踊家としても国内外で活動。

山路 智恵子　宮城県仙台市

2001年より仙台の音楽グループyumboにドラムで参加。他では日用品を用いて即興演奏を行った。うどん打ちを演奏として捉え神戸の即興演奏グループ音遊びの会へうどん打ちでも参加した。

スティーブ・メイヤーミラー (Steve Mayer-Miller)

オーストラリア・マッカイ市

NPO法人クロスロードアーツ (Crossroad Arts) 芸術監督／CEO

オーストラリア、インド、日本、アジア太平洋地域の幅広い地域社会と協力して、地域芸術や文化開発を長年行っている。芸術監督を務めるNPO法人クロスロードアーツは、オーストラリア・マッカイ市のコミュニティアート団体。障害のある人をはじめさまざまな人たちが共に、演劇、音楽、ダンス、絵画、人形劇、彫刻、写真、映像などの活動を行っている。

ブレンデン・ボレリーニ (Brenden Borellini)

オーストラリア・マッカイ市

写真家／クロスロードアーツのメンバー

視覚および聴覚に障害がありますが、クロスロードアーツのスタッフ、メンバーの力を借りながら写真作品を制作。カメラをとおして全身で世界をまなざし、写真をとおしてさまざまな人たちとつながる活動を行う。

齋 正弘　宮城県仙台市

宮城県美術館教育普及部 学芸員

1951年宮城県生まれ。1979年より宮城県美術館の建設と運営に教育担当学芸員として関わる。2007年宮城県美術館教育普及部長。2011年定年退職。美術館勤務中は公立美術館の美術館教育と美術教育の研究と実践に携わり、主に、年少/年長者や障害を持つ人達との美術を通した教育的な活動について経験が深い。

美術と手話プロジェクト

2011年からエイブル・アート・ジャパンを拠点に、「美術」「美術館」「手話」「聞こえない人」というキーワードに関心を持つ人たちが緩やかに集まり、自由に議論したり、意見を出し合い、これらの課題に取り組む活動をはじめている。美術や美術館が聞こえない人、聞こえにくい人をはじめすべての人にとって、より身近で開かれたものとなるようにすることを目的として活動をしている。

辻 哲哉　東京都

弁護士／Field-R法律事務所

特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン理事

「人権の視点から考える『障害者アートと著作権』」(障害者芸術著作権等整備委員会編・2000年・日本障害者芸術文化協会)の編著に参加。障害のある人のアートを仕事につなげるエイブルアート・カンパニーの著作権の実務を支援している。

アイハラケンジ　宮城県仙台市

アートディレクター／東北芸術工科大学准教授

株式会社アイケン代表／halken LLP共同主宰

クリエイティブディレクション・アートディレクションを専門として、様々な企業や団体の活動をクリエイティブの方面からサポート。近年は、アートブックの企画・出版、展覧会のキュレーションも行っている。2014年より、東北芸術工科大学で後進の育成にも従事している。

田口 ひろみ　宮城県亘理郡山元町

特定非営利活動法人ボラリス代表理事

1998年～山元町社会福祉協議会が運営する障害者施設「工房地球村」指導員、2008年～施設長。東日本大震災後、全国 の精神科や障害者支援の団体、地域ボランティアと連携して工房地球村を再開。2011年「いちごものがたりプロジェクト」、2012年「カフェ地球村プロジェクト」を企画実施し、震災で仕事を2/3失った施設の活動の立て直しを行った。2015年5月、「NPO法人ボラリス」を設立し代表理事となる。「障害を持つ人も持たない人も共に素敵に生き、はたらくるまちづくり」を目指す。

柴崎 由美子

特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン代表理事

1997年より奈良・たんばおの家で障害のある人たちの表現活動にかかわり、たんばおの家アートセンターHANA（奈良）のディレクターを経て、障害のある人のアートを社会に発信し仕事につなげる「エイブルアート・カンパニー」設立、宮城県・福島県における芸術文化活動による復興支援活動を実践。障害のある人とともに、社会に対して新しい価値を提案するプログラムや仕組みは何か探求し実践していくことをライフワークとしている。

みぬま福祉会　埼玉県

岩本 憲武　埼玉県さいたま市

弁護士／モッキンバード法律事務所

1973年生まれ。一橋大学法学部卒業、1999年弁護士登録。埼玉弁護士会所属。重大事件・少年事件を含む刑事事件全般の弁護士および民事事件の代理人として、個人や企業等から依頼を受けて活動するほか、埼玉弁護士会裁判員制度委員会、埼玉県児童福祉施設協議会子ども・施設サポート委員会など各種団体の委員等をつとめる。2015年からは、通常の弁護士業務と並行して、最高裁判所司法研修所の教官として司法修習生に対する刑事弁護実務の指導にもあたっている。

小澤 基弘　埼玉県さいたま市

画家／埼玉大学教育学部教授、東京学芸大学大学院教授

専門は絵画及び美術教育。博士(芸術学)。約30年間にわたり、個展やコンクールを中心に制作発表をしてきている。また、『絵画の教科書』等、著作も数多く刊行し、絵画を中心とした理論研究も行ってきた。近年は絵画の制作者としての経験を踏まえながら、学校教育における図工・美術教育の研究も同時に行っている。「ドローイング(主観的・表現主義的素描)」を制作の主たる手立てとし、大学教育においてもドローイングを積極的に導入し、ドローイング制作と対話を通して、学生それぞれが自らの表現の核心を主体的に探る教育を心がけている。こうした教育実践から、人間の表現の根源に関わる障害者アートの可能性に近年は着眼し、その領域の研究も始めたところである。

酒井 道久　神奈川県横浜市

彫刻家／元埼玉県立大学教授

東京藝術大学院修了、新具象彫刻展(東京都美術館)創立に参加、国際交流展「センツァ・フロンティエーレ展」、「彫超兆 彫刻8人展」その他、個展、グループ展。埼玉県立衛生短大、埼玉県立大学社会福祉学科で美術関連教養科目、保育関連科目担当。障害者アートの研究指導(ゼミ、卒業研究)、不登校児童と家族のためのアートプログラム、若天性認知症の患者と家族のためのアートセラビー(科研、学内奨励研究)。

中津川 浩章　神奈川県小田原市

美術家／アートディレクター

美術家・画家として記憶・痕跡・欠損をテーマにブルーバイオレットの線描を主体としたドローイング・ペインティング作品を制作。国内外で展覧会多数。アートディレクターとして障害者のためのアートスタジオディレクション、アールブリュットの展覧会キュレーション、あらゆる人を対象としたアートワークショップ、講演、ライブペインティングなど、アート、福祉、教育とさまざまな分野で社会とアートの関係性を問い直す活動を行っている。アール・ド・ヴィーヴル、工房集、2012、2013、2014、2016年埼玉県障害者アート展、2016ビッグアイアートプロジェクト、アートディレクター。川崎岡本太郎美術館「岡本太郎とアールブリュット」展キュレーション。アール・ド・ヴィーヴル、エイブル・アート・ジャパン、ゲット・イン・タッチ理事。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

前山 裕司　埼玉県さいたま市

埼玉県立近代美術館学芸員

1953年東京生まれ。美術評論家、埼玉県立近代美術館学芸員。1981年筑波大学大学院博士課程中退、準備室から埼玉県立近代美術館に勤務。同館で「動きの表現」(1988年)、「風刺の毒」(1992年)、「やわらかく 重くー現代日本美術の場と空間」(1995年)、「トルコ美術の現在 どこに？ここに？」(2003年)、「ロシアの夢1917-1937」(2009年)、「日本の70年代1968-1982」(2012年)などの展覧会を企画。また、ブダペストとモスクワを巡回した「心の在り処」(2003-04年)をキュレーション。2015年には埼玉、札幌、高知、福山を巡回した障害者アートの展覧会「すごいぞ、これは！」を企画。2016年、国立新美術館を会場とした展覧会「ここからーアート・デザイン・障害を考える3日間」を全体監修した。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

杉 千種・山口 里佳　東京都武蔵野市

con*tio

障害とアートを軸に活動するNPO法人のスタッフとして培った社会観をもとに、2014年にcon*tioを設立。福祉の現場・ひとの魅力を引き出すためのサポート役として、主に関東の障害福祉やそのネットワークへの貢献を目指している。障害のあるアーティストの作品展示・販売、施設の商品開発やブランディング、イベントやワークショップなどさまざまな活動をコーディネートする。星座という意味のラテン語をもとにしたユニット名は、社会に点在するたくさんの星をつなぎたいという想いから。クスつとできる小さなことを積み重ねていくことで、きっとわたしたちが暮らす世界は変わっていくのではないかと思っている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

石平 裕一　埼玉県東松山市

NPO法人かうんと5代表

東松山市、比企郡を拠点に活動している。NPO法人かうんと5の代表と並行し社会福祉法人昴の生活支援員として、アート活動プログラムを提供。作品を商品化し販売をし、作者の収入UPの支援を行っている。また自主企画作品展やイベント等に出品なども行う。地域の関係機関と連携し障害のある人たちの表現活動のサポートを行っている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

豊田 亜紀　埼玉県春日部市

多機能型事業所わっくすスタッフ

アマチュア劇団やタレント養成学校のスタッフを経て、福祉の現場へ。「地域生活支援センターたけさと」にて「自分たち発信」をキャッチコピーとした「プロデュース大作戦」を立ち上げる。翌年の「多機能型事業所わっくす」への異動に伴って、就労支援としての「アートプロジェクト」に活動を移行。堂々と表現することのできる場を保证されることで、人は本来の持てる力や魅力を発揮できるのではないかと考えている。スタッフとして、メンバー(利用者)の失いかけている自信を取り戻したい、といった思いから端を発した活動であったが、4年目の今、彼らあっての活動へと広がりを見せつつある。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

野本 翔平　埼玉県行田市

NPO法人CILひこうせんスタッフ

専修大学哲学科卒。2005年からパフォーマンスを始める。2006年から行田市を中心にアートイベントの企画などを始める。以降、つくらない会、bug-depayse、Saitama Muse Forumなどに参加。2014年からNPO法人CILひこうせんアート担当職員。2015年から行田市議会議員。忍町アートギャラリーの開催、シェアアトリエの企画運営、行田ワクワクCityの活動など地域に根ざした活動を進めている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

松本 哲　埼玉県川口市

社会福祉法人みぬま福祉会 川口太陽の家 施設長

1958年生まれ。58歳。大学卒業後、生活協同組合職員を経て、1983年より神奈川県内の通所施設に勤務。1985年、無認可作業所太陽の家、1986年より知的障害者通所更生施設川口太陽の家指導員、1992年より川口太陽の家施設長。現在、社会福祉法人みぬま福祉会総合施設長、法人事務局長。太陽の家に勤務以来、障害の重い人達の労働について取り組んでくる。埼玉県発達障害福祉協会副会長・研修委員会委員長、埼玉県セルブセンター協議会理事、川口市自立支援協議会委員、川口特別支援学校学校評議員、越谷特別支援学校学校評議員、川口市障害者団体連絡協議会事務局長。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

宮本 恵美　埼玉県川口市

社会福祉法人みぬま福祉会 川口太陽の家・工房集 管理者

1991年社会福祉法人みぬま福祉会入職。従来ある授産活動に合わない人がいた事をきっかけに「表現活動を仕事に」切り替える。2002年地域に開かれた施設づくりをコンセプトにしたギャラリーを併せ持つアトリエ「工房集」の立ち上げに関わる。工房集プロジェクト責任者。一方、埼玉県では障害者の自立や社会参加の促進、多様性を認め合う社会の実現などを図るための手段としての「障害者アート」振興策が話され、2009年より障害者アートフェスティバルが開催される。その実行委員会のメンバーでもある。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

蒲生 侑希　埼玉県川口市

社会福祉法人みぬま福祉会 川口太陽の家・工房集 スタッフ

大学在学中に障害のある人たちのアートに触れ、そういった活動を仕事としていることに共感し、2013年みぬま福祉会川口太陽の家に入職。障害のある仲間たちが日々表現していること・ものを社会とつなげていく工房集プロジェクト事務局の一員。活動しているメンバーたちが自分の表現を見つけ、継続できるよう、関わりを大切にしながら、日々メンバーと共に取り組んでいる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

愛成会 東京都

西原 雄次郎　東京都三鷹市

ルーテル学院大学 総合人間学部 教授

社会福祉法人 おおぞら会 理事長

大学教員の傍ら、20年ほど前に社会福祉法人立ち上げに協力し、1997年11月から社会福祉法人おおぞら会の理事長の役割を担っている。知的障害の方々への支援と、高齢者支援の仕事を行っている。厳しい経営状況に四苦八苦しながら、多くの皆さんに支えられて何とか続けている。また、公益財団法人日本知的障害者福祉協会が発行する月刊誌『さばーと』の編集委員会で、専門委員として仕事をしている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

生井 亮司　東京都西東京市

武蔵野大学教育学部 准教授

東京藝術大学大学院博士後期課程修了 博士(美術)。専門は美術教育哲学、彫刻制作、ホリスティック教育。美術家としての制作活動を基盤としながら美術制作、造形制作の人間形成における意義を原理的・哲学的に研究、実践している。特に美術(造形)制作者の身体や知覚の経験に着目し研究をすすめている。また近年ではアールブリュット、障害者などの制作活動を教育、人間形成の観点から考察し、造形活動が有する思考の独自性やこれからの社会における有意性を探っている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

松寄 ゆかり　東京都立川市

アール・ブリュット立川実行委員会 実行委員長

2015年2月に、障害児・者の親を中心に市民で構成されているアール・ブリュット立川実行委員会を立ち上げる。自身が臨床美術士としてアール・ブリュットの作品に触れその魅力を広く伝えたいとの思いからデパートでの作品展の企画、運営を行う。資金が無い状態からの出発のため企業、団体、市民等へ働きかけ活動資金を集める。障がい当事者の方に開催中働いて頂く事や、作業所へ仕事の依頼を行い就労へ繋がるようにしている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

嘉納 礼奈　東京都千代田区

アーツ千代田3331、ポコラート全国公募担当

兵庫県神戸生まれ。芸術人類学研究、EHESS（仏国立社会科学高等研究院）、フランス社会人類学研究所在籍。パリ第4大学(パリ・ソルボンヌ)美術史学部修士課程修了。国立ルーブル学院博物館学課程修了。アウトサイダーアートの研究、企画、執筆などに携わる。共著に「アール・ブリュット アート 日本」(平凡社)。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

中山 文子　東京都品川区

品川区役所福祉部障害者福祉課 課長

千葉大学教育学部卒。昭和59年品川区入庁。人事課、出張所、広報広聴課、社会教育課、清掃リサイクル課を経て高齢者福祉課勤務。人権啓発課長、平成25年度から現職。平成27年度からアール・ブリュット展を開催し、行政の立場からアール・ブリュットの発信に取り組む。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

小川 希　東京都武蔵野市

Art Center Ongoing 代表

2002年から2006年に亘り、東京や横浜の各所を舞台に『Ongoing』を企画、開催。その独自の公募・互選システムにより形成した若手アーティストネットワークを基盤に、文化の新しい試みを恒常的に実践し発信する場を目指して、2008年より東京・吉祥寺で芸術複合施設 Art Center Ongoingを運営している。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

川島 志保　神奈川県横浜市

弁護士／川島法律事務所

弁護士業務の中で障害者虐待防止や成年後見制度など障害のある方や高齢者の権利に関することに取り組む。また、海外で開催された日本のアール・ブリュットに関する展覧会開催時には、作家やご家族、関係者に会い、成年後見制度の利用、推進など作家の権利保護に取り組んでいる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

易 智久　東京都千代田区

弁護士／あさひ法律事務所

2012年弁護士登録。訴訟等の紛争対応業務を中心に、一般企業法務、著作権関連案件、労働案件、建築関係案件、信託案件、相続案件等に従事。著作権関連分野については、著作権管理会社から継続的な依頼を受けており、著作権使用許諾契約書の作成・レビュー、相談対応等に日々従事している。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

山崎 純　東京都千代田区

弁護士／あさひ法律事務所

2006年弁護士登録。企業法務をはじめ、一般民事事件から刑事事件まで幅広い分野を取り扱う。著作権関連業務を専門分野のひとつとして活動。著作権関連業務の中では、美術や音楽のジャンルを中心に、著作権法上の観点から、著作物の利用に関する相談や利用許諾契約書の作成業務等に携わっている。また、障害のある方々の創作活動を支援するため、権利保護の取組みにも関与している。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

石平 裕一　埼玉県東松山市

社会福祉法人 昴 デイセンターウィズ支援課長

特定非営利活動法人 かうんと5(ふぁいぶ)

埼玉県にある多機能型事業所デイセンターウィズにて、造形活動や音楽、ロック等を取り入れた活動プログラムを実施。デイセンターウィズでの活動と連動し、NPO法人かうんと5(ふぁいぶ)を立ち上げ、障害のある方の絵をグッズ化し販売。作家本人が収入を得られるような支援活動にも取り組んでいる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

木元 聖奈　滋賀県近江八幡市

社会福祉法人グロー（GLOW）法人本部企画事業部

アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター（アイサ）アドバイザー兼ボーダレス・アートミュージアムNO-MA学芸員。1987年長崎県生まれ。2012年滋賀県社会福祉事業団（現：グロー）入職。NO-MAの企画展の他「滋賀県施設合同企画展」等を担当。同時に造形活動に関する相談支援、研修会の実施を行う。現在は障害者の芸術活動支援モデル事業（厚労省補助事業/2014年度〜）を担当。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

高田 紀子　東京都板橋区

小茂根福祉園 生活支援員

2005年に入職。自主ブランドKOMONESTを立ち上げて2年目の2011年より担当となる。障がい者支援に携わることを中心に、外部のコーディネーターやデザイナーとのやり取りを行っている。小茂根福祉園が発信する“住み慣れた地域で私らしく暮らしたい”というメッセージを実現出来るように、利用者さんのみならず職員との共有を図ることも担当の役割と考えている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

山上 徹二郎　東京都中野区

NPO法人メディア・アクセス・サポートセンター(MASC) 理事長

1986年に映画製作会社シングロを設立、以来70本以上の劇映画、ドキュメンタリー映画を製作・配給。ベルリン国際映画祭・銀熊賞をはじめ国内外の映画賞を多数受賞する。主な作品に、『老人と海』『絵の中のぼくの村』『まひるのほし』『沖縄 うりずんの雨』『だれかの木琴』など。2011年よりNPO法人メディア・アクセス・サポートセンター(MASC)理事長に就任、バリアフリー映画の開発・普及に努める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

松田 高加子　東京都大田区

音声ガイド制作(虹とねいろプロジェクト)

目の見えない、見えづらい人が映画を楽しむときの補助ツールである音声ガイドの制作をメインに耳の聞こえない、聞こえづらい人向けの日本語字幕制作にも携わっています。映画の持つ”人と人を繋げる力、にあやかってワークショップやイベントを主宰しています。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 La Mano クラフト工房 La Mano

東京都町田市

1992年に障がいのある人たちが生き生きと働ける場として設立。「La Mano」とは「手」を意味しており、手しごとによるモノづくりが特徴。植物染料・天然素材を使った織り、刺しゅう、染め、絞りの商品を企画製造販売している。2006年からはアート部門を始動、障がいのある人との手しごとと、デザイン×アートを融合させたオリジナル商品を制作。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

山田 貴之　東京都板橋区

板橋区議会議員／元美術館学芸員

ルイス・C.ティファニー美術館学芸員を経て、現在板橋区議会議員2期目。美術館での実務経験に基づき、文化政策の提案に注力。文化資源の有効活用の観点から役所庁舎内ロビーのギャラリー化や区内初のART BRUT展を実現。下村文科相への要望活動や文化庁情報広場でのアール・ブリュット展(2015年)実施支援など、文化芸術面での環境整備に取り組んできた。共生社会の実現のため、芸術と福祉の分野での効果的な行政支援を模索したい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

みんなでいきる　新潟県

岡部 兼芳　福島県耶麻郡猪苗代町

社会福祉法人 愛積愛育園「はじまりの美術館」館長

昭和49年6月23日生まれ。福島県郡山市出身。福祉作業所の支援員・中学校教員を経て、社会福祉法人愛積愛育園に入職。成人の入所施設あさかあすなろ荘勤務の中で、利用者の表現活動をサポートする「ウーニコ」に携わる。2014年からは、福島県猪苗代町に開設した「はじまりの美術館」で館長を務める。企画・運営からカフェのコーヒー淹れ、受付や草むしりまで3名の職員で美術館のすべての業務を行っている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

角地 智史　新潟県新潟市

写真家

新潟県アール・ブリュット・サポート・センターNASC アートディレクター
アートキャンプ新潟 理事

2013年より障害者の創作活動を豊かにする団体”アートキャンプ新潟”としての活動を行う。2016年よりNASCアートディレクター。作品だけではなく、その背景にある作者や周りの人との関係に焦点を当て、展覧会やワークショップを企画する。その一方で写真を用いた表現活動を行い、2016年には新潟市美術館企画”アナタにツナガル”展に参加。2016年より新潟市文化創造推進委員会委員を務める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

見竹 泰人　新潟県上越市

弁護士／森直樹法律事務所

平成20年3月同志社大学大学院司法研修科を卒業後、平成21年12月新潟県弁護士会に弁護士登録。民事一般、家事事件(離婚・相続・後見)、債務整理(破産・民事再生含む)、刑事事件などを主に扱っている。新潟県障害者虐待防止支援専門委員、新潟県児童虐待・DV防止支援検討専門会議委員、新潟県妙高市地域包括支援センター運営協議会委員などを務める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

荒尾 和志　新潟県新発田市

のぞみ工房 所長

東北福祉大学卒業後、障害者施設、高齢者施設等で支援員として仕事に従事する。平成18年「のぞみの家福祉会」にて障害者支援施設の職員として勤務。その後平成22年「のぞみ工房」に異動。現在に至る。平成26年より新発田市内のお寺を舞台に単独の事業所として「新発田アールブリュット」を開催。今回で3年連続3回目の開催を実施。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

小林 瑞恵　東京都中野区

社会福祉法人愛成会 常務理事・アートディレクター

特定非営利活動法人はれたりくもったり アートディレクター

NPO法人全国地域生活支援ネットワーク 理事

アトリエpangaea(ばんげあ)主宰

2004年より「アトリエpangaea(ばんげあ)」を立ち上げ、2007年には(社福)滋賀県社会福祉事業団(現(社福)グロー)にて、ボードレス・アートミュージアムNO-MAを担当。2008年よりアール・ブリュット関連の展覧会を国内各地の美術館や団体と連携し、多数の展覧会でキュレーターを務める。2012年よりヨーロッパ巡回展「Outsider Art from Japan(Art Brut from Japan)」、2014年日本スイス国交樹立150周年記念事業「ART BRUT JAPAN SCHWEIZ」展の日本事務局及び日本側キュレーター。2015年より東京芸術文化評議会のアール・ブリュット検討部会委員。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ハヶ岳名水会　山梨県

関 孝之　長野県長野市

NPO法人ながのアートミーティング 代表

1954年、安曇野市生まれ。信州大学工学部卒。1994年、新設された「日本障害者芸術文化協会(現エイブル・アート・ジャパン)」の会員になる。その後、県内で絵や書道作品の展示会を開くようになった。99年には障害者に芸術活動の楽しさを伝えるアートサポーターの養成講座を始めた。2010年にながのアートミーティングを設立。故郷の安曇野市でさまざまな人がアート作品を創作できる工房を作ることが夢。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

安彦 講平　東京都八王子市美山町

医療法人社団光生会 平川病院 造形教室 主宰

1936年生まれ、早稲田大学文学芸術学科卒業。東京足立病院、丘の上病院、平川病院、袋田病院などにて〈造形教室〉を主宰。精神科病院内に立ち上げた造形教室では、それぞれが表現する主体となって自由に描き、身をもって自己表現を体験し、自らを癒し支えていく営みを続けている。著書「"癒し"としての自己表現」2001年出版。2008年平川病院の造形教室に通う作者たちの人間模様を10年間かけて撮影されたドキュメンタリー映画「破片のきらめき 心の杖として鏡として」がフランス・ヴズール国際アジア映画祭でドキュメンタリー部門最優秀賞を受賞。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

齋藤 祐次郎　山梨県甲府市

弁護士／齋藤祐次郎弁護士事務所

平成17年10月　　弁護士登録

～平成20年3月　　生田・名越法律特許事務所
（現：生田・名越・高橋法律特許事務所）

平成20年4月～　　齋藤祐次郎法律事務所

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

関根 幹司　神奈川県平塚市

株式会社愉快 代表取締役

Studio COOCA 施設長

大学時代、弟のピンチヒッターで渋々仕方なく行ったボランティア活動で出会った1人の障害者が、会の感想を聞かれて、一言「つまんない」といいました。僕はその日もいやいや行って、やっぱりつまなくても、周りが楽しそうだから、楽しそうに振る舞っていたのに、「つまらない」と本音を言ったのが障害者だった。彼が信頼できた。なぜかすんと腑に落ちた。それから、ボランティア活動を積極的に否定しようと思ひ、ボランティア活動に参加し始めた。ボランティア先で正職員として引っ張ってくれて福祉の世界に就職した。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

北澤 桃子　神奈川県平塚市

GALLERY COOCA 施設長

Studio COOCA 副施設長

2003年にデザインの仕事で福祉施設に就職。施設利用者の作品に感銘を受ける。以後、商品デザインや作品展企画などを行う。現在はクークメンバーの才能を世界に広めることこそ社会にとって重要であるという信念のもと、その方法を試行錯誤中。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

グロー　滋賀県

石黒 望　滋賀県東近江市

近江温泉病院 総合リハビリテーションセンター部長 (作業療法士)

昭和58年作業療法士免許取得後、藍野病院(～平成5年2月)、藍野医療福祉専門学校専任教員(～平成7年3月)、近江温泉病院(～平成15年1月)、京都武田病院(～平成19年12月)をへて、再び近江温泉病院入職し総合リハビリテーションセンター部長として現在に至る。回復期リハビリや通所リハビリ・訪問リハビリ・復職就労支援など回復期～生活期に至るリハビリマネジメントと共に、地域包括ケア推進にも様々な委員として協力。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

上野 久美子　滋賀県大津市

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 主任主事

2014年度より、障害福祉課にて障害者の芸術文化活動の支援を担当。また、総合政策部文化振興課と兼務となり、アール・ブリュットガイドブック総集編の作成を担当。障害者の社会参加の側面および芸術文化の両面から支援を行っている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

奥山 理子　京都府亀岡市

みずのき美術館キュレーター

1986年京都市生まれ。母の障害者支援施設みずのき施設長就任に伴い、12歳よりしばしば休日をみずのきで過ごす。2007年以降の法人主催のアートプロジェクトや、みずのきの農園活動にボランティアで従事した後、2012年みずのき美術館の立ち上げに携わり、現在企画運営を担う。2015年より、東京2020オリンピック・パラリンピックの文化プログラムを先導するリーディングプロジェクトの1つとして始動した「TURN」のコーディネーターを務める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

加藤 郁子　滋賀県草津市

滋賀県立精神医療センター地域生活支援部 デイケア係長

北九州で生まれ、その後父の転勤により下関、東大阪、横浜で幼少期を過ごす。高校からは滋賀へそして一旦大阪にでて、作業療法士となり滋賀県に戻る。精神科の作業療法士として病院に勤務して25年。人と過ごすこと人と活動することを大事にしている。人は作業することで元気になる！がモットー。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

貴瀬 朗　滋賀県高島市

社会福祉法人虹の会 わにのろう施設長

社会福祉法人の設立に参加、障がいのある人たちの働く場やグループホーム、生活支援センターなどの立ち上げに従事。地域活動支援センターの休日余暇活動としてアートに関わる。もともと、キリスト教的な国際団体で修行中、玄関先でいじめられていた10歳のダウン症の女の子と友だちになり、それ以来「知的障がい」と呼ばれるお友だちに生かされて、今にいたる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

佐々木 信一　滋賀県湖南市

滋賀県立近江学園 主査(児童指導員)

2001年より県立近江学園に児童指導員として勤務。県障害福祉課、児童相談センターを歴任。2012年から近江学園窯業科の担当となり、窯業科所属園生の生産教育にかかわる。子どもたち一人ひとりが光り輝くことを目指して、就労支援と造形活動について勉強中。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

椎原 保 京都府京都市

甲南大学非常勤講師／美術家

1952年大阪生まれ。京都市立大学美術学部西洋画科卒業。主な展覧会に、1984-5年「現代美術への視点―メタファーとシンボル」(東京国立近代美術館／国立国際美術館)、1999年「線の表情」(国立国際美術館)、2014年「無人島にてー「80年代」の彫刻/立体/インスタレーション」(京都造形芸術大学ギャラリー・オーブ)など。2014年「Timelessー感覚は時を越えて」(ボーダレス・アートミュージアムNO-MA)では障害者の作品とのインスタレーションを行った。

水津 哲 滋賀県野洲市

重症心身障害児(者)施設びわこ学園
医療福祉センター野洲 粘土室担当

病棟にて生活支援、地域交流課を経て、2012年より粘土室を担当。入所利用者の日中活動支援に従事。粘土による造形活動とともに、様々な素材による感触遊び、マッサージ活動などを行っている。活動を通じて、利用者一人ひとりにとっての自己実現と、心地よく豊かな時間を過ごせるよう支援を行う。

鈴村 りえ 滋賀県近江八幡市

社会福祉法人グロー（GLOW）法人本部企画事業部学芸員

2016年から社会福祉法人グロー（GLOW）法人本部企画事業部に所属し、文化芸術関連の事業に携わる。NO-MA企画展「楽園の夢」(2016)、アール・ブリュット魅力発信事業実行委員会主催「アール・ブリュット国際フォーラム2017」を担当した他、「美の滋賀」拠点形成フェア実行委員、びかっとアート展実行委員を務める。

寺田 伸一 滋賀県野洲市

滋賀県立野洲養護学校 主幹教諭

大学卒業後、一般企業での勤務および公立中学校、特別支援学校での臨時講師を経て、2002年滋賀県立八幡養護学校へ赴任する。校務分掌のひとつである生活指導部に所属し、障害のある児童生徒の地域生活を支えるため、地域との連携を進めてきた。野洲養護学校では、現在、教務部に所属し、学校運営全般に関わりながら、児童生徒が生きた芸術にふれる機会をつくれるよう努力している。

中久保 満昭 東京都千代田区

弁護士／あさひ法律事務所

1995年4月弁護士登録。企業法務、訴訟等の紛争処理業務をメインに活動する傍ら、専門分野のひとつである著作権法上の観点から、各種研修会の構成員としての提言、各種講演、権利保護マニュアルの策定、法律相談等を通じ、障害のある作家の造形活動に関する権利保護の取組に関与している。

中島 忠男 兵庫県西宮市

社会福祉法人一羊会 本部部長
(武庫川すずかけ作業所所属、あとリエすずかけ管理者)

1996年より社会福祉法人一羊会一羊園に生活支援員として入職。2011年にあとリエすずかけのある武庫川すずかけ作業所の管理者として異動。

中里 幸奈 滋賀県彦根市

社会福祉法人かすみかいぜ寮 支援グループ日中サブリーダー

専門学校にて陶芸を学んだ後、2009年からかいぜ寮の生活支援員として勤務。2012年に造形担当となり、陶芸を中心とした造形活動全般の支援を行うと同時に、事業所の「造形活動における作品の著作権等保護」に関する整備に取りかかる。県内の27施設が参加した「第10回滋賀県施設合同企画展」(2013年)で実行委員長を務めた。様々な場面で造形活動と関わる中で、利用者の権利を守る事の重要性を学びながら、自由な表現や創造の障害とならないような規程や承諾書の制作に取り組んでいる。

中澤 玲子 滋賀県東近江市

社会福祉法人グロー（GLOW）能登川作業所 サービス管理責任者

大学卒業後、能登川作業所で勤務。平成20年より滋賀県社会福祉事業団（現グロー）の職員となり、事業所（生活介護）が平成24年から創作作業を開始。作品展開催、作品の貸出し等から利用者の作品に対する権利を守る規程整備の必要性を感じ、作品取扱規程の制定にも携わった。

平塚 崇 滋賀県大津市

弁護士／法テラス滋賀法律事務所

大学卒業後、総合商社の紙パルプ部及び法務室に勤務。法務室勤務時は主に契約書の作成やチェックを担当した。退職後、法科大学院入学/司法試験合格を経て2009年東京で弁護士登録、2011年6月から法テラスのスタッフ弁護士となり、法テラス下妻法律事務所（茨城県）で約2年半勤務。2014年1月、法テラス滋賀法律事務所に異動。2015年1月から同事務所代表。滋賀県出身。

藤野 裕美子 滋賀県湖南市

特別支援学校講師・美術作家／滋賀県立三雲養護学校講師

2013年京都精華大学大学院芸術研究科修了。フランスブルターニュ地方にてアーティスト・イン・レジデンスに参加、平成24年度平和堂財団新進芸術家助成 芸術奨励賞、瀬戸内国際芸術祭2013作品出展、個展 中之島デザインミュージアム de sign de >、尾賀商店倉庫他、第12・13回滋賀県施設合同企画展ing実行委員、2013年～2017年 特別支援学校で知的障害、肢体障害の生徒への美術教育の実践に取り組む。

三浦 弘子 滋賀県甲賀市

滋賀県立陶芸の森 専門学芸員

滋賀県生まれ。1991年より滋賀県立陶芸の森の学芸員となる。おもに国内外の現代陶芸の展覧会を担当し、2015年「土・折り・イメージーション…岡本太郎の言葉とともに展」で縄文土器や民族芸術、障害をもつ人たちや芸術家、陶芸家による陶芸などを併せて紹介する展覧会を企画。同館にて“つちっこプログラム”を担当する。

三栖 香織 兵庫県西宮市

社会福祉法人一羊会 あとリエすずかけ非常勤職員

すずかけ絵画クラブスタッフ

2011年より社会福祉法人一羊会の「あとリエすずかけ」に週3日勤務。一羊会の作業所に所属する知的にしょうがいのある人たちが通うアトリエで、絵画や商品制作の準備・手伝い等、主に商品の企画・制作を行っている。また、一羊会が派遣するスタッフとして、「すずかけ絵画クラブ」に参加している。

光島 貴之 京都府京都市

美術家／鍼灸師

1954年生まれ。10歳の頃失明。大谷大学哲学科卒業後、鍼灸院を開業。92年から粘土による造形活動を開始。95年より独自のスタイルの「触る絵画」の制作を始め、f'98アートパラリンピック長野」大賞・銀賞を受賞する。その他、国内外の美術館ギャラリーでの展覧会に参加。触覚に注目したワークショップや、音の作家とのコラボレーション、身体表現にも意欲的に取り組む。対話しながら絵を鑑賞するミュージアム・アクセス・ビューの活動にも参加。

光永 惟行 兵庫県西宮市

社会福祉法人一羊会 あとリエすずかけ職員
すずかけ絵画クラブスタッフ

2014年より社会福祉法人一羊会の「あとリエすずかけ」に勤務。一羊会の作業所に所属する知的にしょうがいのある人たちが通うアトリエで、絵画や商品制作の準備や手伝い、連絡等の事務作業を行っている。また、一羊会が派遣するスタッフとして、絵本作家でボーダレス・アートミュージアムNO-MAディレクターのはたよしこさんが月に2回開催している「すずかけ絵画クラブ」に参加している。

横井 悠 滋賀県近江八幡市

ボーダレス・アートミュージアムNO-MA学芸員

2010年、滋賀県社会福祉事業団（現：社会福祉法人グロー〔GLOW〕）に入職。法人本部企画事業部に所属し、NO-MA館内外でアール・ブリュット関連の企画展を多数担当。「Timeless 感覚は時を越えて」(2014年)、「これ、すなわち生きものなり」(2015年)など。

渡辺 亜由美 滋賀県草津市

滋賀県立近代美術館 学芸員

1984年千葉県出身。東北大学文学部卒(美学・西洋美術史研究室)、大阪大学大学院文学研究科博士前期課程修了(西洋美術史研究室)。2014年より滋賀県立近代美術館学芸員。『生命の微―滋賀と「アール・ブリュット」』展(2015年)を企画。

たんぼぼの家 奈良県

鰐坂 兼充 大阪府大阪市

デザイナー／有限会社スカイ代表

1971年鹿児島生まれ。大阪総合デザイン専門学校入学、研究生修了後内装業の仕事を経て大阪総合デザイン専門学校に専任講師として就職。2000年に独立後、作家の発表の場を作るべく「iTohen」というギャラリーを大阪市北区本庄西にて2003年に開設。同時にグラフィックデザイナーとして活動。大阪総合デザイン専門学校ビジュアルデザイン科非常勤講師兼務。

伴戸 千雅子 大阪府高槻市

振付家／ダンサー

近年は、ミュージシャンやパフォーマーと即興セッションや作品づくりを行う。2004年から視覚障害など、さまざまな障害をもった人、子どもや母親を対象にしたダンスプログラムの講師をつとめ、社会とダンスの関わりやその可能性を探る。

山浦 康平 奈良県山辺郡山添村

大和高原太陽の家

太陽の家職員、パーカッショニスト。「大和高原 太陽の家」にて、障害者も健常者も関係なくボーダレスに一緒に音楽を作り出すグループ「わのわ」をスタート。ドラムサークルや即興的なアンビエントセッションを不定期に行なう。

河原 啓之（KAWA-TARO） 三重県名張市

ミュージシャン

タイコ叩き。伊賀ANTA主宰。主に西アフリカ・ギニアに古くから伝わる祭りや儀式に用いられるリズムの演奏に力を注ぎつつ、様々なジャンルのプレーヤーとのジャムセッションにも参加している。

Fuuyanm（ふうやん） 兵庫県淡路市

絵描き／イラストレーター／グラフィックデザイナー

岩手県・花巻市生まれ。東京、大阪、京都、西表島、熊本へと移り住み、現在は兵庫県の淡路島で、夫と猫6匹と暮らす。イラストの仕事として、NHKのEテレ「おはなしのくに」(宮沢賢治『祭りの晩』)など。個展や各地の芸術祭、アートプロジェクトへの参加や、音楽家・フォトグラファー・布作家・ダンサーらとのコラボレーション、壁画制作、子どもたちとの共同制作やワークショップなど幅広く活動中。

月ヶ瀬コーラス 奈良県奈良市

合唱

昭和63年JA女性部活動の一環としてコーラス活動発足。その後独立し「月ヶ瀬コーラス」の名称で有志によるコーラス活動を始める。地元での文化祭、芸能発表会、ほたる祭り等に出演。コーラスを通して繋がる思い、感動を大切にし日々活動に取り組んでいる。

渡会 みつはる 奈良県明日香村

ピアニスト

1979年埼玉県に生まれる。武蔵野音楽大学ピアノ科を卒業。山田彰一、イエネ・ヤンドーの各氏に師事。2013年奈良県明日香村に移住し、自宅でピアノサロンを始める。現在、クラシック音楽を軸にしながらも、即興演劇や、多様なジャンルのミュージシャンとのセッションにも取り組んでいる。

坂本 大祐 奈良県東吉野村

デザイナー

1975年生まれ、大阪府狭山市出身。商業デザイナーとして、パッケージや店舗デザインなど幅広く手がける。体を壊したことをきっかけに、東吉野村へ移住。移住後は県外の仕事を受けながら、今までの働き方や生活を見直し、自分にとって居心地のいい新たなライフスタイルを模索。2015年にオープンしたシェアオフィス「OFFICE CAMP」を拠点にさまざまな活動を展開している。

水野 浩世 大阪府堺市／泉佐野市

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）／株式会社YELLOW

大阪府生まれ。大阪芸術大学卒業。福祉施設のボランティアとして絵画講師を始める。現在は、国際障害者交流センタービッグ・アイにてアート工房を開設、障がいのある人・ない人の表現・自己実現に寄り添いながら支援を続けている。

大坂 一成　奈良県生駒市

彫刻家

1985年大阪芸術大学彫刻科卒業・NHKテレビ小説「走らんか!」では彫刻指導などを担当。その後各種展覧会や公募展で受賞多数。自宅を開放したアトリエ「くじらのクー」を主催し、毎年展覧会も開催している。

高橋 悟　京都府京都市

京都市立芸術大学教授

美術家。京都市立芸術大学理事。美術学部構想設計専攻教授。イェール大学大学院美術専攻修了、カーネギーメロン大学助教授、ミシガン大学准教授をへて現職。「生存の技法(私たちが生きてゆく為の創造的な技術)」という視点から、時間・空間に関わる芸術を再配置し、新たな表現領域の可能性を探求している。海外の研究機関や美術館と芸術・社会・生命・医療・環境に関わる多数のプロジェクトを展開する。

熊倉 敬聡　京都府京都市

Ours lab.研究員

元慶應義塾大学・京都造形芸術大学教授。1980年代は、フランス文学、特にステファヌ・マラルメの貨幣思想を研究。1990年代はコンテンポラリー・アートやダンスに関する研究・評論、企画、実践等を行う。2000年代は、教育現場の変革の作業を展開し、大学を地域・社会へと開く新しい学び場「三田の家」の立ち上げ・運営に関わる。2013年以降は京都に拠点を移し、21世紀的精神性の研究・実践に従事するとともに、変革の「道場」Impact Hub Kyotoの立ち上げ・運営に携わる。

奥村 泰彦　和歌山県和歌山市

和歌山県立近代美術館教育普及課長

1963(昭和38)年、京都市生まれ。1989(平成元)年から和歌山県立近代美術館に学芸員として勤務し、現在は教育普及課長。1994(平成6)年の美術館新築、移転、開館にも携わる。1997(平成5)年、同志社大学大学院文学研究科哲学専攻博士課程(前期)を修了。関西を中心に広く現代美術についての紹介を行いながら、美術館の教育普及活動にも取り組み、様々な世代とともに美術の楽しみ方を探る試みを続けている。

野村 ヨシノリ　奈良県奈良市

Gallery OUT of PLACE

1959年奈良県山辺郡山添村に生まれる。90年代、写真家を目指しフランスに滞在(約9年間)。2005年奈良市内に現代美術の画廊Gallery OUT of PLACEを開廊。2008年有志とともに【奈良アートプロム】を立ち上げる。2009年東京に支店Gallery OUT of PLACE TOKIOを開設。2011年から始まった【奈良・町家の芸術祭 はならあと】のアートディレクションを第3回(’13)まで担当。現在、奈良と東京から日本の現代美術の振興と世界に向けての発信をスローガンにし、アートマネジメントに関わっている。

西川 茂　大阪府東大阪市

2001年大阪芸術大学附属大阪美術専門学校芸術研究科美術コース修了。「自己を取り巻く環境と精神との調和」を基本的なコンセプトとして油彩による絵画作品を発表している。2007年より一年間、アメリカNY州にあるTriform Camphill communityに滞在し、障害のある人の日常生活のサポート、painting courseでの指導や補助を行う。2015年より東大阪市にある生活介護事業所アトリエライブハウスにて障害のある人の作品制作に携わる。

ホシノマサハル　静岡県浜松市

こどもアートスタジオ

版画工房エディションE.D.代表。こどもアートスタジオ／ディレクター、エイブルアートジャパン／理事。ワークショップユニット／BOB ho-ho.活動中。プロダクトチーム／self-help.活動中。

浦田 和久　大阪府大阪市

近畿労働金庫地域共生推進室室長

福岡県出身。1981年、大阪労働金庫(当時、現在は近畿労働金庫)に入庫。東大阪支店支店長を経て、2014年3月より現職。NPO、協同組合等の非営利・協同セクターの連携でよりよい社会がつかれると信じ込んで、日々の仕事(活動?)に励んでいる。各種委員としては、(社福)大阪ボランティア協会理事・評議員、公益財団コープともしびボランティア振興財団評議員、大阪市人権施策推進審議会公募委員選考委員。

松本 雅史　京都府京都市

株式会社L.F.C.　YUKASHINA

1973年生まれ、京都市出身。2007年にデザイン会社を東京で設立後、Uターンで地元京都に戻る。2015年に株式会社L.F.C.のプロジェクトとして、福祉と雑貨をキーワードに「Yukashina(ゆかしな)」をスタート。ディレクターとして製品の企画・開発を担当。工賃UPのお役に立つべく日々奮闘中。宝探しをするような気持ちで提携する企業や福祉施設を探す。

中村 あい　奈良県奈良市

アーティスト

1973年生まれ。奈良在住。子供の頃から人知れず、折り紙を折って切る事を楽しむ。2007年に事故で入院、病室で披露したのをきっかけに、人に見てもらう喜びを知る。昔は幾何学模様が主であったが、今は動物やケーキなど、ポップなモチーフを好む。特にバンダはお気に入りで、白黒で画面がパキッと決まるのもその理由の一つである。

森口 敏夫　奈良県三宅町

社会福祉法人ひまわり

1958年生。奈良県で一番小さな町、三宅町で生まれ育つ。地元の小中学校と養護学校に通い、卒業後は何十年と、家で内職をしたりして暮らす。地元の作業所ひまわりの家とのつながりを頼りに、少しずつ「外の世界」に出て行くようになる。2011年、アートリンク・プロジェクトへ参加、美術家・山村幸則氏と出会う。二人の交友から生まれた作品「どうしょんど」の製作体験をきっかけに、何かを作る・表現することがますます楽しくなってきた。

細馬 宏通　滋賀県彦根市

滋賀県立大学教授

専門は日常会話や協働作業における身体動作の研究。塔、パノラマ、絵はがき、アニメーション、流行歌、絵画など視聴覚文化史にも関心をよせる。著書に「うたのしくみ」(びあ)、「今日の『あまちゃん』から」(河出書房新社)、「ミッキーはなぜ口笛を吹くのか」(新潮選書)、「浅草十二階(増補新版)」「絵はがきの時代」(青土社)など。

岡崎 潤　大阪府大阪市

デザイナー／造形教室 主宰

大阪芸術大学芸術学部卒業。2000年にたんばぼの家と出会い、アートプログラムに参加。2005年より子どもや障害のある人の造形教室の講師を始め、一人ひとりに丁寧に寄り添い、それぞれのいいところを伸ばしていくことを大切にした教室を開いている。またデザイナーとしても、障害のある人のアート作品を用いた製品開発など、障害のある人の活躍の機会を広げる活動に関わる。

谷 美奈　奈良県生駒市

帝塚山大学全学教育開発センター准教授

日本およびフランスにてアパレルデザイナーを経験したのち、フランス・グランゼエコールL’ESGETEL、京都精華大学などの教員を経て現職。京都大学人間・環境学研究科博士前期修了。京都大学教育学研究科博士後期課程に社会人院生として在籍中。専門は教育学、教育方法学、高等教育開発論。現象学や物語論、質的心理学に関心を持っている。主著に「自己省察としての文章表現」、京都大学高等教育研究開発推進センター編『思考し表現する学生を育てるライティング指導のヒント』(ミネルヴァ書房 2013)。

西尾 美也　奈良県奈良市

美術家／博士(美術)

1982年生まれ。東京藝術大学大学院美術研究科博士後期課程修了。文化庁新進芸術家海外研修制度2年派遣研修員等を経て、2015年奈良県立大学地域創造学科教員。装いの行為とコミュニケーションの関係性に着目し、市民や学生との協働によるプロジェクトを国内外で展開。アフリカと日本をつなぐアートプロジェクトの企画・運営の他、ファッションブランドも手がける。

宮下 忠也　関東・関西

アートディレクター

アートイベントのプロデュース、展覧会のキュレーションや作品解説の執筆、映画および舞台の美術監督など、いくつかの異なる領域で美術部門のディレクターを務める。2007年から障害のある人たちによる表現を、展覧会を介して社会へと繋げる活動をおこなっている。アートディレクターを務めた主な展覧会に「現代美術展:MIRAGE」、「丹波国分寺跡アーツケープ」、「SUPERPOSITIVE:世界への愛着」、「HAPPY SPOT TOUR!」、「VANISHING POINT:消滅点」などがある。

森口 ゆたか　大阪府豊中市

近畿大学文芸学部教授

現代美術作家。近畿大学文芸学部文化デザイン科教授。NPO法人アーツプロジェクト副理事長。シカゴ美術館付属芸術大学大学院彫刻科修了。1986年の個展を皮切りに、グループ展示・個展を開催。2011年「森口ゆたかーあなたの心に手をさしのべて」(徳島県立近代美術館)等幅広く活躍。これまでに関西を中心とする30ヵ所以上の病院で、ホスピタル・アートの企画、運営、実施に携わる。

田中 啓義　奈良県奈良市

弁護士

人は助け合ってゆくもので、その相互の助け合いの中で自分も何か人のためにできる仕事につきたいと思い、弁護士を目指す。弱い立場にある人のために助力することを大切に、「まち弁」(町の中の雑多な法律問題を解決する弁護士)として、奈良を拠点に活躍している。

吉永 朋希　奈良県奈良市

たんばぼの家アートセンターHANAアートディレクター

佐賀県出身、京都精華大学芸術学部造形学科洋画コース卒業。在学中に「芸術の社会における可能性」と「人助けの関係性」に興味を持つ。ひょんなことからたんばぼの家と出会い、そこで作り出されている作品や人間関係に惹かれ就職。現在、アートセンターHANAのアートディレクションとプログラムのコーディネートを行っている。

はる　佐賀県

大江 登美子　佐賀県佐賀市

佐賀女子短期大学 専任講師

福岡県出身。2015年4月から佐賀女子短期大学専任講師を務めている。2013年1月から現在に至るまで佐賀県立金立特別支援学校小学部から高等部・卒業生のサークル「はーとあーと倶楽部」にて絵画制作指導を行っている。公募展への出品や個展の開催などアーティストとしても活躍している。

小松 原修　佐賀県佐賀市

特別支援学校教員／ドラマディレクター

即興演劇の役者、ディレクターとして、沖縄、高松、岡山、福岡、京都、佐世保にて公演を行う。1999年より重症心身障害の子どもと演劇を作り、2005年明治安田生命とエイブルアートジャパンによる「エイブルオンステージ」2期パートナーとしてプロジェクトに参加。2008年には「演劇的知をいかした発達障害児者のコミュニケーション教育と社会参加促進事業」に参加。2012年から14年までコミュニティFMの番組「エイブルオンラジオ」を企画し、障害者がパーソナリティを務める番組のメインパーソナリティ&ディレクターを兼務。

齋藤 誠一　滋賀県近江八幡市

社会福祉法人グロー（GLOW）法人本部企画事業部

アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター 所長

北海道出身。2006年からボーダレス・アートミュージアムNO-MAを担当し、アール・ブリュット・コレクション(スイス ローザンヌ市)とNO-MAとの連携事業事務局を担当する。パリ市立アル・サン・ピエール美術館での「アール・ブリュット・ジャポネ」の日本事務局も担当。

中津川 浩章　神奈川県小田原市

美術家／アートディレクター

美術家・画家として記憶・痕跡・欠損をテーマにブルーバイオレットの線描を主体としたドローイング・ペインティング作品を制作。国内外で展覧会多数。アートディレクターとして障害者のためのアーツタジオディレクション、アールブリュットの展覧会キュレーション、あらゆる人を対象としたアートワークショップ、講演、ライブペインティングなど、アート、福祉、教育とさまざまな分野で社会とアートの関係性を問い直す活動を行っている。

樋口 龍二　福岡県福岡市

特定非営利活動法人まる 代表理事

株式会社ふくしごと取締役 副社長

福岡県出身。1998年に「工房まる」と出会う。2007年に法人設立と同時に代表理事就任。現在ではコミュニケーション創造事業を設立。福岡を中心に障がいのある人たちの表現活動と社会をつなぐ中間組織として「福祉」をキーワードに社会をデザインする活動を行っている。

安永 恵子　佐賀県佐賀市

弁護士／安永法律事務所

2004年弁護士登録。行政事件、企業法務、医療事件や一般民事、家事事件を取り扱う。成年後見業務や福祉施設等からの相談を通じて障害者の権利擁護に努めている。

相談支援の概要と実績

「相談のカウントについて」1度の相談で複数の内容について問い合わせがあったり、何度もやりとりしたりすることがあるため、活動回数で記録しました。回数計上の考え方は次のとおりです。①相手から相談があり、その場で情報提供などして答えた…1回 ②相手からの相談を受けた後、その場で適切な回答ができず、後日提供する情報を整理して答えた…2回 ③出展依頼等仲介を要する相談に対し、その仲介のため他者に連絡を取った…実数をカウント ④「展覧会を開催したい」という相談と同時に、「ショップで売るグッズを制作したい」という相談があり、それぞれに相談支援や情報提供を行った…2回

過去2年間と同様に各実施団体に寄せられた相談はそれぞれに相談分類表を用いて集計し、連携事務局では、その結果を取りまとめて分析しています。これまでと同様に地域や実施団体の特性によらない典型的な相談が一定あり、その一部は「よくある相談とその対応」としてpp.099-100にまとめています。それ以外にも個別の相談事例についてはpp.101-112に掲載していますので、ご参照ください。

団体数も増え、相談の件数も大きく伸びています。無論、相談件数が増えたのは実施団体の増加に起因する部分も大きいのですが、一方で1団体あたりの相談件数も約2割増加しています。全体として昨年に比べ、相談者の幅が広がっています。特に今年度は作者やその家族からの相談が増えています。内容は、創作をしたい・充実させたい、あるいは作品を発表したいという相談が8割を占めています。

また、作品を二次利用したい企業や作品を買いたい個人からの相談も増えていきます。いずれも新聞やテレビなどのメディアでも障害者の芸術活動が取り上げられる機会が増えたり、このモデル事業をはじめ、障害のある作者の作品を目にする機会が増えたことによる社会的認知の高まりが一つの要因と考えられます。モデル事業の3年間の取組成果と言えるでしょう。

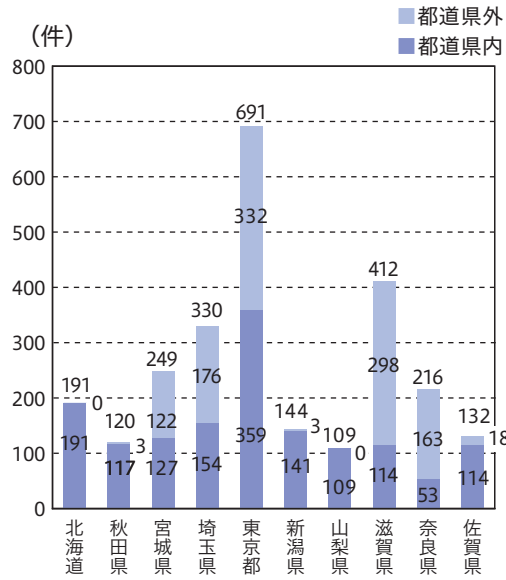
そして、少しではありますが特別支援学校からの相談も増えました。やはりこれからの障害者の芸術文化活動を考える上で教育とのつながりは欠かすことができません。ネットワークづくりなどを通じてさらに教育現場との連携を図っていく必要があります。

最後に、今年度の相談で特筆すべきは愛成会の約700件にものぼる相談でしょう。平均しても1日3.5件の相談対応を行っている計算になります。愛成会では、相談記録のためのデータベースを導入し、相談員の体制も拡充して対応にあたっています。特に東京などの都市部では今後もこうして相談が増えていくことが予想され、さらなる体制の充実が求められます。

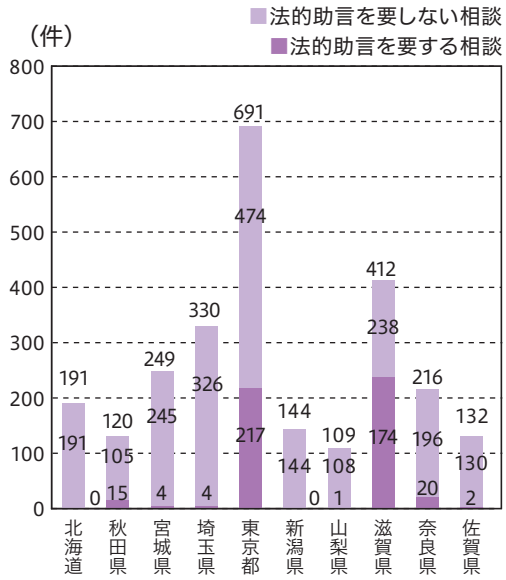
実施地域	実施団体	障害者芸術活動支援センター名称	活動回数
北海道	ゆうゆう	アールブリュット推進センター「Gently(ジェントリー)」	191回
秋田県	ゼロダテ	ポコラートアキタ	120回
宮城県	エイブル・アート・ジャパン	障害者芸術活動支援センター@宮城(愛称:SOUP)	249回
埼玉県	みぬま福祉会	アートセンター集	330回
東京都	愛成会	東京アール・ブリュットサポートセンターRights(ライツ)	691回
新潟県	みんなでいきる	新潟県アール・ブリュット・サポート・センター“NASC(ナスク)”	144回
山梨県	ハヶ岳名水会	YAN(山梨アールブリュットネットワークセンター:呼称“ヤン”)	109回
滋賀県	グロー(GLOW)	アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)	412回
奈良県	たんぼぼの家	障害とアートの相談室	216回
佐賀県	はる	佐賀県芸術活動支援センター SANC(サンク)	132回

*集計期間は2016/6/9-2017/3/15。次頁(p.134)のグラフは各センターで受け付けた相談を実施都道県として表記しています。

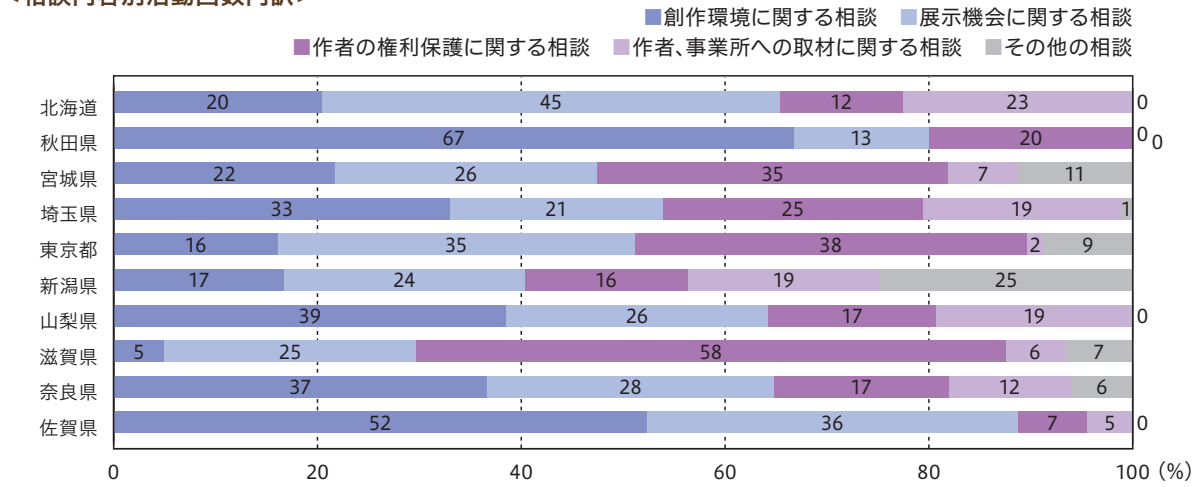
<相談者の居住地>



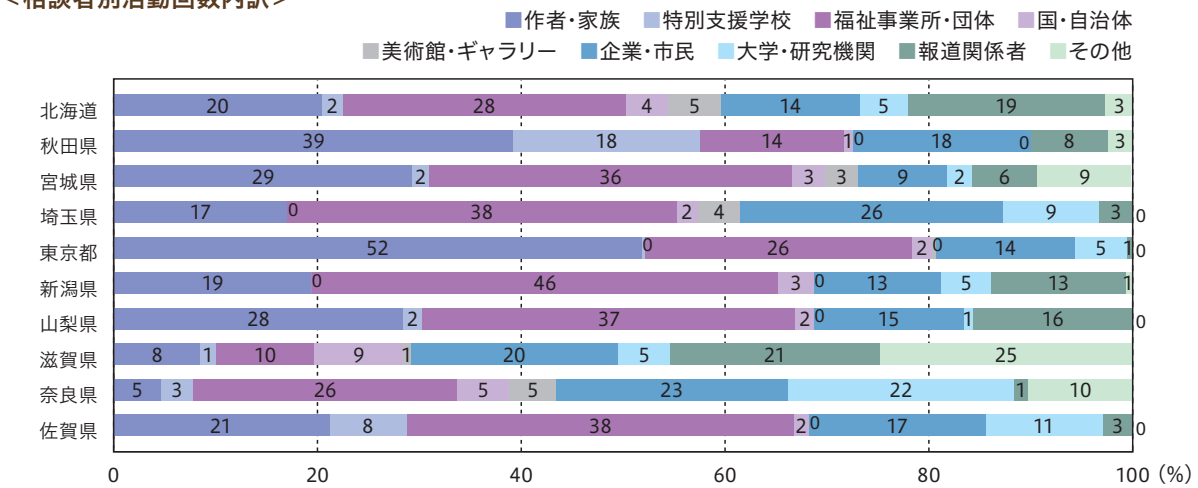
<法的助言の必要性>



<相談内容別活動回数内訳>



<相談者別活動回数内訳>



*小数点以下を四捨五入しているため内訳の合計が100にならないことがあります。

[付録 関連資料] 平成28年度の相談分類表

10の相談支援センターに寄せられた相談の分類

相談内容\相談者			作者・家族	特別支援学校	福祉事業所	国・自治体	
創作環境に関する相談	法的助言を要しない相談	はじめたい	10 16 5 1 5	1	4 3 1 7 1		
		充実させたい	19 10 38 3 3 2	2 20 2 1	2 13 7 5 2 10		
		関わりたい	2 6 4 18 1 1 3		3 1 1 10		
		特定の作者に会いたい			2		
		見学したい	1 7 1 6	1 2	4 2 32 5 15 6	1 3 2	
		作品の保管について	1		1 2	1	
		その他	1 4 3 1	1	2 4 1 6 5		
	法的助言を要する相談				2		
創作環境に関する相談 小計			21 22 72 10 7 31 21 5 14 16	2 2 1 3 20 6	6 17 8 18 22 13 54 10 6 36	1 4 2	
展示機会に関する相談	法的助言を要しない相談	作品を発表したい	14 23 129 13 2 10	2	7 5 4 4 6	1 1	
		出展を依頼された	2 3		1		
		展覧会を開催したい	1 72 3 2 2	2	17 5 11 5 7 3 1 1	1 1 2	
		その他	3 2 1 1 5 3 1 1 1	2	16 7 2 6 1 7 2	4 1 2 2	
	法的助言を要する相談						
展示機会に関する相談 小計			14 29 202 17 3 10 33 6 21 12	2 2 4 3 4	40 17 13 10 19 6 15 3 6	4 2 1 3 1 4	
作者の権利保護に関する相談	作品出展	出展契約を締結したい	2	1	3 12 1		
		その他	1		17 2 3 1	5	
		小計	2 1	1	4 3 29 3 3 1	5	
	作品寄託（寄贈）	寄託（寄贈）したい	2				
		寄託（寄贈）を受けたい					
		その他					
		小計	2				
	作品の二次利用	二次利用を依頼された	商品化	3		1 1 8	
			写真掲載			2 3	
			その他	1			
		二次利用したい	商品化	5 22 1	2 1	4 14 16 1 4 29	2
			写真掲載		1	1 3 1 1	1 20
			その他	7 1		8 17 6 2	1 13
		その他			16 1 1		
		小計	9 29 2	2 1 1	4 39 34 8 8 31 4 8 8	1 1 13 20	
	作品売買	売りたい	4 16 1 1		2 23 1 2		
		買いたい			2		
		その他	3 1		3 2 1		
		小計	4 3 16 1 2		3 2 23 4 3 1		
	作品の取扱全般に関する相談		2 6 1		2 66 3 1 21 7 10	1	
	成年後見制度利用に関する相談		1				
	作者の権利保護に関する相談 小計			4 18 47 4 6 1 2	2 2 1 7 4 46 152 11 11 4 52 18 24 8	1 1 13 26	
取材	取材したい				11 1 1	2 1 1 3	
	その他		3	1	3 7 1	2 1 1	
	作者・事業所の取材に関する相談 小計		3	1	14 8 1 1	4 2 1 1 3	
その他の相談			4 1 37 12	2	9 8 15 7 3	5 1 1 9	
合計			39 73 358 31 10 47 56 28 35 28	4 4 2 2 7 22 6 10	53 89 181 40 56 17 126 66 40 50	8 8 14 2 11 1 7 5 36 2	

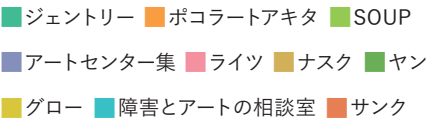
[付録 関連資料] 平成28年度の相談分類表

美術館・ギャラリー	企業・市民	大学・研究機関	報道関係者	その他	合計
	3 1				10 19 13 3 4 5 2 6 6
	6 1 1	15			23 24 63 8 6 60 15 6 12
	5 5 10 6 1	1 1			7 5 28 8 2 16 15 2 19
	1		4		1 2 4 1
3	5 1 14 1 5 12 5	1 7 2 12	2 2	1 12	9 6 64 10 56 23
		2 1			2 1 3 2
	1 2	2 1		3	6 1 2 8 5 8 4 6 5
					2
3	10 9 14 13 14 16 22 1 6	5 15 14 8 2 1	6 2	1 15	39 54 111 42 79 80 109 24 20 69
	2 1 1	14		3	23 61 143 17 7 20 5 33 13 21
5 2 5	10 2 10 3 16 18 1	2 1 5 10	2 67	5 1	29 18 95 9 25 2 32 4 70 28
1 2	4 1 5 4 6	1 7	4 2	5 1	29 11 4 2 28 7 1 17 11
	1				1
5 3 7	16 4 10 4 10 19 6 4 16	5 14 12 2 2 10	2 4 2 67	5 5 2 3	86 64 242 28 61 16 69 34 102 48
1	1 1			11	4 13 1 11 6 2 2 58 2
	4 1 1			50	4 35 2 6 1 4 69
1	5 1			61	
					2
					2
					4 1 8 4 1 2 3
					1
	2 34 5 1 14 7 1	2			6 22 72 1 12 45 1 7 5
	1 66 1	1 19	5 1	28	6 2 3 134 1 9 39 1 5
	2 2 2				19 1 3
3	2 36 10 17 75 1	3 19	5 1	28	6 55 113 10 23 6 50 4 151 9
	1 7	2		1	4 3 39 1 3 4 3 8 1 7 4
10 1	5 2 12 3 1 5 3	1		5	10 2 12 3 2 5 4 2 3
	1 3				3 8 4 1 3
10 1	3 12 3 4 5 10 1	3		5 1	17 13 51 4 9 5 12 7 4
	3 1			6	2 14 67 3 3 2 21 8 14
				3	3 1
10 3 3	5 53 3 15 27 3 75 1	6 19	5 1 35 15 3 17 3 11 10 6 2	3 11 90	23 86 266 18 37 24 84 23 238 9
1	1 2 6	4 16 6 11 4	1 12	2	41 16 11 18 26 49 11 6 6
	6 2	5 1 1		1 6	2 1 15 16 18
	1 2 6	4 6 1 11 4	35 15 3 17 3 11 11 18 2	1 2	43 17 11 21 26 64 17 27 24 6
	3 15 6 5 4	1 2 2 5	1	5 3 1	28 4 61 36 13 4 36 28
10 8 3 10	26 22 94 16 49 21 85 18 84 23	9 6 35 1 48 31 7 21 15	37 16 4 17 3 9 11 19 85 4	5 23 1 102 22	191 249 691 109 216 120 330 144 412 132

* 各枠内の数字は、実施団体ごとの活動回数。左から●ジェントリ、●ポコライトアキタ、●S O U P、●アートセンター集、●ライツ、●ナスク、●ヤン、●アイサ、●障害とアートの相談室、●サンクの順。

モデル事業3年目の実績

これまでの2年間の活動を踏まえ、3年目はさらに大きく事業を推進してきました。それは数値としても跳ね返ってきています。



【実施団体数】



実施団体数

実施団体は初年度の5団体から3年目には2倍の10団体へと増え、単年度の採択も含めると累計12の団体がこの事業に取り組みました。その間、障害者の芸術文化活動は波及し、その結果p.133にも示したとおりセンターへの相談件数も増えています。

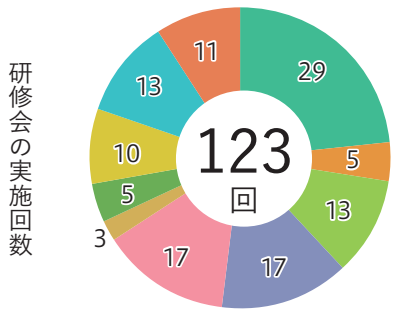
ウェブサイト

平成28年度に事業を実施した10の支援センターはそれぞれにウェブサイトを活用し、研修会の告知や展示会の案内、またそれらレポートなど様々な情報を発信してきました。10のセンターから発信されたそれらの記事は261件にのぼり、実施期間中ほぼ1日に1記事のペースで情報発信がされてきました。その結果、それぞれのサイトへのアクセスの合計は13万アクセスを超え、センター事業を行う上で非常に重要な情報発信ツールとなっています。

メディア掲載数

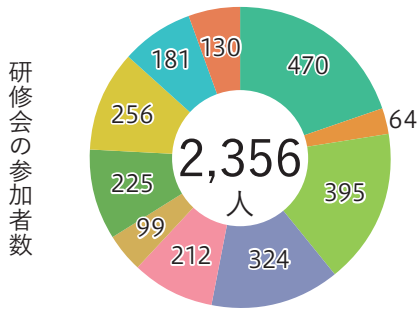
新聞や雑誌などで、この事業に関連する内容が紹介された回数を示しています。この事業以外にも障害者の芸術文化活動について紹介される機会も増え、報道機関からの相談も定常的に受けています。

【人材育成】



研修会の実施回数

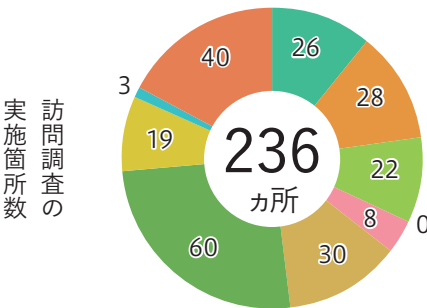
10のセンターで合計123回におよぶ多彩な研修を実施しています。特にエリアの広い北海道では、約30回の研修が実施されました。これらの研修ノウハウの蓄積がpp.051-052の研修の基本プログラムなどに活かされています。



研修会の参加者数

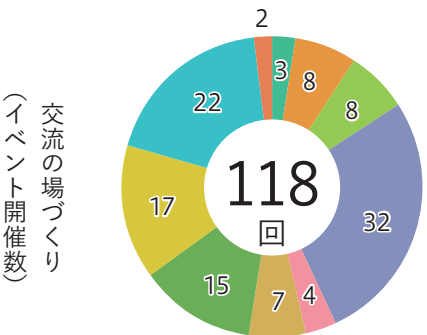
小規模な実践研修からまとまった人数で行う座学まで多彩な研修が企画されています。ヤンの研修(p.079)では、障害者の芸術活動に取り組み始めたばかりの福祉施設なども多く、関心が高まっていたこともあり、各回平均45名の参加者が集まる盛況ぶりでした。

【ネットワークづくり】



訪問調査の実施箇所数

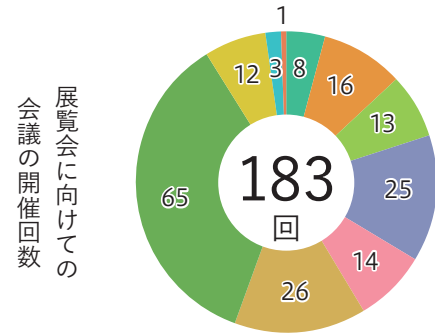
全国で236カ所への訪問調査が実施されました。センターごとの割合を見ると障害者の芸術活動に関してまだ取組の歴史が浅い地域で特に多くの訪問が行われていることがわかります。地道なネットワークづくりが事業の展開に良い効果をもたらしていると思われます。



交流の場づくり

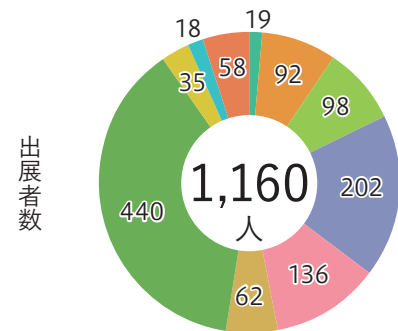
アートセンター集の32回を筆頭にたくさんのネットワークの場づくりがなされました。回数もさることながら、多彩なネットワークの場づくりが行われ、幅広いネットワークが構築されたことが、事業の展開性を高めたと考えられます。

【参加型展示会】



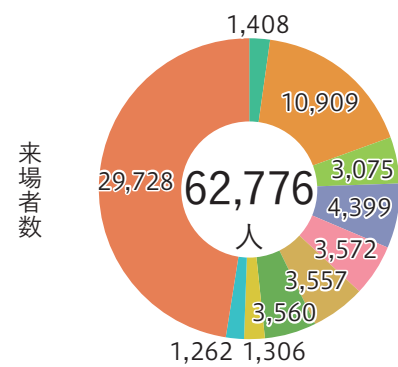
展覧会に向けての会議の開催回数

平均18回を超える会議が実施されています。展覧会の実施に向けて、支援者とともに非常に丁寧にステップを踏んでいることがこの数字からうかがえます。



出展者数

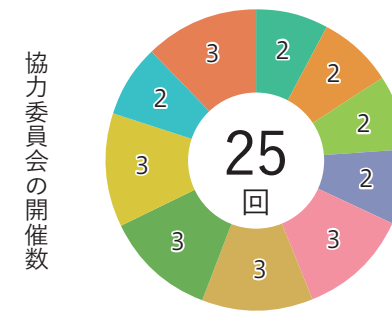
多くの障害のある作者が作品を出展し、出展者も1,000人を超えました。出展作品数も全体で4,200点を超えています。1,000人を超える障害のある作者の出展機会を創出したことは、このモデル事業の中でも非常に大きな成果の一つと言えるでしょう。



来場者数

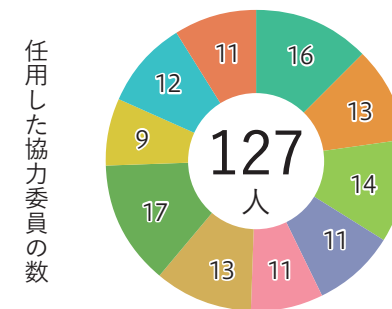
参加型展示会の来場者数は、はるの29,728人を筆頭に全体では6万人を超えています。展示会場や期間設定次第で大きく動く数字にはなりますが、今後普及事業に移行して、さらに増えていくことが期待されます。

【協力委員会】



協力委員会の開催数

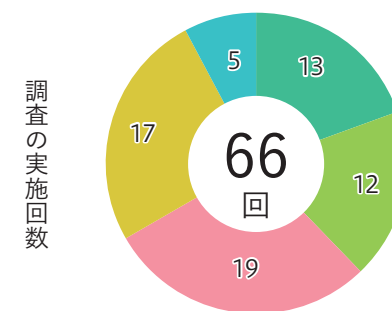
いずれの団体も2回または3回実施し、事業の計画や進め方についての助言、事業の進捗や実績の報告をしています。



任用した協力委員の数

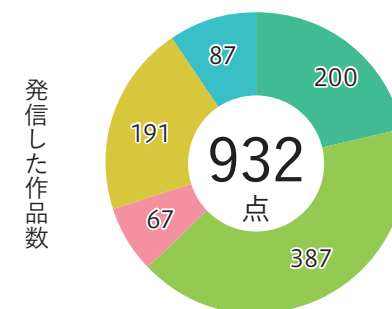
いずれの団体も10～20人の委員で協力委員会を構成しています。実施団体の代表者、都道府県の障害福祉担当職員と文化芸術担当職員、障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体、専門家アドバイザーとして弁護士および学芸員を必須の委員として定めていますが、芸術担当職員、それ以外にも異なる分野から様々な委員を任用し、協力を得ながら事業を推進してきました。

【調査・発掘、評価・発信】



調査の実施回数

この調査・発掘、評価・発信の取組には平成28年度は5つの団体(ゆうゆう／エイブル・アート・ジャパン／愛成会／グロー／たんぼぼの家)で実施しました。調査の実施回数は、1団体平均10回を超え、地道な調査によって過去に公募展や展覧会へ出展歴がない66人の作者を発掘しました。



発信した作品数

SOUPの387点を含め、900点を超える作品が発信されました。また、注目すべきはその方法で、ウェブサイトでの公開や福祉関係のフォーラムに合わせた展示など様々な工夫が見られました。

都道府県別の面積・総人口・高齢化率・障害者数およびその内訳

障害者芸術文化活動支援センターを設置するにあたり、必要となる都道府県別の基礎データを掲載します。事業計画を立てたり、アンケート調査を実施する際の母数としてぜひご活用ください。引用元は、以下のとおりです。

<面積>

- 国土交通省 国土地理院
平成28年全国都道府県市区町村別面積調(平成28年10月1日時点)

<人口・高齢化率>

- 総務省 統計局
平成27年国勢調査(平成27年10月1日時点／平成28年10月26日公表)

<障害者数>

- 厚生労働省
平成27年度 福祉行政報告例
・身体障害者手帳交付台帳登載数
・療育手帳交付台帳登載数

平成27年度 衛生行政報告例
・精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数
・特定疾患医療受給者証所持者数

	面積 (km ²)	総人口 (人)	高齢化率 (%)	障害者数 (人)	身体障害者 手帳交付台帳 登載数 (人)	療育手帳 交付台帳 登載数 (人)	精神障害者 保健福祉手帳 交付台帳登載数 (人)	特定疾患(難病) 医療受給者証 所持者数 (人)
全国	377971.57	127,094,745	26.6	7,118,404	5,194,473	1,009,232	913,026	1,673
北海道	83423.82	5,381,733	29.1	276,779	189,093	40,444	47,156	86
青森県	9645.56	1,308,265	30.1	71,223	47,864	12,323	11,028	8
岩手県	15275.01	1,279,594	30.4	64,313	43,827	11,522	8,948	16
宮城県	7282.22	2,333,899	25.7	74,247	50,145	10,772	13,305	25
秋田県	11637.52	1,023,119	33.8	70,083	55,299	8,782	5,990	12
山形県	9323.15	1,123,891	30.8	67,574	53,950	8,247	5,351	26
福島県	13783.74	1,914,039	28.7	91,458	62,450	17,088	11,910	10
茨城県	6097.12	2,916,976	26.8	128,691	91,711	21,210	15,761	9
栃木県	6408.09	1,974,255	25.9	82,123	55,539	15,845	10,726	13
群馬県	6362.28	1,973,115	27.6	70,117	46,184	13,885	10,037	11
埼玉県	3797.75	7,266,534	24.8	235,840	152,792	37,351	45,645	52
千葉県	5157.64	6,222,666	25.9	194,281	123,364	32,474	38,393	50
東京都	2191.00	13,515,271	22.7	648,150	465,324	82,999	99,694	133
神奈川県	2415.92	9,126,214	23.9	198,256	100,918	24,021	73,249	68
新潟県	12584.18	2,304,264	29.9	92,988	64,513	12,215	16,212	48
富山県	4247.61	1,066,328	30.5	43,054	29,444	7,592	6,002	16
石川県	4186.09	1,154,008	27.9	44,429	29,078	8,421	6,919	11
福井県	4190.49	786,740	28.6	52,609	40,697	6,230	5,664	18
山梨県	4465.27	834,930	28.4	49,337	36,065	6,191	7,073	8
長野県	13561.56	2,098,804	30.1	116,117	78,479	19,537	18,060	41
岐阜県	10621.29	2,031,903	28.1	103,217	71,834	17,494	13,876	13
静岡県	7777.43	3,700,305	27.8	113,579	74,701	18,450	20,390	38
愛知県	5172.90	7,483,128	23.8	216,724	124,737	34,421	57,498	68
三重県	5774.41	1,815,865	27.9	98,693	73,626	13,202	11,841	24
滋賀県	4017.38	1,412,916	24.2	57,858	39,930	12,457	5,453	18
京都府	4612.19	2,610,353	27.5	96,547	67,428	10,573	18,495	51
大阪府	1905.14	8,839,469	26.1	268,963	145,969	43,858	78,999	137
兵庫県	8400.93	5,534,800	27.1	174,337	102,418	33,167	38,681	71
奈良県	3690.94	1,364,316	28.7	74,220	53,952	11,410	8,829	29
和歌山県	4724.71	963,579	30.9	56,368	40,470	9,384	6,505	9
鳥取県	3507.13	573,441	29.7	40,932	29,199	5,391	6,339	3
島根県	6708.24	694,352	32.5	51,051	37,498	7,394	6,140	19
岡山県	7114.47	1,921,525	28.7	58,174	35,249	10,818	11,951	156
広島県	8479.47	2,843,990	27.5	103,620	59,239	14,734	29,597	50
山口県	6112.34	1,404,729	32.1	75,562	53,323	11,657	10,570	12
徳島県	4146.79	755,733	31.0	50,426	37,855	7,849	4,676	46
香川県	1876.73	976,263	29.9	39,633	27,437	7,110	5,070	16
愛媛県	5676.19	1,385,262	30.6	65,138	43,971	13,044	8,109	14
高知県	7103.93	728,276	32.8	38,845	27,687	6,240	4,904	14
福岡県	4986.40	5,101,556	25.9	170,810	109,320	23,913	37,462	115
佐賀県	2440.68	832,832	27.7	56,826	42,993	8,715	5,109	9
長崎県	4132.20	1,377,187	29.6	78,722	53,573	14,348	10,789	12
熊本県	7409.44	1,786,170	28.8	91,054	63,381	11,580	16,068	25
大分県	6340.74	1,166,338	30.4	60,886	42,773	8,900	9,181	32
宮崎県	7735.31	1,104,069	29.5	62,832	44,492	11,084	7,246	10
鹿児島県	9186.99	1,648,177	29.4	100,738	69,897	18,269	12,553	19
沖縄県	2281.14	1,433,566	19.6	75,211	50,933	14,704	9,572	2

障害者芸術文化活動支援センター設立・運営マニュアル

2017年3月31日

[企画・編集・発行]

社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～
障害者の芸術活動支援モデル事業連携事務局
<http://renkei-sgsm.net/>

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2
TEL 0748-46-8118 FAX 0748-46-8228
Mail artbrut_info@glow.or.jp

[発行責任者]

北岡 賢剛〈社会福祉法人 グロー（GLOW）理事長〉

[構成]

齋藤 誠一〈社会福祉法人 グロー（GLOW）法人本部企画事業部次長〉
竹岡 寛文〈障害者の芸術活動支援モデル事業連携事務局〉

[事例(第Ⅱ部)および原稿(付録)提供]

社会福祉法人 ゆうゆう
特定非営利活動法人 アートNPOゼロダテ
特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン
社会福祉法人 みぬま福祉会
社会福祉法人 愛成会
社会福祉法人 みんなでいきる
社会福祉法人 ハヶ岳名水会
一般財団法人 たんぽぽの家
社会福祉法人 はる

[編集・校正]

木元 聖奈〈社会福祉法人 グロー（GLOW）法人本部企画事業部〉

[デザイン・イラストレーション]

竹岡 寛文〈障害者の芸術活動支援モデル事業連携事務局〉

[印刷・製本]

サンエクセル株式会社

[助成]

障害者の芸術活動支援モデル事業（厚生労働省補助事業）